

令和4年第5回定例会

鋸南町議会会議録

令和4年9月 6日 開会

令和4年9月15日 閉会

鋸南町議会

令和4年第5回鋸南町議会定例会議案一覧表

議案第1号	千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
議案第2号	令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第3号	令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について
議案第4号	令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第5号	令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第6号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について
議案第7号	令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第8号	令和3年度決算認定について 1. 令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算 2. 令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 3. 令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 4. 令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第9号	令和3年度決算認定について 1. 令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算 2. 令和3年度鋸南町水道事業会計決算
報告第1号	令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について
報告第2号	令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）
報告第3号	令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）

令和4年第5回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号（9月6日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣言	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	5
町長から提案理由の説明、諸般の報告	5
一般質問	9
小藤田 一幸 議員	9
早川 正也 議員	20
竹田 和明 議員	31
笹生 あすか 議員	44
散会の宣言	57

第2号（9月7日）

議事日程	58
本日の会議に付した事件	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	59
本会議に職務のため出席した者の職氏名	59
開議の宣言	60
議事日程の報告	60
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第2号の上程、説明	61
議案第3号の上程、説明	62
議案第4号の上程、説明	66
議案第5号の上程、説明	67
議案第6号の上程、説明	69
議案第7号の上程、説明	69
議案第8号の上程、説明	71
議案第8号の監査報告	78
議案第8号の決算審査特別委員会への付託	79
議案第9号の上程、説明	80
議案第9号の監査報告	83
議案第9号の決算審査特別委員会への付託	85
報告第1号の説明	86
報告第2号の説明	87
報告第3号の説明	87
散会の宣言	88

第3号（9月15日）

議事日程	89
本日の会議に付した事件	90
出席議員	90
欠席議員	90
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	90
本会議に職務のため出席した者の職氏名	90
開議の宣言	91
議事日程の報告	91
議案第2号の質疑、討論、採決	91
議案第3号の質疑、討論、採決	92
議案第4号の質疑、討論、採決	93
議案第5号の質疑、討論、採決	93
議案第6号の質疑、討論、採決	94
議案第7号の質疑、討論、採決	95
議案第8号の委員長報告	95
議案第8号の質疑の省略	100
議案第8号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決	100
議案第8号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決	100
議案第8号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決	101
議案第8号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決	101
議案第9号の委員長報告	102
議案第9号の質疑の省略	103
議案第9号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決	104
議案第9号、水道事業会計決算の討論、採決	104
閉会の宣言	104

鋸南町告示第62号

令和4年第5回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年9月1日

鋸南町長 白石 治 和

- 1 期 日 令和4年9月6日 午前10時
- 2 場 所 鋸南町役場議場

令和4年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和4年9月6日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問（4名）
8番 小藤田 一 幸 議員
2番 早 川 正 也 議員
3番 竹 田 和 明 議員
1番 笹 生 あすか 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 笹生 あすか | 議員 | 2番 | 早川 正也 | 議員 |
| 3番 | 竹田 和明 | 議員 | 4番 | 大塚 昇 | 議員 |
| 5番 | 青木 悦子 | 議員 | 6番 | 笹生 久男 | 議員 |
| 7番 | 渡邊 信廣 | 議員 | 8番 | 小藤田 一幸 | 議員 |
| 9番 | 鈴木 辰也 | 議員 | 11番 | 笹生 正己 | 議員 |
| 12番 | 平島 孝一郎 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和	副 町 長	内田 正司
教 育 長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	石 井 肇	保健福祉課長	寺本 幸弘
地域振興課長	安田 隆博	教 育 課 長	福原 規生
建設水道課長	齋藤 正樹	会 計 管 理 者	対馬 尚子
総務管理室長	今井 勝啓	監 査 委 員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 加藤 芳博 書 記 村上 真理

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和4年第5回鋸南町議会定例会を開会致します。

暑いようでしたら上着を脱いでいただいても結構です。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木辰也）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

4番 大塚昇議員、7番 渡邊信廣議員の両名を指名致します。

◎会期の決定

○議長（鈴木辰也）

日程第2、会期の決定を行います。

この件については、去る8月30日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。はい、委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

それでは、議長から報告の求めがありましたので、去る8月30日午前10時から開催した議会運営委員会における、令和4年第5回鋸南町議会定例会の会期及び日程等の協議について、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日から15日までの10日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、町長提出議案9件及び報告3件が提出されております。

本日は、このあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問を行い、散会いたします。

明日7日は、午前10時から会議を開き、議案の審査となりますが、議案第1号については、上程のうえ、説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第2号から議案第9号までの水道事業会計未処分利益剰余金の処分、令和4年度補正予算及び令和3年度決算関係については、順次上程のうえ、説明を受けるだけとし、報告第1号から報告第3号についての報告を受けた後、散会いたします。

なお、令和3年度決算に関わる審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されておりますことを、併せてご報告致します。

8日から14日までの7日間は、議案調査のため休会とします。

15日は午前10時から会議を開き、議案第2号の水道事業会計未処分利益剰余金の処分について決算審査特別委員会委員長からの報告をいただき、討論の後採決。補正予算関係の議案第3号から議案第7号の質疑、討論、採決。続いて決算関係の議案第8号及び第9号について、決算審査特別委員会委員長からのそれぞれ報告をいただき、討論の後、採決をお願いしたいと考えております。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、小藤田一幸議員・早川正也議員・竹田和明議員・笹生あすか議員の4名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内と致します。また、再質問は一問一答方式で、回数は定めないことと致します。

なお、お手元に配付されている資料につきましては、後ほど議長から報告があると思いますが、陳情のうち、水田活用交付金の見直し撤回、米価下落対策・農業資材高騰対策などを求める陳情、及び消費税減税とインボイス制度の実施中止を求める陳情の、この2件につきましては、意見の提出を求める発言と、内容の一部は認めるものの、現時点での提出は見送るべきとの発言に割れました。その結果、委員長判断として、陳情、意見書案は、皆様の議席に配付しましたことをご理解いただきたいと思います。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での審査結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から15日までの10日間とし、一般質問については、通告のあった議員が4名。

質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内。再質問は一問一答方式で回数は定めないとのこととあります。

お諮り致します。

ただいま申し上げたとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から15日までの10日間と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

建設水道課から、第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る本年度の事業内容及び進捗状況に関する資料の提供がありましたので、配付しました。

また、今定例会に提出された3件の陳情書を参考までに配付しました。以上で、議長としての報告を終わります。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。本日、ここに令和4年第5回鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げます次第でございます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、組合規約の変更の協議及び水道事業会計未処分利益剰余金の処分、一般会計及び国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、鋸南病院事業会計、水道事業会計の各補正並びに令和3年度の全会計の決算認定で、合わせて9議案と報告3件でございます。

それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号は「千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について」でございますが、千葉県市町村総合事務組合規約における組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理事務に係る団体に関する規定の変更に伴い、関係市町と協議するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の第2号は「令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」で

ございますが、水道事業会計における未処分利益剰余金の処分に関し、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案の第3号は「令和4年度鋸南町一般会計補正予算・第2号について」であります。2億5349万8千円を追加し、補正後の総額を52億4642万9千円にしようとするものでございます。

始めに、歳出の主なものをご説明申し上げます。

総務費では、高速バスラッピング作成業務委託及び広告料272万8千円、企業版ふるさと納税紹介手数料135万円、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金121万5千円、介護保険特別会計繰出金2069万8千円、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業1860万8千円、水道会計補助金2760万円、商工費では、中小企業等事業継続支援金4228万円、都市交流施設・Wi-Fi設備構築委託189万2千円及び浄化槽液中膜交換工事623万5千円、土木費では、リフォーム補助金100万円、教育費では、給食センター・冷凍冷蔵庫299万2千円、諸支出金では、前年度繰越金の確定等に伴い、財政調整基金へ1億1713万4千円の積み立てをいたします。

次に歳入であります。歳出に充当する特定財源以外で、主なものでは、増額補正で、地方交付税、普通交付税9267万8千円、特別会計繰入金987万6千円、前年度の繰越金1億3426万9千円、町債では、臨時財政対策債・発行可能額の確定に伴い、186万5千円及び、過疎地域持続的発展特別事業債70万円、し尿処理施設整備事業債1770万円の増額計上であります。減額補正では、財政調整基金繰入金1億405万8千円の減額であります。

また、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の補正をお願いをいたします。

議案の第4号は「令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第1号について」でございます。121万5千円を追加し、補正後の総額を10億2164万8千円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳出では、事業報告システム改修業務委託16万5千円、保健福祉総合センター光熱水費105万円、歳入では、一般会計繰入金121万5千円でございます。

議案の第5号は「令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算・第1号について」であります。4684万円を追加をし、補正後の総額を15億1701万円にしようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳出では、介護給付費準備基金積立金1377万3千円、国県及び支払基金への償還金2307万円、一般会計への返還のための繰出金987万6千円、歳入では、介護保険料2064万8千円の減額、支払基金交付金133万2千円、一般会計繰入金2069万8千円、前年度繰越金4538万7千円でございます。

議案の第6号は「令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算・第2号について」であります。健診検査用眼底カメラ購入のため、資本的収入及び支出、それぞれ350万円を追加をし、補正後の総額を1103万7千円にしようとするものでございます。

議案の第7号は「令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算・第2号について」でござい

ますが、水道加入者分担金の増等により、収益的収入では、201万9千円を追加をし、補正後の総額を4億9315万1千円にしようとするものであります。なお、コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受ける町内の個人、事業者を支援するために行う水道基本料金3ヵ月分の減免に伴い、給水収益を2760万円減額し、同額を一般会計から繰り入れる補正を併せて行います。資本的収入では、企業債及び国庫補助金の増額により3604万円を追加をし、補正後の総額を1億604万円とし、資本的支出では、配水施設改良費の増額により375万1千円を追加をし、補正後の総額を2億8436万1千円にしようとするものでございます。

議案の第8号は「令和3年度鋸南町一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計」の4つの会計の歳入歳出決算については、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員さんの意見書を添えて、議会の認定をお願いするものであります。

議案の第9号は「令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算及び水道事業会計決算」については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員さんの意見書を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、報告第1号から第3号は、財政健全化法の規定により、健全化判断比率及び企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見書を添えて報告するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長及び会計管理者から説明をいたさせますので、よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症についてであります。ご承知のとおり、全国的な感染拡大により、安房地域の感染者数も増加をしております。鋸南町では、9月1日現在で、無症状の方も含めて、累計で528人の感染者の確認がされております。町民の皆様には、引き続き、基本的な感染症対策をお願いします。

また、新型コロナワクチン接種についてであります。安房医師会や各医療機関のご協力をいただき、7月から、60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患のある方及び医療従事者等の4回目の接種を進めております。60歳以上の4回目の接種が済んだ方は、65.1パーセントとなっており、予約の混乱等もなく、ご希望の方には、概ね接種をして頂いているものと思っております。10月以降に、従来型とオミクロン型対応の2価ワクチンの接種体制を整えるよう、国から方針が示されております。重症化予防に有効であるとされておりますので、スケジュール等の詳細が示され次第、速やかに、対応して参ります。感染症発生から二年以上が経過した現在、国などから大規模な行動制限がかかっていない状況にありますので、町では例年実施している各種事業、行事について、十分な感染症対策を行い、可能な限り実施する方向でありますが、必要に応じ、中止又は一部変更などの判断をしております。

次に、海水浴場の入込状況について、ご報告を申し上げます。本年の海水浴場については、町内5ヶ所の全浜とも7月23日から8月14日までの23日間開設をいたしました。

た。本年は、3年ぶりの開設でもあり、コロナ禍による自粛が解除されたこと、また、開設期間中は、天候もよく、気温も上昇したこともあり、全体の入込客数は1万9155人で、令和元年と比較をすると27.6パーセント増の入込となりました。また、平成28年度より「安心・安全な鋸南町の海水浴場の確保に関する条例」を施行しており、海水浴場内におけるジェットスキーやバーベキュー、入れ墨の露出等への注意喚起を実施するとともに、本年度は、新たな試みとして、千葉海上保安部と合同による町内SUP事業者への啓発をさせていただいたところでございます。特に苦情や指導によるトラブルもなく、海水浴場の秩序は保たれたと聞いております。引き続き、安心・安全な海水浴場を目指して参ります。

次に、頼朝まつり、きょなん地美恵BBQ大会についてであります。コロナウイルス感染症の拡大が継続をしていることから、各実行委員の皆様と協議をした結果、昨年同様、本年も中止の判断をさせていただきました。

次に、総合防災訓練についてでございますが、本年は、新たに採用しました防災対策監を中心に準備を進めており、11月6日日曜日を予定しております。なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、中止と判断させていただくこともございますので、よろしくお願いを致します。

次に、敬老の日のお祝い品の配付についてであります。本年も90歳以上の389名の方々に対して、敬老の日を記念し、心ばかりのお祝い品をお贈りいたします。このうち100歳以上の方は15名となります。本年も昨年同様、訪問を控え、9月中に対象者にお祝い品を郵送いたします。また本年度100歳を迎えられる方5名については、内閣総理大臣からお祝い状と記念品が贈呈されます。どうぞ健康にご留意され、いつまでもお元気で長寿でありますよう、お祈り申し上げます。

次に、結婚50周年のお祝いについてであります。本年も、申し込みのありました19組のご夫婦の皆さんに、記念品を贈呈させていただきます。今後とも、ご夫婦の末永いお幸せをお祈り申し上げます。

次に、総合検診についてであります。本年度の検診も、医療機関での施設健診と、従来までの集団検診の両方を予定し、ご都合でどちらかで受診して頂けるようご案内をしております。施設健診については、安房郡市内の各医療機関と契約をし、8月16日から実施しており、1月31日迄の間で受診下さるようお願いをいたします。また集団検診については、10月12日から18日までの土曜日を除く6日間で、完全予約制で実施いたします。3密回避対策のため、本年度は、10月6日に結核・肺がん検診のみの日程も設けております。昨年度に引き続き、35歳から39歳の方にも、フレッシュ健診として受診出来ますので、ご自身の健康管理に対して意識を持ち、積極的に受診して頂き、生活習慣病予防に取り組んで頂きますようお願いを申し上げます。

次に、鋸南町訪問看護ステーションの閉鎖について、であります。平成11年4月より、介護保険の創設と共に歩んでまいりました。長い間、地域の皆様にご愛顧いただきまいりましたが、令和4年9月30日を持ちまして事業所を閉鎖することとなりました。長年にわたるご厚情に心から感謝を申し上げます。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

初めに、2022町民運動まつりについてであります。10月16日に鋸南小学校を会場に予定をしています。玉入れや綱引き、ポッチャなど、楽しく体をうごかせる競技を行います。皆さまのご参加を、お願い致します。

次に、文化祭についてであります。昨年同様、多目的ホールで開催予定の芸能の部は、中止することといたしました。サークル活動の成果の発表の場である展示の部は、10月29日と30日の両日に、中央公民館で開催いたします。本年度は本のリサイクルフェアも同時開催いたします。皆さまの、ご来場をお願い致します。

最後に、教育の日についてであります。毎年、11月の第3土曜日を「鋸南町教育の日」と定めております。本年は、11月19日に鋸南中学校において、「教育の日」の行事を行います。

第1部では、教育委員会表彰、見返り美人アートフェスタ表彰を行います。

第2部では、小学校・中学校の学習発表会を予定しておりますので、皆さまの、ご来場をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしく、お願い申し上げます。以上であります。

○議長（鈴木辰也）

町長から提案理由の説明並びに報告がありました。

報告事項ではありますが、何か確認したい点がありましたら挙手願います。

○議長（鈴木辰也）

特にないようですので、以上で諸般の報告を終了致します。

◎一般質問

◎8番 小藤田 一幸

○議長（鈴木辰也）

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり、4名から通告がなされておりますので順次質問を許します。

小藤田一幸議員の質問を許します。

質問席へ移動してください。

〔8番 小藤田一幸 質問席につく〕

○議長（鈴木辰也）

8番 小藤田一幸議員。

【ベルが鳴る】

○8番（小藤田一幸）

プライベートの話ですが、私の家を知らない方もいると思いますが、竜島の極楽寺の東側になります。その身の回りに起こっていることから、人口減少の問題を始めたいと思い

ます。うちの住所の番号は12番です。極楽寺が17番。そして、歩道橋の周りが5番です。竜島は380軒ありますけども、大体番地から言ったら中心地になろうかと思いたすが、家の周りに、6軒家があります。そのうち、人が普段住んでいる家はたった1軒です。東側がお寺の駐車場100坪ほどあるんですが、そこに4、5メートル離れた家が1軒あるんですが、この4月に私の家の前の夫婦が、家を壊して更地にして東京へ移りました。4、5メートル離れている家は、7軒、入ると7軒なんですが、その家は施設に入りました。従って7軒のうち1軒だけなんですね。すごい勢いで、今、過疎化というか、そういうのが進んでいる。私が組長をやった時には、つまり地震の前でしたけれども、みんなバス1台貸し切って40人ぐらいですか、旅行をしたり、1日旅行したり、あるいは忘年会で40何名集まって、カラオケ大会みたいなことやったわけですが、今ではもうちょっと想像できないです。死亡したり、施設へ入ったり、移ったり、私の門から見て、3組の家が、夫婦3組ですね、この4、5年で、他へ行ってしまうました。そんなわけで、この人口減少問題、これは大変だなと思って、今回質問させていただきます。それでは、質問用紙を読み上げて質問に代えたいと思います。

1、10年来続く町の人口減少率、県下1位について。現在我が家に隣接している6軒のうち、常住は1軒のみで、門から見える範囲だけでも、3組の夫婦が、この4、5年に他地域に転居した。5年前まで、竜島区の11ある組の中の、南町だけで、団体旅行や忘年会をしていた地域の変貌ぶりが嘘のようである。5年に一度行われる国勢調査の結果、今も2桁台の減少が続く人口減少率、県下1位の鋸南町の現状について3点質問する。

1、町民は宝、人口減少率、県下1位についてどう思うか。

2番、行政は実績。これまでの取り組みは。

3番、自治体格差と今後の取り組みについて、以上です。この3点について回答をお願いいたします。

○議長（鈴木辰也）

小藤田一幸議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

○町長（白石治和）

それでは小藤田一幸議員の一般質問に答弁をいたします。

10年来続く町の人口減少率、県下第1位についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、町民は宝、人口減少率、県下第1位についてどう思うかについてでございますが、今や日本の社会にしっかり定着をした人口減少社会という言葉が、専門家以外の間でも広く本格的に用いられるようになったのは、平成17年12月に、平成17年国勢調査の最初の集計結果である、速報人口を統計局が公表し、日本の人口について、1年前の推計人口に比べ2万人の減少。我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られる、と発表され、これが「総人口、初の減少」といった見出しで新聞記事に大きく掲載されるなどして、人口減少が、現実の問題として広く注目されるようになったと言われております。その後、平成26年に民間の研究組織である「日本創生会議」が発表した消滅可能性都市は、全国の自治体の約半数を占めるもので、大きな話題となり、政府は、各地域の自律的で持続的な社会の創出を目指し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を掲

げ、いわゆる地方創生に本格的に取り組むこととなりました。令和2年国勢調査人口速報集計結果によると全国の人口は、平成27年に行われた前回調査から、86万8千人の減の、1億2622万7千人となっており、人口階級別では、人口5万人未満の市は、272市であったものが290市に増加、人口5千人未満の町村は、267町村だったものが、290町村に増加をし、市町村の人口規模は小さくなっている一方で、東京圏の人口は、全国の3割を占めており、総人口が減少している中、東京圏への人口集中が更に進んでおります。

千葉県全体では、6万1814人、1.0%の増の628万4480人となった一方で、54市町のうち36市町が人口減少しており、地域により人口の格差が生じている状況となっております。本町の人口は、6993人と、平成27年に行われた前回調査と比較して、1029人の減、減少率では、12.83%と、議員ご指摘のとおり、県下で、最も高い減少率となっております。その間、令和元年房総半島台風による被災によって、町外へ転出された方が増加したことも影響はしているものの、県内の市町村の中でも、二桁台の減少率は4団体であることを踏まえますと、本町特有の要因が人口減少に大きく影響しているものと考えます。

まず、本町の産業構造に関してであります。地理的な特性から、一次産業を中心とした産業構造となっており、過去には夏期を中心とした観光業や、東京湾の埋め立てなどを目的とした採石業に携わりながら、生計を支えてきた時代もあり、高度成長期には稼ぐ地域として、商業、金融なども繁栄をしていましたが、残念ながら時代の潮流によって、衰退をしてきました。今言われている半農半X(エックス)を先取りしていたとも言えますが、結果的には、専門家が減り、一次産業の後継者を確保できない状況となりました。将来を見据え、産業構造の転換が必要であったのではないかと思慮するところであります。また、人口減少の大きな要因である定住促進と雇用対策に関してであります。定住促進については、過去には町直営による大規模な宅地造成を行い、また近年では町有地の有効活用観点から、小規模ではありますが、民間への土地の払い下げによる宅地造成を行い、定住化のための対策を講じてきました。現在の居住実態を見ますと、やはり区画整理がなされた宅地への志向が強く、子育て世代は、特にその傾向が強いものと思われまします。本町は、海岸沿いは典型的な漁村環境、平坦部の更地は農業振興地域が大半を占めている状況にあり、土地の区画整理による開発等が限定されていたことも大きな要因と言えらると思ひます。

一方、雇用対策ですが、地場産業である農漁業については、後継者が減少している現状を踏まえ、集落営農や法人化、事業継承といった経営の転換が進んでいないことが要因であると考えられると思ひます。稼ぐ地域をつくるには、組織化など経営改善を図ることによって、外部人材の受け皿となる環境を整えていく必要があると思ひます。また、地域での雇用創出を進めるには不利な条件が多いことから、稼ぐ地域、東京都市圏と本町を繋ぐ仕組みを構築していくことが重要であり、今までのような公共交通事業者に頼るのではなく、町独自の政策によって、東京都市圏への通勤、通学の利便性、優位性を高めていくことが求められます。人口減少が進むことで、必然的に高齢化が進み、働き手の減少な

どが生じ、結果として、人口の減少以上に経済規模が縮小するとともに、社会保障費などの増加にともない、働き手ひとりあたりの負担が大きくなり、勤労意欲の低下とイノベーションの停滞が起こりうると思われまます。地方における人口減少が深刻化している中で、増加に転じる即効性のある施策がない人口減少問題は、現状維持に向けて、少しでも減少を緩やかにしていくことが必要であり、本町だけでなく、多くの自治体が抱える喫緊の問題であると認識をしております。

ご質問の2点目、「行政は実績。これまでの取り組みは。」についてであります。本町は、昭和の終わりから平成の半ばまで、補助金や地方債などを活用し、町民からの要望の多かった土地改良事業による基盤整備、道路や漁港の整備、鋸南中学校建設など、厳しい財政状況の中、社会インフラの充実を中心に進めてまいりました。1点目で答弁いたしましたとおり、世間で人口減少が騒がれ始めた平成の半ば頃には、実質公債費比率が早期に自主的な健全化が必要な状態となる早期健全化基準の25%に近づいた危機的な状況にございました。しかしながら、行財政改革や町民の皆様のご協力により、令和元年房総半島台風による激甚災害などの特殊財政需要があっても、耐えることができる位までに財政基盤が確保され、令和3年度末の財政調整基金残高は17億円を超えるなど、安定的な財政運営を行えるところまで来ることができました。その間、財政への影響を抑えながら、義務教育施設などの統合、子育て支援のための施策、有害獣対策、花木による観光拠点の創出や、認知症の予防対策など、様々な分野で官民協働による取り組みによってまちづくりを進めてきました。財政運営が安定してきたことにより、近年では、令和3年3月に策定をした、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、人口減少対策として4つの基本目標と2つの横断的な目標を掲げ、今まで取り組めなかった新たな取り組みが行えるようになってきております。人口減少対策の柱となる結婚・出産・子育て支援として、給食費の無償化、GIGAスクール事業、放課後子ども教室、婚姻に伴う住宅購入費用や引越し費用を支援する結婚新生活支援事業など多面的な支援や教育環境の充実を図っております。また、保育所や幼稚園での一時預かりや学童保育、子育て広場の開設など、近隣自治体とは遜色のない水準にあります。更には、民間の小児科クリニックに委託している病児・病後児保育事業は、子どもを持つ共働き世帯にとって、大きな支えとなっております。

一方、定住促進に向けた取組として東京23区内などから中小企業等へ就業する方への移住支援金、公共交通機関を利用して遠距離通勤・通学をする方を支援する通勤・通学助成金のほか、住宅取得奨励金やリフォーム補助金など、住環境の整備のための住宅関連補助制度を行っております。引き続き、財政状況も加味しながら、人口減少対策の有効となる施策に取り組んでまいります。

ご質問の3点目、「自治体格差と今後の取り組みについて。」であります。デジタル庁は、魅力的なまちづくりを後押しするため、住民の健康面や精神面の幸福度を示す「ウェルビーイング指標」を計測するツールの提供を始めております。国が掲げるデジタル田園都市国家構想の一環で、オープンデータを活用し、自治体ごとに「医療・健康」「子育て」など要素別の「偏差値」をレーダーチャートなどにまとめ、所属する市区町村を選択する

と図やグラフが表示され、各自治体に対し、これまで見えなかった課題やニーズを把握した上で、住民の幸福度を高めるための独自の施策の打ち出しに活用が検討されています。その中で、客観指標と主観指標のデータをバランス良く活用し、住民の「暮らしやすさ」と「幸福感」を指標で数値化、可視化したLWC指標があり、県内で本町と人口がほぼ同規模の、睦沢町、御宿町、長柄町、神崎町と比較すると、本町が一番高い指数となっており、近隣3市と比較いたしましても館山市の次に高い指数となっております。このデータの中で本町は、「移動・交通」、公園等の「公共空間」、「医療・健康」の分野が劣っていると示されておりますので、今後の対策を強化していく必要があります。客観的な指数はございませんが、財政的に豊かな自治体とは、行政サービスの水準において格差が生じていることは否めませんが、近隣市に比較して自治体の格差が生じているとは認識をしております。魅力ある町としての基盤はあると評価されておりますが、人口減少対策に絞ってみますと、1点目で答弁いたしましたとおり、大きな要因は定住促進対策と雇用対策であり、このことを更に強化していかなければ人口減少の抑制にはつながらぬものと認識をしております。

今後の取り組み内容としまして検討しているものは、定住促進・雇用対策に関しては、住宅を取得する際の支援の強化、子育て支援策では、奨学資金貸付制度の見直しなど、他の地域との差別化、優位性を高めてまいります。また、本町の都市部への立地の優位性や魅力を最大限に生かし、通勤通学者への負担軽減や交通利便性の向上を図ってまいります。このほか、若い世代の転出抑制あるいは移り住んでいただくため、既存の支援内容を精査し、施策の重点化、拡充について、検討してまいります。引き続き、第2期鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、地方創生関連施策を着実に進めつつ、人口減少対策に取り組んでまいります。

以上で、小藤田一幸議員の一般質問に対する答弁といたします。以上であります。

○議長（鈴木辰也）

小藤田一幸議員、再質問ありますか。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

今町長の答弁がありましたけど、私の方は具体的にいきたいと思います。まず減少率の問題が今話になっていますが、夏のある日、私は県庁に行って具体的に調べてきました。統計課というところでもって、非常に詳しく調べてありました。男の職員も女の職員も大変親切に教えていただきました。このデータをですね、どっか映せばいいんですが、私のことですから、機械を操作していると時間がかかるんで、もし興味がある方がいたらゆっくり言いますので、書いていただきたいと思います。まず、5年ごとに平成12年、17年、22年、27年、令和2年、この5回のデータを話したいと思います。ゆっくり言います。書く人お願いします。平成12年、これは2000年です。このときの鋸南町の人口は1万521人。平成17年、2005年。それでこの、平成18年に南房総と鋸南町、新しくなったわけです。ちょっと覚えておいておければと思います。このときの人口は9778人。平成22年、2010年、8950人。平成27年、2015年は8022人です。そして最後、令和2年、2020年が6993人、先ほどの答弁にあった通り

です。これをですね、減少率と引き算をすると、非常に鋸南町の特色はわかります。つまり平成12年と17年の間の人口が減ったのはマイナス743人。17年と22年の間に828人。22年と27年の間は928人。令和2年は、1029人。さっきの話にあった通りだ。現在佐久間の人口は760人ですので、佐久間の人口以上の人、あれが人数が減ったことになるわけですね。これを見て気づくことがあると思います。つまり、国勢調査をやる度ごとに、最初は700人。700人台。次が800人台。次が900人だよ。そして今回が1000人台。つまり7、8、9、10。だんだん、人口の減少は激しくなっています。じゃあ減少率はどうなっているかという、平成12年、これは、鋸南町は他の市町村とほぼ変化ありません。5パーセント以内にみんな入っています。平成17年、つまり、統合の新しい平成の大合併の1年前ですが、白浜と鋸南町が7パーセントでちょっと伸びていますね。他は5パーセント。4、3パーセントぐらいですから。ところが平成27年になると、鋸南町は、10.4パーセント、私は全部これは四捨五入でやりますので10パーセント、2桁台の減少は鋸南町だけです。54市町村の中で。ちなみに他を言います。館山4パーセント、鴨川4パーセント、南房総7パーセント、鋸南が10パーセント、そして最後、令和2年度、館山と鴨川が5パーセント、南房総が8パーセント、鋸南が13パーセントです。つまり他は1パーセントしか減少率が伸びていないのに、鋸南町は、3パーセント。この令和2年で南房総市の差は27年は3パーセントなのに、令和2年度は、南房総の差が5パーセントの差になって、こういうデータが、千葉の統計課に行くとわかりました。

それでは具体的に、町民は宝について2つ質問をさせていただきます。まず平野総務課長さんに質問をします。あと32分ですか。この4年度の当初予算はいくらか、そして地方交付税は、いくらでしょうか。お願いします。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。すいません。今手元になくて申し訳ありませんが、今回の一般会計の補正前の額で申し上げますと、49億でございます。その中で地方交付税については20億、概算で申し訳ありませんがそういった数字になっております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。はい。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

地方交付税交付金というのは、これは町の財政にとって最大の収入源ですね。20億と言いましたけど、約4割でいいですね。4割は国からの地方交付税で、町の財政は賄われているわけです。

では続いてもう一つだけ質問します。地方交付税というのは、いろいろこれを算出する基準がいろいろあるんですが、最大の要素というのは何でしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、多分小藤田議員の想定では、人口単位というようなことだと思いますけども、これについては人口単位とする項目もございますし、その他、それぞれ項目別にですね、単位が定めておりますので、人口だけではございません。細かな項目についてですね、例えば教育でいうと学校数であるとか、生徒数、また高齢者福祉については高齢者の人数だとかですね、わかれています。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

はい。いろんな項目ありますが、一番の項目はこれ人口なんですね。そのために国は国勢調査をやるわけです。5年に一度、大々的に。私は22年の国勢調査の時には区長やったんで、竜島から8人、調査員を選べということで、町から言われました。それだけの力、体制でもって、国は調査をして、そしてこれが基準になって、地方交付税交付金というのが、決まるわけです。従って人口というのは、一番大事だということを、私はこの質問で押さえたいと思います。房日新聞に載っていたある記事によると、ある学者によるとですね、1人頭、年間の消費額っていうのは250万円だそうです。これはいろいろまた学者によって説があるでしょうけども、そういうふうに載っていました。つまり、鋸南町の場合は1000人減るわけですね。250万掛ける1000で25億。つまり、地方交付税ぐらいの金額の消費が人口減によって、減ってしまうわけです。この2点を押さえておいていただきたいと思います。

続いて、町民は宝でもう1つ、これは教育課長さんに質問をさせていただきます。令和3年度小学校の卒業生は何人で、中学校へ入学したのは何人でしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。令和3年度末で鋸南小学校を卒業した児童は42名おりました。そこから鋸南中学校へ入学した生徒は、34人でした。8人の子が減となっているわけですが、うちですね、4人の子は木更津、君津の私立の中学校へ、あと1名の子は特別支援学校へ、あと3名の子は、それぞれ町から転出とそういうことになっております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

はい。これは私の経験の中では、ちょっとあれですね、新しい時代なんですね。小学校から中学へ、私の時代は、私が一番最初に勤めたのは鋸南一中ですから、ほとんど入ると思っていただければ、42人、小学校で卒業して34人しか中学校へ入らないわけです。その間8名の子どもが他へ行っているわけですね。私の調べたところによりますと、だからどうするかっていうと、34人だと1クラスなんですね、40人学級ですからね、今。つまり、小学校で2クラスだったのが、人口1クラスになっちゃうんですよ。そうすると34

人で、次の早川議員の質問と重なるんですが、この一つだけ、私は教員やってみましたんで、質問させてもらいたいんですが、34人だとね、この、部活動は成り立たないんですよ、これ。半分が男女ですからね。17人ですから。そうすると、団体スポーツは無理ですよ。男子だと野球だとかバスケだとか、バレーは男女ありますけどね。とにかくスポーツはもう、部活は成り立たなくなってくる。そうするとどうなるかという、今教育課長はあれしましたけど、答えていただきましたけど、8人のうち何人かは、もう将来のことを考えて、自分はスポーツやるんだということで、安房管内にはそういう学校あんまりないですから。北の方へ行っちゃうんですよ。時々よく読めない字のバスが走っていますね。難しい字の、翔凜高校ですか、非常に難しい字で。この学校なんか聞くとところによると、非常に部活を今力を入れている学校なんだそうです。だから、8人のうち何人かは部活で向こうの方へ行っちゃうわけですね。つまり、あまりの人は子どもの数が少なくなると部活が中学でできない。じゃあ自分は向こう行くってことで、中学なっちゃうわけですが、私が問題にしたいのは、部活の問題ともう1つ、これは教員の問題なんですよ。教育課長に質問ですが、今までこの3年で令和3年の時に教員が何人いて、何人減ったか、答えていただければと思います。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。中学校の話でよろしいのでしょうか。はい。中学校はですね、令和3年は生徒の数が123人おりました。それで、普通学級が6学級、特別支援学級が2クラス。先生の数は22人でした。それが令和4年、今年度であります。児童数は115人です。学級の方ですが、普通学級は4学級、特別支援学級が2学級、教員の数ですが、19人。現在は19人です。これはですね、先生の数も、いろいろ時期によって変化することがありますが、学校基本調査の数字で数の方を今押さえております。毎年5月1日現在の先生の数ですが、そのようになっております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

22人が19人ですか。3人減ったわけですね。これ率からいうと1割以上ですね。学校というのは、3月から4月に上から命令で来るんですよ。2人減らせ3人減らせ。私はね、こうやっていつもなんかちょっと違うなっていう感じは変な言い方かもしれないけど、役場という組織は、あまり人口減少についてあまりピンときてないんじゃないかと思うんですよ。例えば役場は3月に100人いた。ところが、ね、国勢調査で1000人になった。じゃあ1割減らしなさいよ、そういうことはないですよ。ずっと今のところ100人ですね。ところが教育の現場ではもう2人減らしなさいよ、3人減らしなさいよ、もう教科とか部活動が全部変わっちゃうんですよ。もちろん生徒指導も変わりますし、だからそれほど厳しいんですよ。悪いけど役場はじゃあ100人から1割減らしなさいよ、10人ですよ。そんなことができますか。でも教育現場はそれなんですよ、1割

減らさなきゃいけないんです。

○議長（鈴木辰也）

通告の要旨と、少しそれているので、人口問題についての。

○8番（小藤田一幸）

だから、はいはい。だから人口問題で実際にそうになっているので、少し、もう少し減少問題を少し考えてほしいなど、そういうふうに思います。

続いて、3番目いきます。行政は実績。これまでの取り組みで、いろいろこうやりますこれあれやりますっていう、あれがありました。私はこういう立場ですから、房日新聞をよく読みます。私、新採の時にこう言われました。教育はリアリズムだよと。子どもに結果を出さなければ何も意味がないよと。教育の現場では、教科指導がある、生徒指導がある、部活動がある、あるいは学級経営がある、いろんな能力は試されるわけですね。だから具体的にかっこいいこと言ったって、子どもは荒れちゃいけない、成績上がらなきゃいけない。いわゆる言葉は全てじゃないんです。かっこいいこと言ったって実績は伴わなきゃいけない。そういう意味では行政は実績だという言葉を使ったわけですけど、最近の房日新聞を見てね、ちょっとこれはというのがあったんで、それはふるさと納税なんですよ。6月頃に載っていたと思うんですが、館山、南房総、載っていました。館山は3割増しで3億2000万ですか。その収入が当初予算に入れられたとか、南房総は3億9000万。4番目だっているのが載っていましたがもっと良かったんですね、前。ところが鋸南町はそれは出てないんですね。そこで総務課長に、これはあの総務課だと思いますよ。鋸南町、平成3年度のふるさと納税の実績は、いくらでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。令和3年度の実績でございますが、1524万1600円。これ台風前の平成30年度とほぼ同規模ということで減少、前年からですね、減少しております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は、小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

マスクをちょっとしているんではっきり聞こえないけど1500万でよろしいですか。はい。返礼品の数だとかいろいろお聞きしたいんですが。これは前年度と比べると、どのくらい増えたか減ったか答えていただければと。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、令和2年度の実績がですね、2803万6000円でございますので、すいませんちょっと差し引きができませんが、1300万円ほど減ということになるかと思えます。

○議長（鈴木辰也）

小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

半分以上は減っているわけですね。これ、実はこれ、国や県も大変これを重要視してしましてね。県の場合は3割、去年と比べると、平成3年度は前年度。国の場合は2割増えているそうです。ふるさと納税が。先ほども言ったように、南房総市は3億9000万。だから1500万の7倍したって1億、鋸南町はならないですね、7倍してもね。それが3億9000万。館山市は3億2000万。なぜ鋸南町だけが半減して1500万しか、売り上げがないのか。その原因についてちょっと質問いたします。はい。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。このふるさと納税についてはですね、いろいろ要素があると思いますけれども、特に寄付者が目的として選ぶのはやっぱり返礼品そのものだと思います。それ自体魅力ある返礼品があればですね、鋸南町にも寄付が多くなるということになるかと思っています。実態として申し上げますと、返礼品の数はですね、平成30年度の36品目からですね、現在令和4年度につきましては、約2倍の70品目になっております。これは担当者、それから私ども委託事業者と共にですね、町内を回って、できるだけ可能性のあるもの、今までは商品だけだったんですけども、現在は体験、そういったものも含めてですね、事業者を募っております。しかしながら鋸南町の実態としてですね、全国の皆さんに魅力ある商品として、お伝えできるといいますか、提供できるものが現状私どもが、発掘できていないのか、そういった点もございますけども、そのことがふるさと納税で減少している実態だと思っております。今後はそういった返礼品を増やす、それからポータルサイトとか、皆さんの全国の皆さんの目に触れるように努めてまいります。さらに場合によってはインターネットの中で効果的な広告をですね、貼りまして、他の自治体との競争にですね、負けずに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

小藤田一幸議員。

○8番（小藤田一幸）

はい。私は行政は実績だと書きましたけども、このふるさと納税というのは非常に地域振興に、役立っているんですよ。これはもちろんいちいち説明しませんが。私も最初に枇杷を今作っていますが、4、5年前に枇杷を作り始めて、どうやって売ったらいいかっていうときに、ふるさと納税で非常に助かった記憶があります。館山の場合は350品目あるそうです。その中でもスーツの仕立て補助なんていうのはありますね。非常にユニークなあれで。ぜひ鋸南町も一つ頑張ってください、このふるさと納税、県や国で2割、3割伸びてるわけですから、鋸南町だけ半減するというのは、どっか組織的に問題があるんじゃないか、そう思いますので、ぜひ来年の取り組みをお願いしたいと思います。これ以上減ると、ね、一番必要な商店だとか、学校だとか、それこそ病院が成り立たなく

なっちゃいますので、やっぱり地域がやっぱりより良い生活をできるようなことをするのはやはり行政の責任だと思いますので、一つよろしくお願いします。

最後は、3番目、自治体格差と今後の取り組みについて、であります、町の目標は住んでよし、働いてよし、訪れてよしの、三ツ星のふるさとづくり、こういうのはいつも出てますが、私はちょっと引かかるのは、鋸南町の総合計画、この中に、アンケートは載ってます。こういうクエスチョンですね。住んでいる地域は、高齢者や障害のある人にも暮らしやすいと思いますか。こういう設問です。そう思わない15.2パーセント、あまりそう思わない29.7パーセント。両方足すと45パーセント、半分なんですね。地域を住みやすいと思わない。これが半分占めている。テーマは高齢者障害のある人で住みやすいですか。私は前回の一般質問で、ある透析患者、車がなくて、高齢者で非常に困っている人の話をあげましたけども、結構いるんですよ。収入は国民年金しかないという方がね。それ詳しくやってはあれですが。町全体の高齢者の割合は今、47.8パーセント、まごまごすれば半分いくんじゃないですかね。そうすると、このテーマは、このクエスチョンに対して、こういう回答が出てくるってことはやはり、ね。まずいんじゃないか。人口流出に繋がっていくんじゃないか。で、働いて良しっていうあれがありますけど、結構仕事がない。家の前の人なんか仕事がない。ホテルに勤めた。あるいは女の人は町の水道の検針やっていた。だけど、収入がないから東京行っちゃう。私のずっと左方を見た正面の家は30代ですけどね、2人でいいあれはないって言って、君津行っちゃう。やはり仕事がね、やっぱり大事だと思いますので、そういう意味で役に立つのが役場だという言葉は聞いたことですが、一つ、で、18年に南房総と別れたんですよ。そのときの様子を、遠藤一郎町長が非常に怒っている姿を見たことあるんですよ。ある場所で会合をやるのに、後から入ってきて、九分九厘、成功したのに、ああ成功ではない、決まったのにやめたって言って非常に怒っている。白石町長はそれを最初にあれしたんですから、やっぱり、ね、こぢんまりとした回転率のいいね、そういう町政を一つ目指していければいいと思います、あと9分ですか。ちょっと南房総だけに、限定してですね、こういう記事が載ってましたんで、参考にしてもらえばと、参考にしても、あれですかね。この前は南小で、ね、IT企業ですか。51人採用なんて載ってましたね、現在はもうちょっと増えているみたいですがね。これだって10年来の取り組みだそうですね聞いてみると、ちょっと2、3だけ。いっぱい書いてあるんですよ、2、3だけ。4月5日は子育て世代の増加に向けた情報発信を強化するため、移住定住に関する公式サイトを開設した。これ南房総、新聞です、房日です。市が行っている住居や子育て事業、就労など様々な支援、補助制度を紹介している。それから6月の記事ですが、近畿日本ツーリストやクラブツーリズムと観光振興および地域活性化に関する包括で包括連携協定を結んだ。これは千葉県初。全国で2例目だそうです。それから6月23日2日後に、野村総合研究所、ブリヂストン、花王グループ、大和ハウス、住友林業など約20社の、主に30代の社員が参加して、テーマが持続可能な里山をテーマにして、議論したそうです。まあこれいろいろありますが、とにかく、せっかく1つの町だけで独立したわけですから、そのメリットをですね、活かしていただければと思います。私はずっと前に、質問したときに、介護の質問をした

ときに、町は介護を必要とする前は一生懸命、ポールウォーキングみたいなことを一生懸命やるけど、どうしても高齢になれば、入所しなきゃいけない、足が悪くなって、腰が悪くなって、その時は町が施設を紹介しますよと、町長は答えたわけですけど、今南房総を考えても、みんなそれぞれ介護施設ができていますね。岩井は2つ、三芳行ってもそう、丸山行ってもそうですし白浜行ってもそう。今となればもう、鋸南だけがそういう施設がないんです。鋸南苑はあるけどあれは特別な老人ホームで、ちょっとあれが違うんですよね。ということでもって、さくらと道の駅は、それはそれでいいんでしょうけど、もう少し他の面も力を入れていかないと、この人口流出、先々1000人台が、今度は平成7年には1100人台になっちゃう。統計を見ていくとね。そういうことが起こり得ますので、一つ力を入れて頑張っていたいただきたいと思います。何か町長ありますか。もしあったら、はい。

○議長（鈴木辰也）

白石治和町長。

○町長（白石治和）

いろいろ小藤田議員からご質問いただきました。そのご質問をですね、糧にしてですね、他人事でない、そういうような施策をしていきたいと思えます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。

○8番（小藤田一幸）

以上で終わります。

○議長（鈴木辰也）

以上で小藤田一幸議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時30分といたします。

…………… 休憩・ 午前11時28分 ……………

…………… 再開・ 午後 1時30分 ……………

◎一般質問

◎2番 早川 正也

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

早川正也議員の質問を許します。

2番 早川正也議員。

【ベルが鳴る】

○2番（早川正也）

私からは小中学校での児童生徒の減少についての1件の質問をいたします。午前中の小藤田議員と一部質問が被る点もございますが、ご答弁の方をお願いします。

全国的に問題となっている少子化における児童生徒数の減少について、町内の小・中学校の状況を伺います。鋸南町の未来を担う子どもたちに適切な教育を受けさせ、郷土愛を育み、日々の生活の中で、町民ができるだけ子どもたちを見守り、安全を確保し、通学できるようにすることが理想と考えます。学校は地域のコミュニティの核となり、住民にとって重要な施設ですが、少子化により、かつて2校あった中学校、鋸南一中・鋸南二中が平成7年に、鋸南中学校になりました。3校あった小学校、保田小・勝山小・佐久間小が平成20年には2校に、平成26年度には現在の鋸南小学校にそれぞれ統合されました。

さらに時代は進み、令和3年度の出生数は14名でした。今後、小中学校における児童数の減少で、学校運営上の課題として、クラス替えができず、人間関係の固定化、集団行動の制約、部活動の種類が限定、授業で多様な考えが引き出しにくい等が考えられます。

さらに、児童生徒の影響として、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくくなる。切磋琢磨する環境の中で、意欲や成長が引き出しにくい。多様なものの見方や考え方に触れることが難しい等が考えられます。

P T A、保護者については、奉仕作業など、関係者が減る中、各学校の維持のための様々な活動をしていますが、この活動も維持が難しく、厳しくなるのではないかと考えます。各学校の考えはあると思いますが、教育長に次の4点を質問いたします。

1点目、鋸南小・鋸南中の児童数の推移はどうか。2点目、児童生徒の減少によるメリット、デメリットはどうか。3点目、鋸南中の部活動の現状と今後について。4点目、少子化が進む中で、現在の取り組みと今後の方策はどうか。

以上で1度目の質問を終わります。

○議長（鈴木辰也）

早川正也議員の質問について、教育長から答弁を願います。富永安男教育長。教育長。

○教育長（富永安男）

早川正也議員の一般質問に答弁いたします。

小中学校での児童生徒数の減少についてお答えいたします。

鋸南町では、少子化の進展を見据え、平成23年に教育施設等の将来構想を策定し、児童数の適正規模を考慮した教育環境を提供するため、小学校の統合などを進めてまいりました。令和4年度の安房地域の児童生徒数は、小学校は4414名で、前年度比207名、4.5パーセントの減。中学校は2463名で、前年度比41名、1.6パーセントの減となっています。

鋸南町を見ますと、小学校は191名で、前年度比22名、10.3パーセントの減。中学校は115名で、前年度比8名、6.5パーセントの減となっており、小中学生とも

に、鋸南町は小中ともに1校ずつでありますので、前年度の比較では、安房地域全体の減少率を上回った状況となっております。

ご質問の1点目。鋸南小・鋸南中の、児童生徒数の推移はどうかについてであります。小学校が保田と勝山が統合した平成26年度では、鋸南小学校268名、学級数11クラス、特別支援学級2クラスでございました。鋸南中学校は188名。学級数6クラス。特別支援学級2クラスでございました。現在の児童生徒数は、先ほども申し上げましたが、小学校は191名。学級数7クラスと特別支援学級4クラス。中学校は115名。学級数4クラスと特別支援学級2クラスとなっております。小学校は4年生だけが2クラス。中学校は3年生だけが2クラスで、あとは全ての学年が単学級となっております。小学校が統合した時点と現在を比較しますと、小学生は77名の減。中学生は73名の減となっております。いずれも2クラス分が減少している状況です。

ご質問の2点目。児童生徒数の減少によるメリットデメリットはどうかについてであります。学習面、生活面、学校運営面の三つの視点で捉えてみました。まず、学習面のメリットは、児童生徒一人一人の個性や特性に応じた教育活動がしやすく、個々の能力や適性を伸ばしていきやすい。児童生徒1人当たりの教師数や教育施設、設備等が充実し、豊かで、恵まれた環境を作り出せる。クラス替えがなく、児童生徒同士がお互いの関係を深め、学級作りをしやすい。一方デメリットは、集団の規模が小さいので、運動会、スポーツ集会などの集団活動の活性化が難しい。共同作業のような活動で、学習内容の深まりや、広がりがないことがある。生活面のメリットは、児童生徒が互いによく知り合い、全校の児童生徒、教職員の一体感が深まりやすい。異学年交流の教育活動でも、全校児童の交流が深まりやすい。デメリットは、児童生徒は卒業まで同じ学級集団で過ごすこととなり、人間関係が固定化され、問題等が生じた場合に解消が難しいことがある。学校運営面のメリットは、教員相互の連絡調整や連携が取りやすく、教育目標等に一貫性を持たせやすい。教室、体育館など施設面で余裕がある。活用しやすい。デメリットとしては、学年を運営する教員が少なく、指導計画や教材研究等、個人作業で行うことが多い。緊急時の対応や、学級運営に問題が生じた場合など、他の教員からの支援体制を構築することが難しくなる。といったことが挙げられます。特に中学校は、教科担任制ですので、全ての教科に専門の先生を配置することができなくなります。端的に申し上げますと、全ての学年が単学級の中学校では、主要5教科の先生をとりますと、音楽や美術、技術家庭科等の先生の配置がされなくなってしまうこととなります。現に鋸南中においては今年度、家庭科と、美術の専科はおりません。

ご質問の3点目。鋸南中の部活動の現状と今後についてであります。令和4年5月現在、8つの部が活動していました。部活動顧問の状況は、かつては各部に2人の顧問を配置することができましたが、今は1.5人で、1人顧問の部活動もあり、運営に支障をきたすこともあります。生徒数のわりに部の数が多いということで、数年前から保護者等と協議を重ね、部活動の精選について進めてまいりました。その結果、次の2つの条件を定め、該当となる場合は、廃部にしていくことと決定しました。その条件とは、2年連続で新入部員が入らない。2年連続で新入大会に正規団体人数で参加できない。となっております。

ります。生徒や保護者へは随時周知してまいりましたが、本年4月に、1年生の新入部員の正式入部に向けて、保護者宛に文書を出し、5月の部活動保護者会においても周知しております。また、5月のスポーツ少年団の総会において、学校長から説明をしており、理解をいただいているところでもあります。この条件に基づき、令和2年度には、柔道部が廃部となりました。今年の夏の新人戦が終わり、さらにサッカー、剣道、卓球部女子も廃部となりますので、これからは陸上部、野球部、バスケットボール部、女子バレー部、男子卓球部、吹奏楽部の6つとなりました。次は将来部活動を地域に移行していく考えもあるようですが、しかしながら、中学校では、部活動は、生徒指導をしていく上で有効であるとともに、生徒が他学年と交流ができ、コミュニケーションを深める大切な機会となっていることから、当面は現在のルールで進めていきたいと考えております。教育委員会といたしましても、中学校の活動を社会体育で受け入れるなど、子どもたちの選択肢を広げていきたいと考えております。

ご質問の4点目。少子化が進む中で、現在の取り組みと今後の方策は、であります。ご質問の2点目で、デメリットについて答弁させていただきましたが、これらを補っていくためには、自然、社会、人間関係などの様々な体験や、体験学習を重視していくことが、有効であると言われております。学校では、地域学習を推奨しており、地域の方々に積極的に参加してもらっています。また、小学校の放課後子ども教室でも、様々な体験の機会を提供し、地域のボランティアの方々との交流が深まっています。社会教育においても、公民館や海洋センター、青少年相談員や子ども会活動等において、地域の自然や歴史、人材を活用し、様々な体験プログラムを実践しているところです。子どもたちが地域の多くの方々と交流することで、自己肯定感を高め、仲間と共に、学んでいるという連帯感を、醸成させていく必要があると考えます。先日、2泊3日の富士山キャンプ、4年ぶりに実施いたしました。山頂への登頂、トレッキングなど、様々な挑戦をしてきました。この3日間で自分の感想をしっかりと伝える立派な挨拶ができるようになり、子どもたちの成長を確認できたと報告がありました。今後もさらに少子化が進むことが予想されておりますが、子どもたちの教育力の低下に影響しないように、地域一丸となって、子どもたちの教育に携われるよう取り組んでまいります。

以上で早川正也議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（鈴木辰也）

早川正也議員、再質問ありますか。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。それでは、1つ目の鋸南小中学校の児童数の推移について再質問させていただきます。先ほど小藤田議員からもありましたけども、最近鋸南町から私立中学校へ通っている学生を多く見かけます。中学校卒業後の進路や外国語など専門的なことを学ぶため、私立中学に進む生徒が目立ってきました。そこで近年の私立中学へ進学する生徒の人数はどうかお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

それではですね、鋸南小学校を卒業しての進路ですが、主にですね、私立中学というその部分について申し上げます。過去3年間の実績を申し上げます。令和3年度鋸南小学校の卒業生は、先ほども答弁させていただきましたが42名でした。うちですね、4名の方が私立中学校へ進学をしております。令和2年度、2年前ですが、卒業生は48名、うち6名が私立の中学校の方へ行っております。もう1年前、令和元年度はですね、卒業生46名中、やはり4名の生徒が私立の方へ進学しております。しかしこの私立への進学ですが、鋸南町のみではありません。安房の他の3市からも、君津市、木更津市の私立中学校の方へ通学しております。3年間の実績で割合で見ますと、鋸南町からは10.3パーセント。館山市からは4.4パーセント、鴨川市からは5.1パーセント、南房総市からは1.7パーセント、これは全体の生徒の割合に対してということで、そういうパーセント、そういう割合で私立の中学校の方へ通われております。鋸南町は比較的ちょっと近場にあるということから、そちらの選択肢も広がっているのかなとそんなふうに感想を持っております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。先ほどの答弁にありました学生の推移を見てもやっぱり小学生は3割減、合併してからですね、それで中学生が4割減っている今の答弁からありましたように、鋸南町、隣接している市に私立中学高校が近いということもあり、そこに進学するのはわかりますけども、その中の要因の一つとしては、やっぱり私がちょっと懸念している部活動の関係もあるのではないかなとも考えます。部活動、また学校の、なんていうんですかね、充実した教育体制を作ることが子どもたちの流出を防ぐことにもなると思いますので、特に部活動に関してはちょっと後でまた質問させていただきます。

2点目の児童生徒数の減少によるメリットデメリットについてですが、児童数の減少により、工夫していることとして、児童数減少でのデメリット、集団活動の活性化の不足、人間関係の固定化の解消として、近隣市の学校や鋸南町に関わり合いのある辰野町や足立区の学校、または町内にありますしおさい学校等の交流はあるのかをちょっと質問します。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。現在はですね、他の学校と交流している例はですね、1つだけでありまして、やはり町内にあります、葛飾のしおさい学校さんですか。こちらの方がですね、小学校と、合同でいくつかの行事を行っています。これはただ、生徒数が減少というかそういうことにはちょっと直接繋がってはないかと思うんですが、具体的に申し上げますと、小学校の方では、なわとび交流会それと耐寒マラソンですね。その2つの行事については、しおさい学校さんと一緒に行っています。それ以外の活動につきましてはですね、中学校の

方でどうしても部活動でチームが組めないという現象が起きていまして、この今年の総合体育大会までが単独でチームが組めて、それぞれ出場しました。ただ今後ですね、新人戦が秋に行われますが、それに向けて野球部とバレー部がですね、他の学校と合同チームを編成して、出場するそうです。ちなみに野球部ですが、こちらの方ちょっと多いんですが、富山と富浦。長狭、それと鋸南でチームを作るそうです。またバレー部はですね、白浜と鋸南。この2チームでお互いですね、人数がいなくて組めないということで、合同チームを作っていくそうです。なかなかですね、離れている学校等の練習というのは大変なんですけど、普段は自分の学校で練習をされ、やはり土日が中心になってしまうんですね、そういうときに互いの学校に行き合っただけですね、練習の方を行っていくということを聞いています。ちなみに過去にはですね、あと学校同士の交流会等もずいぶん前ですが行っていましたけど、昨今コロナの状況とかですね、そういうことで交流会自体は、現時点では行われていません。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

今の答弁の中で大変近隣の、特に南房総市、館山地区とか、そういった近隣の市との連携といいますか、子どもたちの交流といいますか、部活に関してコロナ禍の中でも前向きな行動ができてきているというのを聞いて少し安心しているところです。嶺南中とのサッカー部の合同チームというのがいつですかね、1ヶ月ほど前に報道の方がありましたけども、本当近隣で子どもたちの交流が深められていくことを希望したいと思います。はい。次に同じでメリットデメリットの中ですけども、令和3年度から導入されましたタブレットの活用ですが、国が推奨しますGIGAスクール構想の一環として、児童生徒に整備された端末を活用して、他の学校との交流をしていると報道の中では聞いています。鋸南中、鋸南小学校の状況はどのようになっているかお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

おかげさまでですね、児童生徒に1台ずつのタブレット端末を導入させていただきまして、活用させてもらっています。現在は調べ学習や写真を撮ったりですね、あとは作文や絵画などクラスのお友達が作ったものをですね、みんなで共有できるような、そういうようにして使っておりますが、他の学校との交流というのは、現在行われていません。文科省なんかの事例集ですね、例えば修学旅行で京都に行きます、どこそこに行きますというときにですね、何か、その地元の学校の子どもたちと活用している例なんかが上がっているようですが、実情としてはまだそこまでいってないのが実情であります。ただ学校間で使っている例といいましては、子どもではありませんが、教職員ですが、年に何回か、一斉研修日ということで、先生方の研修日があります。その時ですね、教科ごとにわかれて、研修を行っていくんですが、先日行われた一斉研修日の際にはですね、先生方にもそのタブレット活用できますので、それを使ってですね、オンラインで他の学校の先生と一

緒に研修を行ったと、そんな話を聞いています。徐々に広がっていくんではないかと思うんですが、現状ではその程度っていうのが実情であります。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

タブレット端末などはやっぱりなかなか得手不得手といいますか、あの、使っている側のこともあると思います。今研修を行っているということでしたので、なるべく皆さんが同じような条件といいますかね、有意義な活用をして、子どもたちに教育の場で使っていていただければいいのかなと考えます。よろしくをお願いします。

先ほど、次ですけども、先ほど教育長から答弁がありました、中学校での教科担任不足ということがございました。専門教科で担任がないということですけども、専門教科担任が配置できないとありましたが、どのように対応しているかお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

はい。学校の先生方の配置なんですけど、義務教育学校定員配置基準というのがございまして、それに沿ってですね、先生方の数が配置されるようです。ただ例えばですね、現在の鋸南中学校ですが、クラスが5つです。あ、5つ、6つですね。6つありまして、そうするとですね、6クラスある学校には、増置教員ということで、学級数プラス5人の先生が配置されることになるわけですが、ただですね、それも専門的教科っていうんですかね、5教科の方を集中して、人事なんか行われますので、先ほど教育長からも答弁がありましたけど、そうですね、教科担任不足、専門教科への対応についてはですね、配置されないことが結構あるそうです。で、先ほど教育長の方が申しあげました通り、今年はずいぶん、美術と家庭科の先生、これが非常勤講師ということで、美術は週2回、家庭科は週1回ですか、その先生方が来校していただきましてそれぞれ授業を行っています。この先生方、他の学校と掛け持ちもされてるようで、そういうことで補っていくんですが、今後でもですね、集まってくる先生方の免許によりますが、教科担任がない場合には、これからはですね、非常勤講師の先生をお願いしてですね、ぜひ配置してもらうように努めていきたいと思っております。ないことはないと思うんですが、そのようにやってまいります。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。子どもたちの学習は5教科がメインになることが多いと思いますけども、専門的な技術だとか家庭科、特にそういった部分に関しては将来ずっと、何て言うんですかね、学校での勉強っていうのが頭に残り、そこで得たものっていうのは将来に活かされることが結構多いことがあると思います。できるだけ人材を確保いただいて、子どもたちの教育に確保して、他の市とかと差が出ないような体制作りをお願いしたいと思っております。

次に鋸南中学校の部活動の現状と今後についてですけども、まず入部の強制について

お聞きしたいと思います。中学校の部活動の強制入部は、先ほどの答弁のように、生徒指導や他学年の交流、コミュニケーションの形成には非常に有効と考えますが、生徒数の減少により選択の範囲が狭まる中での強制入部は、問題があるのではないかなと考えますけれども教育委員会の考えはどうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

中学校にですね、今の現状を聞いてみました。中学校では必ず部活動へ入部することになっており、全員が今、入部をしています。しかしですね、水泳とサッカーにつきましては、中学校の部活動の他に、学校外のクラブへ、クラブ等で活動している例もあるようで、学校外のそのクラブの練習があるときには、あらかじめ中学校の先生の、顧問の先生にですね、今日は水泳の練習へ行ってきましたとか、そういう話を伝えておいてですね、もう学校の授業が終わると、そのクラブ活動の練習にすぐ、直行して参加するそうです。1例申し上げますと、B & Gの水泳クラブに所属している生徒は、学校の方では陸上部に加入しております。で、主になっている活動は、水泳クラブの方で、基本的には水泳の練習をB & Gの方へ行っておこなっているそうですが、B & Gの方が、練習がないときはですね、学校の陸上部の方で体力作りをしているそうです。生徒の意思をですね、このように尊重してですね、他の活動を制限するものではありませんので、部活動の全員加入もですね、現時点では特に問題がないものと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

今話を聞きまして、ちょっとほっとしているところですけども、やっぱり子どもたちが自分が何をやりたいか選択して入った部活に、3年間取り組むということがやっぱり一番理想だと考えます。その中でもやっぱり今のような柔軟な対応をしていただいて、基礎体力作りを陸上で行って、その分、他の時間といいますか、自分がやりたいものに関しては、そういう時間を作れるということはちょっとほっとしていますので、それは続けていただければと思います。

また部活動の問題で今地域移行ということが、先般報道でも取り上げられておりますが、国は部活動と教員との働き方改革の両立を目的に、休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに段階的に移行していく方針を示しています。これを受けて教育委員会としての取り組みはどうかお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

部活動の地域移行についてですが、現時点ではですね、具体的には全く進んでおりません。ただですね、先日、うちの方で主任指導主事が出席した会議でですね、そちらの方からですね、スポーツ庁から最初の段階として土日の部活動、その一部をですね、地域移

行できるように各市町村で対応をお願いしたいという話があったそうです。具体的にはこの4年度一つ、5年度一つ、で、6年度は、できれば土日の部活動については地域移行をしてほしい、そういうお話があったそうです。県はですね、千葉県の方は1年前倒して4、5、6でお願いしたいと言っておりますが、国の方は5、6、7でやりたいと。そういうふうに若干違いがあるようですが、千葉県としてはそういう方向で進めたいとそういう話を伺っています。ただですね、じゃあ具体的にどのように進めていくか。その辺はですね、まだ全く未定になっておりまして、そういう意味では具体的には進んでないと、ただ国県ともそういう方向で進めたいという話はきております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。鋸南町でもスポーツ少年団や他の各種スポーツの団体、特に剣道部なんて歴史のある団体もありますし、空手等もございます。そういうところへの聞き取りを早めに行ってくださいね、今後来るべきそういう国の施策に対応できるような体制作りを早めに作っていただければと考えます。それからですね、部活に関しては、保護者の方から部活動の入部に当たり、必要な道具やユニフォームを購入しており、3年間の間に廃部になるとそれが無駄になってしまうという声もあります。また新しい部への準備で経費がかさむという声もありました。様々な条件により廃部になるのは仕方ないと思いますが、特に保護者と生徒への説明は常に確実に行っていただきたいと思います。これは要望です。

はい。それでは最後の、少子化が進む中で現在の取り組みと今後の方策についてですけども、地域学校協働活動について、教育委員会の取り組みをちょっとお聞きしたいんですけども、国は地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働して行う様々な活動を行うよう、地域学校協働活動を推進していますが、現状と今後の取り組みについてどうかお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

地域学校協働活動についてですが、こちらの方ですね、補助金をもらってうちの町も平成29年度からいろんな活動に取り組んでおります。この事業はですね、当初はですね、放課後子ども教室なんかは、子どもの居場所作りというのが主になって進められておりましたが、昨今はですね、ただいま議員さんの方がおっしゃった通り、地域で子育てをとという方向に変わってきているようです。この事業ですが、地域の人材による学校教育活動を支援することにより、学校や地域の教育環境の魅力の向上を図り、町全体で、地域の将来を担う子どもたちの育成を目指していくものです。鋸南町では放課後子ども教室として木曜日の放課後と土曜日の午前中に、開催しております。コロナウイルス感染症の広がりがありまして、一部中止もありましたけど、令和3年度はですね、延べ30回の教室を

開催いたしました。内容はですね、読書学習、体育館遊び、ウクレレ、手芸など、15のプログラムを行いました。こちらの方みんな地域の方々に協力して実施してはいるわけですが、その30回ですね、参加者は1080人ですね。それに関わってくださった地域のスタッフは、延べ330人。多くの方に協力をいただいております。それ以外に同じ地域学校教育活動の中で、学校支援という部分で、学校応援団というのを今設けておまして、中学校においては部活動の補助、あと小学校はですね、給食の配膳、登下校の見守り、花壇の手入れなど協力をいただいております。またですね、家庭科、家庭科ですね。それとあと小学校低学年が行っている、街中に出ていく町探検なんて、そんな行事もやっているんですが、そちらの補助なども協力してもらっております。基本的に学校からですね、依頼のある活動についてはですね、協力いただいているところであります。

あと、さらにはですね、家庭教育支援活動ということで、中央公民館にあります子育てひろばを拠点に、いろいろなイベントや子育て講座、そういうことを開催しましてですね、就学前の親子の仲間作りや親御さんへの育児相談っていうかね、そういうことを行っております。

また、今年度からですね、教育委員会に家庭教育指導員の方1名配置しまして、いろんな家庭教育の相談に対する、あ、相談に対してですね、対応の方を行っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。ただいま答弁の中で地域活動についての中で、放課後子ども教室の話題がありましたけども、非常に地域の方が親身になって対応していただいて、大変有意義なものだということは聞いております。今後もこういう活動を続けていただいて、地域一丸となって子どもたちの教育に専念していただければありがたいかなと考えます。それにちょっと似ていますが、コミュニティスクールについてお聞きします。コミュニティスクールは、学校運営協議会制度として教育委員会から任命された保護者や地域住民などが一定の権限と責任を持って学校運営に参画するというものですが、文部科学省では、令和4年3月14日付けで、コミュニティスクールのあり方等に関する検討会議の最終まとめで、これからのコミュニティスクールのあり方として、関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップのもと、教育委員会が主体的、計画的に全ての学校へのコミュニティスクールの導入を加速し、国はその取り組みを支援、地域と連携協働により、対話と信頼を築く学校運営を実現、と報告されています。教育長の答弁で今後の方策にありました自然、社会、人間関係などの様々な体験や、体験学習を重視、地域学習の推奨と、地域の方々の積極的に参加してもらおうとの答弁がありました。ありましたが、このコミュニティスクールの導入について教育委員会の考えをお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

教育課長。

○教育課長（福原規生）

コミュニティスクールですが、ただいま早川議員さんがおっしゃった通り、学校運営協議会が設置された学校を指します。現在鋸南町では、コミュニティスクールはございません。このコミュニティスクールの導入ですが、地方教育行政の組織および運営に関する法律、これによりまして教育委員会において、設置するかどうか努力義務とされております。

県内の状況ですが、令和3年の5月の時点ですが、近隣ではですね、君津市さんも含めて9つの市町で導入しております。またですね、安房管内ではですね、今年度から鴨川市さんがこの制度を導入しました。鋸南町はですね、現在ですね、学校評議員制度、こちらの方を導入しております、地域の代表者の方々が、学校運営について評価をさせていただいて、ご意見をいただいているところですが、学校運営協議会につきましてはですね、来年度、令和5年度に導入に向け進めているところです。導入しますと、地域の代表の方々に学校運営に参画していただき、共同で学校教育を推進することとなります。来年度からですね、ぜひまた現在の学校評議員制度が一步進んでですね、そちらの制度に移行してやっていきたいと思っております。またですね、鋸南町の方はですね、1小学校、1中学校になっています。今、現在、学校評議員さんはですね、それぞれの学校にありますが、この制度は町で一つでも構わないということですので、それぞれの学校にあった方がいいのか、あるいは一つのまとまりとして小学校中学校と、連携した流れになるようにですね、一つになった方がいいのか、その辺も検討しながら、来年度に向けてですね、進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。早川正也議員。

○2番（早川正也）

はい。鋸南町、今答弁のようにありましたように小学校1校、中学校1校、また幼稚園も保育園も全部1つでございます。非常にいろんなことをするには話も早くつながりまずし、また保護者の皆さんもすぐに協力していただけるような体制が取れているのではないかなと感じているところです。ぜひ地域一丸となって子どもたちを育てるというような考えを持って教育委員会の方も進めていただければと思います。また先ほど教育長の答弁の中での児童生徒数の減少によるメリット、デメリットの中にありましたメリットでの児童生徒一人一人の個性や特性に応じた教育活動と、各学校の教育施設の十分な活用をして、鋸南町の総合計画にもあります、共に支え合い、次世代の担い手をみんなで育てることで子どもたちのよりよい育ちを実現できるような町の教育推進、教育の推進を期待いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木辰也）

以上で早川正也議員の質問を終了します。ここで暫時休憩します。再開は、2時25分からといたします。

………… 休憩・ 午後 2時14分 ………
………… 再開・ 午後 2時25分 ………

◎一般質問

◎3番 竹田和明

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

竹田和明議員の質問を許します。

3番 竹田和明議員。

【ベルが鳴る】

○3番（竹田和明）

私は行政計画について質問を行います。鋸南町総合計画は、継続的かつ発展的なまちづくり、まちづくりを推進していくために、次の10年、2021年から2030年を見据えた、町政運営の基本方針だとされていますが、現時点においては、基本計画として掲げられた施策取り組みが不十分だと感じられます。少子高齢化が加速する中、健全財政の維持、住民福祉の向上などの点で不安です。そこで、総合計画、その他行政計画全般に関し、以下質問を行います。

まず1点目ですけれども、鋸南町総合計画は有効に活用されているのか。この計画を作ること自体が目的化していないかという点であります。2点目ですが、都市交流施設周辺整備事業では、収支計画などの計画が作成されないまま事業が開始されております。これは順序が逆であって、問題ではないのか、ということについて、どのように考えているか質問いたします。3点目ですけれども、実際の現場と計画にはギャップがあるように感じられます。計画が単なる理想論として捉えられているようにも思えるわけですが、ギャップの解消には何が必要だと考えているのか、そのお考えを聞きたいと思えます。4点目ですけれどもPDCAを回し、計画を実現した場合の成果に対する人事処遇制度は構築されているのか、この計画に向けて実績を出した職員の処遇がですね、適正に評価されているのか、処遇制度に、処遇に反映されているのかという点をお聞きします。以上4点になりますが、よろしくお聞きします。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁をいたします。行政計画についてお答えをいたします。

ご質問の1点目の鋸南町総合計画は、有効に活用されているのか、作ること自体が目的化していないのかについてであります。本町の総合計画は、基本構想が10年間、前5年間の基本計画で構成をされておまして、基本計画に掲げた施策の推進は、鋸南町過疎地域持続的発展計画によって定め、参考資料に、令和3年度から令和7年度までに取り組む事業について記載をしております。総合計画の役割は、まちの将来像を実現をするため

の総合的な指針でございまして、町民の皆様とともに協働によるまちづくりを進めるための共通目標でもあるわけであります。将来像をみんなで作る三ツ星の故郷鋸南を実現するためには、行政のみならず町民の皆様、そして町内の事業者の方々との協働が不可欠でございまして。

また、各種の計画の基本となる最上位計画と位置づけており、策定が目的ではなく、将来像を実現するため、施策や事業を推進をしていくための重要な計画でございまして。そのため、各種の計画を網羅をしていく必要があり、まちづくりの基本理念や将来像などを実現するための基本政策を示しており、行政全般を俯瞰した包括的な計画になっております。

計画の策定にあたっては、町民アンケートをもとに、各課関係機関からの意見聴取、町民参加の懇談会からの意見を踏まえ、専門分野の委員等で構成をされた審議会において、検討されたもので、行政のみならず、町全体で作りに上げた計画であるわけでありまして。基本構想では、6つの基本目標と33の施策を掲げ、将来像の実現に向け取り組んではおりますが、中長期的に取り組む事業もあり、また事業化に向けて諸条件によって着手には至らないものもございまして。総合計画策定のための町民アンケートで、優先度が高いと判断した、交通基盤の充実、観光振興と定住促進、生活環境の向上などの分野に関し、その取り組み状況をお伝えいたします。

まず、交通基盤の充実では、現在新たな二次交通の確保に向けて、デマンド運行の実証実験に取り組むために、運行実績のある事業者とどのような手法が本町のニーズに合いそうかなど、打ち合わせを始めております。今後さらに進行する高齢化に伴う交通弱者、買い物難民と言われる、町民の皆様ができるだけ自立をしての生活を支援できるよう、この取り組みを踏まえ、二次交通の拡充強化に努めて参ります。

次に、観光振興と定住促進では、観光客の増加による地域の賑わいの増加を目指すため、観光振興の核となる拠点として、都市交流施設周辺整備事業に取り組んでおります。また、本事業で計画をしている高速バスの乗り入れについては、地域と都市が、繋がることにより、新たな交通手段が確保され、先ほどの交通基盤の充実に寄与するものであります。

また、定住促進では、町からの転出の抑制、あるいは移り住む方への支援を強化をするため、住宅取得のための財政支援や既存の支援内容の充実・強化を検討しております。さらに、生活環境の向上では、住宅の新築建て替えなど、良好な住環境の整備については、住宅取得奨励金やリフォーム補助金などの住宅関連施策や、公園緑地の維持などでは、都市交流施設周辺整備事業において、子育て世代から要望の多かった公園部分を整備をし、個人や地域組織等が自発的に行う森林整備作業を支援する森林環境整備事業補助金を新たに取り組んでいるところでございまして。

優先度が高い事業の進捗状況について答弁いたしました。現在の各行政計画は策定だけで終わることなく、進捗管理を行っていくことが必然となってきております。本町の総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画という3層構造で構成をされていることから、予算編成の指針となる3層目に位置をする、鋸南町過疎地域持続的発展計画において、進捗管理を行いつつ、外部有識者等で組織をする鋸南町まちひとしごと創生推進会議におい

て、計画の達成状況など、意見聴取や評価をいただき、進捗管理に努めてまいります。

ご質問の2点目の、都市交流施設周辺整備事業では、収支計画等の計画が作成をされないまま、事業が開始されているが、順序が逆であり、問題ではないかについてであります。都市交流施設周辺整備事業の収支については、令和4年第4回鋸南町議会定例会の議員の一般質問でも答弁をいたしました。令和2年7月に基本計画が策定をされ、計画段階の収支計画をご説明をいたしました。基本計画で示された収支は、外食に関する消費者意識と、飲食店の経営実態調査や、他の道の駅事例や統計データなどを用いて試算をされており、収支はほぼ均衡。公園等の管理として、公益的なテラスや公園部分を中核都市における公園緑地の課題に関する研究調査を参考に、200万円程度が必要とされております。

なお、この基本計画における収支計画は、現在想定可能な入り込み客数や、道の駅保田小学校の事例、他の道の駅事例、統計データをもとに算出したものであることから、施設の設計内容や、また運営方法などの詳細を決定しながら、さらに検討を図っていく必要があるとしております。令和3年度に基本設計が完了した時点では、フードコート、コインランドリーから、3区画のテナントに変更になるなど、基本計画時から変更となった機能もございますし、3つのテナント候補者が決定をし、テナント事業者の収支計画も提出をされておりますので、基本計画時と条件が変わった部分を含め、指定管理者候補の共立メンテナンスと施設整備後の指定管理料の元になる収支計画について協議を重ねており、8月に行われた、全員協議会にてご報告をした数値は、現段階で試算したものでございますので、さらに協議を進め、拡張部分の収支だけではなく、既存の保田小学校と合算をした収支計画などにより、収支差の圧縮に努めて参ります。

ご質問の3点目の、実際の現場と計画にはギャップがあり、計画が単なる理想論として捉えられているようにも思えるが、ギャップの解消には何が必要だと考えるかについてであります。1点目で答弁した通り、総合計画は町の最上位計画となっており、各種計画を網羅しておく必要があるため、総花的になりやすく、また10年間の基本構想となっていることから、短期的に実施をしていく取り組みや、検討を実施をしていく中長期的な取り組みなどがあり、理想的になっている部分があることはやむを得ないと考えております。本総合計画では3つの基本目標、33施策分野にそれぞれ達成目標が設定をされておりますが、計画を理想から現実に変えるには、行政だけではなく、地域住民の理解や関係機関の協力など、実現に向けた課題の整理や予算を伴うものであれば、近年の大規模災害や社会情勢の変化など想定外の事象が起きることにより、限られた財源の中での執行が求められることもございます。さらに、国県の補助事業、あるいは過疎対策事業債など、有利な財源によって事業を進めることも念頭に入れなければなりません。加えて、具体的な数値目標により、成果の適切な進捗管理や評価を行うことが重要となっております。毎年度、外部の有識者等で組織をする、鋸南町まち・ひと・しごと創生推進会議において、計画の達成状況など、意見聴取および評価をいただいておりますので、その意見を参考に、多くの事業が実現できることにより、ギャップを埋めていけるように、財政状況などを加味しつつ、努力をしております。なお、関係各課では、総合計画の策定段階から、計画

事業の選定や数値目標など、計画全般の全体の調整に携わっており、各課との調整を踏まえ、審議会に諮っております。効果検証についても、各課長等が会議に出席をし、推進委員会委員から伺った意見を、事業の施策推進に反映をしております。

ご質問の4点目の、PDCAを回し、計画を実現した場合の成果に対する人事処遇制度は構築をされているか、についてでございますが、平成19年に国家公務員法が改正をされ、国家公務員については人事評価制度が本格的に導入され、平成26年5月には、地方公務員法の一部改正がされ、平成28年4月から全ての地方自治体で、人事評価制度を導入することが義務づけられております。能力および実績に基づく人事管理の徹底が規定され、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限利用の明確化、が求められることになりました。職員の任用が、人事評価その他の能力の実証に基づき行うものであることや、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力および掲げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎としようとするものでございます。この人事評価は、能力評価と業績評価に区分けされておりますが、議員ご質問の計画を実現した場合の成果指標に関しては、業績評価がそれに該当するものと思われまます。本町の業績評価の取り組みは、総合計画や各実施計画、部門の問題点や課題、外部環境をもとに、組織目標を設定をし、この組織目標を共有化し、課長、室長、担当者の順に目標を細分化、具体化し、個人目標が設定をされます。この個人目標と実施計画をもとに、個別目標のレベルや、個人の業務量等を勘案をし、年度末に達成状況の面談を行い、評価を実施をしております、その結果を職員の昇給、昇任、昇格など職員の処遇への参考にしております。様々な課題がございますが、この人事評価制度によりまして、成果に対する評価を行っております。

以上で竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員、再質問はありますか。竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

再質問ですけれども、私が行った2点目の質問、都市交流施設周辺整備事業では、収支計画等の計画が作成されないまま、事業が開始されているが、順序が逆であり問題ではないかという質問を行いました。ただ、ただ今の答弁ではですね、その答えがないと思いません。まずですね、この収支計画というのは、未だその議会に対しても示されておられません。全体としてですね、この令和2年の段階の計画、基本計画では、約マイナス200万程度の収支だと、いうこの合計での説明だけはありましたけれども、具体的な収支計画についてはですね、まず未だ示されていないわけですね。それにも関わらず、既に今年度の都市交流施設周辺整備事業ということで、7億強のですね、工事予算が計上されております。そして既に工事は着工されているということなわけですね。収支計画がないままですね、工事が先行するというのは、いわゆる無計画な事業ということにならないかと、私は危惧しております。無計画なまま見切り発車をしてしまった事業ではないのか、そのことをこの順序が逆ではないかという質問にしているわけですが、この順序が逆ということについての考え方をご説明いただきたいと思えます。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。先般の議会の折にもですね、ご説明させてもらいましたが、まず基本計画を令和2年に作りました。その後設計事業者を決めるために公募を行いまして、設計事業者を決めまして基本設計、それから詳細設計を行い、現在は施工、いわゆる工事に着手しております。

ただいま竹田議員の方から、無計画なままということですが、一般的な事業の流れとしましては、基本計画を作りまして、その後、設計工事ということで、町の流れとしては通常の流れと同様だと思っております。ただ見切り発車ではないかということですが、こちらも基本計画の中で収支計画を立てて、私どもはそれを確認しております。ただ当時、令和2年の時にこの基本計画をご説明する際にですね、概要版ということで議員の皆さんにご説明しておりますが、その際収支計画についてはご説明をしておりませんので、いわゆる無計画なではなくてですね、町としてはその収支計画は確認しておりますが、議員の皆さんには、その際に収支計画、当時の基本計画の収支計画は説明はしてないということですが、また現在今でも収支計画をご説明していないということですが、先般の全員協議会で口頭で経緯についてはご説明をさせてもらいました。このときもですね、お話をさせてもらいましたが、令和5年度に向けて指定管理料をお支払いをする場合のですね、予算計上に向けて精査してまいります、ということで申し上げましたので、こういった形のもの明らかにになりましたら、議員の皆さんにもですね予算要求、いわゆる当初予算の編成に合わせてですね、ご説明をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

前回の、前回の全協で経費については説明したと、いうことですがけれども、私はそのどの程度説明されたか、ちょっと記憶が薄いですがけれども、要は、経費の説明というのは収支計画とは違いますよね。元々その基本計画でその収支については説明していたという話なんですけれども、この令和2年の基本計画、令和2年7月の基本計画というのはどういう内容だったか、今の計画とはですね、まるで違う計画でしたよね。例えばボタニカルガーデンだとかですね、丘と滑り台だとか、西洋風東屋だとか、いろんなものが計画されていました。ブルーベリーファームとかですね、あと水田とかですね。あと、シンボルツリーがあってパーゴラがあって、果樹園までであると。そういう内容でしたね。屋内施設も遊べるカフェだとかですね、ボルダリング、それからランドリーカフェだとか、ベビールームだとかですね、今の計画にまだ残っているものもあるのかもしれませんが、令和2年の計画と、現段階の計画はですね、まるで違うわけですよ。にもかかわらず、この令和2年の基本計画で収支計画を、合計でマイナス200万ということをこう伝えたということをもってですね、収支計画がちゃんと議会に説明された、見切り発車ではないと

いうことが言えるのかどうか、私はとてもそんなふうには思えないんですけども、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、私が見切り発車ではないと申し上げたのは、無計画なままというような竹田議員からお話でございましたので、それについては基本計画の段階で当時、そういった諸々の機能を含めて、収支計画は町の方で確認をさせていただいて、その後基本設計の発注をいたしましたと申し上げました。先ほどの答弁で申し上げましたが、収支計画は、当時令和2年の8月だったと思いますけども、このときの基本計画のご説明では、概要版を持って説明をさせていただきましたので、議員の皆様には、その収支計画の内容はご説明はしておりません。その後設計を行いまして、基本計画をもとにですね、基本設計、詳細設計がまとまり、町長答弁にもありましたけども、加えてテナント事業者も選定させていただきました。また、機能についても、先ほど竹田議員の方からは全く違うというようなことがありましたけども、基本的な機能としては駐車場、それから高速バスのバス停、それから公園、テナントですね、それから子どもの遊び場ということで、大きく私どもとしてはその当初の計画とはですね、変わっていないというふうに認識しております。細々変わってございましたのでそれらを精査して現在、指定管理者の候補者となり得ます、現在の共立メンテナンスと、内容を精査させていただいておりますので、その内容がある程度まとまってですね、予算の計上という段階になりましたら、議員の皆様にご説明をさせていただくと、いうことでございます。繰り返しの答弁で申し訳ありませんけども、そういったことでございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

そうすると、現計画での収支計画というものは、いつ作成されて、いつ議員に、議会の方に説明を行えるようになるのか、そこについてはある程度はっきりしてもらいたいと思います。いまだに我々説明も受けていないのに、工事だけは先行しているという状況なわけですよね。それはとても議員としても不安ですけども、町民もものすごく不安に思っているはずなんです。だからそこをまずはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。今の計画で申し上げますと、来年度、令和5年度の当初予算には、そういった指定管理料等々を計上していかなければならないというふうに思っておりますので、通常の当初予算の取りまとめ作業は今年の11月頃ですね、そこまでにはですね、できるだけ内容をまとめていきたいと思っております。ただ相手のあることでございますので、どの程度のコスト等ですね、精査してってということもございしますが、今現在の予定としましては、

当初予算の取りまとめ段階までに収支計画を取りまとめたいというふうに思っております。そして議会の皆さんのご説明でございますが、通常当初予算のご説明については、明けて3月の定例会に向けてのですね、全員協議会という機会があると思っておりますので、その時にはご説明ができるかというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

先ほどの町長の、諸般の報告ですね。この議会の初めに諸般の報告がありましたけれども、その中で町長からは、町の財政は健全化が図られてきたと、いう話がありました。私はこれ極めて甘い自己評価ではないかなと思います。私は実際の町政についてはですね、かなり厳しい状況であると、このように考えています。財政の評価はですね、総務省が発表していますけれども、財政力指数としてですね、総合的に評価がされているわけですね。この財政力指数ですけれども、令和2年で0.30だったと、鋸南町はですね。これは千葉県54市町村で最低となっています。さらに令和3年は前回の全協でも説明ありましたが、0.28に低下したと。いうことで、最低だったのが、さらに低下しているということなんだと思います。先ほど小藤田議員が一般質問で、人口推移が示されましたが、本町は5年ですね、5年間で10パーセントを超える人口減少が続いているということなんです。ですから、都市交流施設周辺整備事業を行うにしてもですね、これを地方債の借り入れで行うわけですけれども、借りた借金は10年以上にわたって返済をしていくわけ。で、10年後のですね、人口ということもちゃんと考えなければ、人口が減ればですね、町民1人当たりの負担というのは当然大きくなるわけですから、この人口減という前提条件についての検討を行うことなくですね。行っていないという説明ありましたが。工事を、要は私は見切り発車だと思っておりますけど、このように計画が示されないままスタートしてしまうことは大変なリスクだと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、この件につきましても、何度か、本会議の一般質問の中でお答えしていますけれども、この事業の過疎債の返済については当然、実質公債費比率、等々ですね、勘案しなければなりませんので、将来の推計を作ってですね、財政に影響がない、ないとは言いませんけれども、問題がないというようなことを町の中で確認しましてですね、進めております。それから、冒頭、竹田議員からですね、財政力指数のお話がありましたけれども、これもだいたい前になりますけれども、平成16年の頃には、0.351ということで、今よりも財政力高かったです。それから当然一番厳しい時期がありまして、その時には、0.28に落ちたときもあります。現在は0.3ですね。それから若干下がりました。それから人口に比例しての財政状況といえますか、これについても、ちょうど手元に平成16年のものがありますけれども当時、平成16年に1万154人、人口がありました。もちろんこの税制

改正等もあるので単純には比較できませんけれども、当時の地方税が7億4000万、2年度の、直近の令和2年度の状況で言いますと7409人の人口に対して、7億3000万ということで、税収はほぼ変わりありません。かつ、町の大きな財源でございます地方交付税のうちの、普通交付税ですが、こちら平成16年には14億、約14億だったものが、令和2年度は18億ということで、楽観してはいけませんけれども、人口がいわゆる10分の7になった現在でもですね、当時と地方税、普通交付税の額はあまり変わっていません。これが結果的に財政力指数の0.3ということになるわけなんですけれども、3割自治ということですね、変えるということについてですね、我々長く、財政等を携わってきましたけれども、今の鋸南町の構造を考えますと、この0.3を変えらるというのは厳しい状況にあるのではないかなというふうに思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

地方交付税交付金の話がありましたけれども、先ほど小藤田議員も質問されていましたが、この交付税については、これ自主財源じゃないですよ。国がですね、政策的に地方の財政を良くするためにですね、交付税を増やしたという経緯があったと思います。ですから鋸南町についても、一時より、一時的に良くなってきてはいたんですけども、今般また0.3から0.28になると、ということで、私はすごく危機感を持っています。それについてなんですけれども、先ほどの小藤田議員の一般質問で町長からですね、その結果責任については他人のせいにはしないという、大変勇ましい発言がありました。私もだから、これは頼もしいなと思ったわけなんですけれども、前回の定例議会で私が一般質問したときに、この都市交流施設保田小の責任者は誰なのかと、いうことを質問をしました。それに対して副町長からですね、町の責任だという答弁があったと思います。この町の責任というのは一体誰の責任なのか、非常に曖昧だと思うんですね。本当にこの計画、収支計画がないままスタートしたこの事業が将来にわたってうまくいくのかどうか。うまくいかなかったときに、誰が責任を取るのか。町の責任っていうのは誰の責任なのか、副町長の前回の町の責任っていうのは誰なのかを明確にしてもらいたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

副町長。

○副町長（内田正司）

当然施設をですね、作ります、作って管理運営、維持管理していかなきゃいけないわけです。それで鋸南町の都市交流施設につきましては、指定管理者制度を導入いたしまして、今委託しているわけですね。それで、そのものをですね、適正に運営していただくための事業者の選定、またその事業者はですね、非常に好意的に前向きにですね、やっていただいております。たまたまコロナ等の関係で、収支が赤字の年度もありましたけれども、直近では盛り返して黒字運営になっている。要するに不適切な管理をするような業者がいればですね、またその選定を変えて、また新たな業者を選定する、あるいはそういうことが町の責任だと思っています。それで今のところ言えばですね、非常にいろんな評価がある

かもしれませんが、町としてはその施設の所期の目的等に対してですね、また事業者についても、誠意を持って運営をしていただいております、特段今そのものがですね、すぐ町の例えば財政に何らかの影響を与えるというようなレベルの上ではないと思っております。ですからそれがもし、本当に駄目な状況になったときにはいろんな選択肢があると思います。事業そのものを廃止するということが究極的にはあるかもしれませんが、そういう意味で、その誰の責任というよりも、町はその町民のためにその事業を実施しておりますので、その事業者の赤字を、赤字といいますか、運営できない事業者の責任ということじゃなくてそれは全て相対的に町が負うものという意味でお答えをさせていただきます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

全然答弁になっていないんじゃないかなって私は思います。私の質問は、将来この事業がうまくいかなかったときに、当然、税金をそれ充当することになるわけですよ。そのときに、誰の責任なのか、それを聞いているわけですよ。今上手くいっているんじゃないかって思われているかもしれないけれども、そうじゃなくて、この要は見切り発車によって始めた事業ですけれども、将来うまくいかなかったときに、誰が責任を取るのか、責任者は誰なのか、それを質問しているわけです。

○議長（鈴木辰也）

内田副町長。

○副町長（内田正司）

ちょっと、私もちょっと質問の意味がちょっとよく理解できませんけども、要は町でやっていることは町の責任ですよ。それは町民からの負託を受けて、その執行者がいて、それをやっているわけですね。それぞれの業務の執行においては、当然議会とも協議して予算を可決していただいて執行しております。それが例えば何、何ですか、例えば何か私の責任だとか、そういうようなことではなくて、それを付託された町民全体の代弁をして、町の方で施策を行っているわけですから、それは町の責任ってのはそういう意味でお答えをさせていただきますけども。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

今の答弁を聞くと、結局税金が充当されるわけだから、事業がうまくいかなかったときには、それは町民が責任をとるということになるわけですよ。だから、今の答弁を直訳すればっていうか、意識すればですけども、今の執行部は責任は取りませんと。だけどその事業が将来失敗、うまくいかなかったときには、それは税金を充当するんだから、町民全体で責任を取ってもらいますよと、いう話なわけじゃないですか。そんな重要でリスクのあることを計画も示さないままスタートしてしまった責任ということについて、私はどう考えているのかっていうのが、この2点目の質問なわけです。その答えがもし、ちゃ

んとないということであれば、まずは先ほど平野課長の方から話がありましたけれども、その返済計画については問題ないんだという話がありました。ただ、返済計画があるのであれば、それが問題ないっていう計画があるのであれば、それについても、この11月までに収支計画を議会に示すということですから、併せてその返済計画も、示していただいて、なんでそれが問題ないというふうに判断したのか。その根拠も含めてですね、説明をいただきたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。過疎債の返済計画についてはですね、私どもが注視しなければならない、公債費の比率、いわゆる財政規模に対しての公債費の比率が影響があるかということを確認しているということなのでこれについてはご説明はできます。それから、すいません、竹田議員がその事業をその、うまくいかなかったときってというようなことをですね、再三ご発言されていますけども、例えば保田小学校を当時指定管理料の計画を5年と4カ月ですか。これ作りましたけども、そのときの計画はですね、指定管理料を年度で定めてですね、その通り執行ができました。そうすると、それはそもそもその内容を議会の皆さんにお諮りして、債務負担行為の設定をしていただいたんですけども、そうなってくるとそれは事業は成功したと。今回、例えば都市交流施設の周辺整備事業をこれから今の考え方では3年間、指定管理料をお支払いするような形で皆さんにご説明していきたいと思っておりますけども、その指定管理料が、予算の範囲内で債務負担行為の限度額の範囲内で執行されれば、それは私どもそれ事業は成功というか、計画通り行われているということで判断しております。ですから、ちょっと考えが違うんですけども保田小学校のときも、あの施設を全て黒字化するっていうようなことは一度も町の方から説明していません。今回も周辺整備事業については、町長からも前回ありましたけども、あれは公共事業だから、公共サービスだから、例えば公民館でもB&Gでも1年間運営しますと、人件費も含めて1000万、2000万という費用がかかるわけです。そういったものと同じような考え方で指定管理料をお支払いして、例えば駐車場の管理、トイレの管理、植栽の管理、いわゆるその不採算の部分は、指定管理料をお支払いして管理していただくってということなんです。これ例えば町から全くその資金を投入しないで運営できるとすれば、これ民間事業です。今回の保田小学校もそういったものを料金収入で全て賄っているっていう、むしろ優良な事例です。他のところの安房郡、南房総市の事例なんかを聞きますと、1000万単位で1年間に指定管理料を払っている。これを保田小学校の場合は現在全く払わずにですね、行われているっていう、私の、私見ですけども、優良な事例だというふうに思っています。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

公共事業だから、事業性については、見ないでいいんだと、いう話だったと思うんですよ。だけど、今道の駅、各地方自治体が運営している道の駅ってのは、かなり増えてき

ています。多数ある中で、うまくいっているところと、うまくいっていないところがあると。今課長からはですね、保田小事業については、そんな中でも、割といい方なんだという評価をされていましたがけれども、ただ事業がうまくいっているかどうかというのは、一寸先は闇で、うん。うまくいっているから、来年もうまくいくっていう保証は全くないわけですね。だけど、この事業については、借入も10年以上に渡って返済をしていくわけで、そんな短期の話じゃないわけですよ。この10年以上にわたって返済していく中で、もう事業として成り立たないという評価がされてしまったときにはですね、それは税金を投入して事業を閉鎖、終了させるか、生産するかということにもなるし、またその維持管理にも経費がかかると、いった場合に、そこに税金を投入して精算するっていうことであれば、それは町民が責任を取るということになるんじゃないかと、いうことを言っております。ですから、いずれにしても、その返済計画と収支計画については、11月までに議会について説明をお願いしたいと思っておりますので、その場で議論したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、私はですね、この計画を実行するということについての、町の認識がですね、町民一般の認識と比べてかなり異なっているように思います。そこで、この総合計画についての質問を行います。総合計画はですね、先ほど説明答弁でありましたが、6つの基本目標と33の施策が掲げられていると。町民アンケートでは、町民が最も重要かつ喫緊の課題だとしているのは、交通基盤、すなわち二次交通の充実ということだと理解しております。今回私は、この最も重要な二次交通の充実という点にフォーカスして質問をしたいと思っております。答弁では、各種計画の基本となる最上位計画、総合計画は最上位計画であって、策定が目的ではなくて、将来像を実現するため、施策や事業を推進していくための重要なものとしながら、その一方で、中長期的に取り組む事業もあり、事業化に向けては、諸条件によって着手には至らないものもあるということでした。このなぜ重要な総合計画の施策が着手にすら至らないことがあるのか、またこの中長期的に取り組むというのはどのぐらいのスパンを言っているのか。この基本計画は5年タームの計画なんですね。既に1年半が経過していると。残り3年半しかないわけで、いろいろですね、施策が挙げられている中で、取り組み状況としては、先ほどの答弁ではですね、デマンド運行の実証実験に取り組むため、運行実績のある事業者と打ち合わせを始めた。まだそれだけなのかっていうような印象だったわけですがけれども、これは取り組みが甚だ不十分ではないかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、すいません。ただいまのご質問の前にですね、都市交流施設周辺整備事業の収支計画についても一度確認させていただきますけれども、私申し上げたのは、通常の当初予算の編成作業は11月まで、そして議会の皆さんにはですね、通常当初予算のご検討いただく定例の3月の定例の前の、2月の全員協議会でというふうに申し上げました。ですからその間でもし収支計画等整えばですね、議長さんともご相談させてもらって、ご説明しま

すということを確認してください。

それから、循環バスに併せてですね、新たな公共交通の関係でございますけども、こちら、今着手してないんじゃないかということでございますけども、実際に過疎計画の中ではですね、令和4年度からですね、予算が計上されていて、実証運行等を想定したものがですね、令和5年度からということでございますので、その辺に向けてですね、事業着手をしております。実際にそういった運行実績のあるところとですね、協議をしておりますので、私どもとしては計画に沿って事業着手しているという認識をしております。それから町長答弁の中で、中長期的にとは何かというようなことでございますけども、これは、総合計画、総合戦略の中でいわゆるその検討をすとかですね、模索していくとか、方向性を示すというようなことの文言の施策があると思うんですけども、こういったものはいわゆる5年、10年のスパンではですね、事業が完結しないということで、中長期的な視野に立った施策もありますよ、ということで、ご答弁をさせていただいた、そういった趣旨でございます。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

このデマンド運行ということについてですけれども、このデマンド運行というのは、今期の総合計画、基本計画の中には入ってないんですね。前期の総合計画の中に入っていた施策の1つであって、今回ですね、デマンド運行というは入っておりません。今回の総合計画の中にはですね、それに代わってカーシェアであるとか、自動運転、それからグリーンスローモビリティなどを活用した MaaS の導入などを模索しますということが書かれています。またですね、町内で唯一のコミュニティバスである循環バスを維持するために、運行形態や運行経路、料金の見直しに向けた実証実験を行うと。それから、都市交流施設道の駅保田小学校への農産物輸送などを、既存のネットワークを有効活用する貨客混載の取り組みを検討します。それから、地域での助け合いによる運送事業や社会福祉協議会の福祉有償運送事業、民間タクシー事業者との連携を図り、安心して外出できるドアツードアの取り組みを推進します。若年層の定住志向を高めるために、公共交通機関を利用した都心への通勤・通学を支援する取り組みを検討していきます。これは今補助金を出しておりますけれども、それ以外の取り組みについては、皆無だと私は思います。前期の計画にあったデマンドということについて、今打ち合わせを始めた。でも打ち合わせなんていうのは、すぐ始められることじゃないかなって、私は思うんですけども、それが、前期の計画が何で今期1年半たった今ですね、やっていますってということで説明があるのか、その意味がわかりませんが、今の、この施策についての取り組み状況というのはどうなんでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。こちら町長の答弁の方にありましたが、総合計画、それからそれを進めるため

の実効的な実施計画として過疎計画がございます。過疎計画の中では、その令和3年から7年までの5年間の、いわゆる取り組むべき事業が年割で示されております。私どもはそれに基づきましてですね、事業を着手しているところでございます。そしてこの先ほど竹田議員が読まれた公共交通の利用促進の中ではですね、まず高速バス乗り入れについては、こちら具体化が図られております。そして通勤・通学支援についても、支援金の交付なども行っております。それから最もそのデマンドについてですね、簡単ではないかということなんですけども、実はそもそもデマンド型交通を実証運行するか、場合によっては、これから将来に向けて自動運転であるとか、グリーンスローモビリティとかって新しい技術もございます。そういったことも検討しなければなりません。そういったことを含めてこの計画を作ったときにはですね、いわゆるそのコンサルティングに発注をかけて、鋸南町が今基幹としてある、循環バスと、それから有償運送、それに新たな交通体系をどういったものが望ましいかということで計画を作って、それから事業導入しようということで考えてこの計画に至っておりますけども、どうもデマンド型の実証運行されている事例などを伺いますと、コンサルへかけても、実際の現場にそぐうような、要するにその計画がですね、立てられないんじゃないかということで、今デマンドを実際に運行している事業者とですね、導入に向けて検討を始めているということで、竹田議員が形に、成果として表れてないということなのかもしれませんけども、私どもとしては、いろんなことをですね、検討しております。そして、一番これから検討しなければならないのは、循環バスが基幹の道路を走っていて、さらにここにもありますけども、その福祉有償運送はですね、足腰の弱った方が、社会福祉協議会のボランティアによって運行しております。これも大体月4回程度ご利用になれるような今体制があって、循環バスを補完するような形になっています。さらにそのドアツードアのデマンド型の運行を、どういった地区で、どんな形態で行うかということも、すごく悩ましいところでありまして、全国的な事例で言いますと、自治体が直営で行っているところ、場合によっては、地区のある地域がですね、協議会を作って、例えば佐久間地区なら佐久間地区の協議会を作って、佐久間地区の皆さんが、会費とスポンサーで、スポンサー料で運行するような形態もあります。ですから、すいません、竹田議員がデマンド型交通簡単ではないかと言いますけども、私どもとしては、将来的な財政負担も考えますと、やはり運行形態であるとか、その事業主体、方式についてはもう少し検討させていただいて、事業、いわゆる実証運行をして、その実証運行の成果を見てですね、本格運用ができるかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

デマンド運行についての検証をしないでもいいということではないと思います。それは評価できることだと思いますし、ただ、先ほどもその他の施策についてもいろいろ検討していると。答弁にありませんでしたけれども、検討しているということであれば、その検討状況については、また全協等ですね、議会にちゃんと示してもらって、どれだけ取り組んでいるかっていうことをですね、明らかにしていただきたいと思っております。

あまり時間がありませんけれども、この町民との協働で実現するんだと、こういう話が度々出てきますけれども、この協働ということについて、これは何か先ほどですね、町長は、人のせいにはしないで自分の責任でやっていくっていうような話でしたけど、協働っていうのは、何か町としてはですね、言い逃れというか、町民もそれを協働してくれないから、できていないんだっていうようなですね、意味にもとれるわけで、その点この協働ということについてどう考えているのか、それを聞きたいと思います。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、私からはちょっと具体的に、この後副町長からも答弁あると思いますけども、先ほど来ですね、ふるさと納税、私どもも大変納税がですね、下がってきているということで苦慮しておりますが、これについて例えば協働ということと言うと、町はそのポータルサイトをいろんなものを整備して、事業委託をしてその返礼品をお返しするっていうシステムを整えておりますけども、この返礼品を開発したり、またその、出していただくっていうのはやはり民間の事業者さんですね。そうなってくると、やはり町だけでは、ふるさと納税を高めていくっていうわけにはいきません。また竹田議員が先ほど来言っています保田小学校の事例で言いましてもですね、町が施設整備をしても、生産者の皆さんが野菜やいろんなものを出してもらわなければ、あの施設は成り立っていきません。そういった意味でですね、あの、この基本計画、総合計画を達成していくためには、行政と町民の皆さんと、ということで私は理解をしております。

○議長（鈴木辰也）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

前回の総合計画ではですね、町民がやるべきことと、行政がやるべきことを分けて町民としては安全運転とか、道路の美化に努めてくださいっていう、そのぐらいのことでしたので、あまり町民のせいということではなくて、取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木辰也）

以上で、竹田和明議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩します。再開は3時35分といたします。

◎一般質問

◎1番 笹生あすか

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。

笹生あすか議員の質問を許します。

1 番 笹生あすか議員。

【ベルが鳴る】

○1 番（笹生あすか）

私からは、地域医療福祉について、インボイス制度、いわゆる消費税の適格請求書等保存方式についての2件の質問をします。

1 件目、地域医療、福祉についてです。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、この夏も熱中症などにより入院加療が必要である高齢者が、病床の空きがないため入院できず、在宅で訪問看護や居宅介護支援を利用し、加療するケースが町内でも複数あると聞いています。また、コロナ禍で入院しても面会できないからなどの理由から、最後は自宅での看取りを希望される方や、脳梗塞などの後遺症で、本来リハビリ病院でのリハビリが必要でも、病棟が満床で、在宅でリハビリに通所・通院している方も、私の周りでも多くなっています。地域医療福祉にとって、訪問診療や訪問看護、居宅介護支援事業はとても重要です。また、町内で唯一の入院施設を備えた鋸南病院や、町内だけではなく、安房地域の医療機関や介護福祉事業所との連携により、包括的な支援が必要と考えます。鋸南町の訪問看護ステーションは、2022年9月30日をもって閉鎖することとなり、町民から不安の声が届いています。そこで、3点質問します。

1 点目、昨年3月議会の一般質問で、鋸南病院立て直しのため、職員をも交えた協議を行っていくとの答弁があり、その後、情報交換会を行っているとのことだが、現状はどうか。

2 点目、鋸南町訪問看護ステーション閉鎖による、利用者や町民の反応はどうか。また、別事業者への移行や引き継ぎなどの進捗状況はどうか。

3 点目、町内に訪問看護ステーションは必要だと考えるが、今後、鋸南病院で訪問看護事業を行う検討等されているのか。

続いて2件目、インボイス制度、消費税の適格請求書等保存方式についてです。来年2023年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることになっています。国税庁は昨年10月からインボイスと言われる適格請求書を発行するための事業者登録を開始するなど、導入に向けた準備を進めています。

しかし、この消費税、インボイス制度導入の影響は多くの国民におよびます。影響を受けると言われている業種は、商店、飲食店、大家、ライターやイラストレーター、小説家などのクリエイター、1人親方、ウーバーイーツなどの配達パートナー、個人タクシー、農家、日雇い労働者、フリマサイトや手作り通販サイトの出品者、シルバー人材センターで働く高齢者、内職など、まだまだたくさんあります。コロナ禍で、雇用形態が変化し、フリーランスの人が増え、1000万人もしくは1500万人以上に影響が出ることも推定されています。長引くコロナ禍、急速な円安、燃料や物価高騰に加え、さらなる地域経済への影響が心配されています。団体、与野党、政党の枠を超えて、各分野の団体から、中止あるいは延期の声が上がっています。全国の地方議会からも延期や中止を求める意見書が242件提出され、この9月議会でも提出が予定されている議会も多いと聞いています。町民の飲食店経営の方や趣味や楽しみとして、道の駅に出荷しているという方などから、

どうになってしまうのかなど、不安な声が届いています。このインボイス制度は難しく、当事者本人でさえも、自分が関係あるのかわからない人が多いと言われていています。そこで、3点質問します。

1点目、町はインボイス制度についてどのように認識しているか。

2点目、インボイス導入により、一般会計、特別会計などの町財政への影響はどうか。また、システム改修などの準備はどうなっているか。

3点目、道の駅保田小学校に出荷している事業者への影響はどうか。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1件目の地域医療福祉についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、昨年3月議会の一般質問で、鋸南病院立て直しのために、職員を交えた協議を行っていくと答弁があり、その後、情報交換会を行っているとのことだが、現状はどうかについてであります。令和3年第1回議会定例会におきまして、議員から新型コロナウイルス感染症対策について一般質問をいただきました。その中で、鋸南病院が町民から信頼される病院にするために、町が検討していることはあるのかとの再質問をいただき、指定管理者側の職員との間において、話し合う機会を設け、待遇改善を初めとする諸課題で情報交換、意見交換をする場を整えていきたいと答弁をいたしました。当時、病院職員の新型コロナウイルス感染、院内でのクラスター発生による入院の制限や、入院病棟の閉鎖など、町民の皆さんに多大なご心配をおかけしたところでございます。結果として、経営状況が厳しくなるとともに、信頼の低下を招いてしまったことは否定できないものであったと思っております。そのような中、地域の中核病院としての信頼回復と、全体の質の向上を目的とし、また、関係職員の意識改革が図られ、少しでも病院の改善に役立つことができないかと、病院実務者と町職員による検討会の立ち上げを指示をいたしました。感染状況や度重なる緊急事態宣言の発令等もあり、当初の予定よりも開催回数は少なくなりましたが、病院から8名、町職員が5名で構成をされた意見交換会を、令和3年度に4回行ったところでございます。内容といたしましては、経営状況や決算の勉強会の他、病院の運営状況、経営改善のための取り組み、外来患者を増やすための方策など、現場で従事する職員の視点から、意見交換を行っております。令和4年度においては、今のところ開催をしておりますが、必要に応じて招集をしてみたいと考えております。

ご質問の2点目の、鋸南町訪問看護ステーション閉鎖による利用者や町民の反応はどうか。また別事業者への移行や、引き継ぎなどの進捗状況はどうかについてでございますが、鋸南町の訪問看護ステーションについては、地域の医療環境が変化をしてきたこともあって、利用者が減少傾向にあり、さらに安房管内でも多くの事業所がサービスを提供するなど、民間企業も参入をしていることから、令和4年9月末をもって、事業を終了することといたしました。今までご利用された方、現在ご利用になられている方、その家族の方達

からは、長期にわたり利用されている方も多いため、職員との信頼関係が築かれており、慣れて、頼りにしていた安心感がなくなるという点で、閉鎖を惜しむ声は多くあったように聞いております。現在の利用者の意向や、引き継ぎの進捗状況でございますが、医師の指示により、利用者の家庭を訪問をし、適切なアドバイスとケアで、在宅での療養生活を支援するいわゆる訪問看護業務は、5月末時点で16名の利用がございました。8月末までに終了した方が2名。他の事業所へ移行された方が13名、9月から移行される方が1名となっております。次に、居宅介護支援事業を居宅介護支援員による介護ケアプラン作成の利用者は、5月末時点で32名の利用がございましたが、亡くなられた方や、入所された方を含め8月までに他の事業所への切り替えとなった方は29名。9月から切り替えとなった方は2名、10月から切り替えとなる方が1名となっております。ご利用者の意向の調整は順調に進められているものと思っております。

ご質問の3点目の町内に訪問看護ステーションは必要だと考えるが、今後鋸南病院で訪問看護事業を行う検討等されているかについてでございますが、がんなどの疾患で通院が難しくなったり、介護が必要になった場合でも、医師や看護師等に訪問してもらうことで、住み慣れた自宅で過ごすことができ、できるという点で、訪問看護を望まれる方はいらっしゃるかと思います。また、24時間の連絡体制で、町民の方にとって、近場に訪問看護ステーションがあれば安心ということはあるかもしれませんが、一方で、独居の方や家庭環境により、在宅での療養を選択をしない、あるいは選択できないという方もいらっしゃるのも、現実だと事実だと思われまます。鋸南病院では現状で、看護師確保が課題となっている状況から、訪問看護事業を行うために、さらなる看護師確保は困難という点や、需要と供給のバランスから、採算が見込めないリスクがある点で、導入は考えていないということでございます。今まで町内に訪問看護が必要という考えのもと、町として何とか運営をまいりましたが、利用者数の減少傾向が大きいという状況を踏まえ、閉鎖をする運びとなりました。鋸南病院に訪問看護ステーションがあれば良いとは思いますが、見合うニーズがどれだけあるのかはわかりません。また、実施体制を取るための人材確保や、24時間体制の整備だけでもかなり大変であること、大変であるということをご理解をいただきたいと思っております。

2点目のインボイス制度、消費税の適格請求書等保存方式についてお答えをいたします。ご質問の1点目の、町は、インボイス制度についてどのように認識をしているかについてでございますが、インボイス制度の適格請求書等保存方式とは、令和元年10月1日から消費税が標準税率10パーセントと、軽減税率8パーセントの複数の税率になったことを契機として、令和5年10月1日から実施をされる制度でございます。インボイスは、適格請求書と呼ばれ、事業者同士の取引で売り手が買い手に対し、消費税の適用税率や税率ごとの消費税額等を正確に伝えるために、交付をする請求書、領収書などを指します。消費税は二重課税を防ぐため、事業者の売り上げが、売り上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引く仕入れ税額控除を行った後で納税をすることになりますが、インボイス制度では、税務署長から適格請求書発行事業者として登録をされた仕入れ先の事業者が発行するインボイスがなければ、仕入れ税額控除が受けられなくなります。制度適用開

始日からインボイスを発行するためには、税務署長に対する発行事業者としての登録申請を令和5年3月31日までにを行う必要があります。登録を受けた事業者は、交付をしたインボイスの写し又は電磁的記録について、7年間の保存義務が発生をいたします。インボイス制度導入のメリットとしましては、軽減税率が施行され消費税率が2種類になってからは、消費税の算出が複雑化して、経理業務を圧迫をしておりましたが、請求書等にわかりやすく消費税が表記をされるため、仕入れ時の消費税を正確に把握をすることが可能で、業務負担の効率化が図られ、仕入れ税額控除の不正やミスも防ぐことができます。デメリットとしましては、年間の課税売上高が1000万円以下の免税事業者は、発行事業者の登録をしなければ、インボイスが発行できないことから、買い手の課税事業者が仕入れ税額控除を受けられず、消費税の負担増となるため、免税事業者との取引を控える恐れがあることであります。免税事業者は、取引が減少しないようにするため、発行事業者の登録で、インボイスを発行できるようになります。また、課税事業者としての消費税の申告が必要で、納税義務が生じます。また、インボイスを発行することにより、請求書等の様式変更やシステム改修などの準備作業、その後の申告事務など、業務上の負担が増えることが予想をされます。町内の事業者は、免税事業者が多いものと認識をしております。インボイス制度は、国の進める制度ではありますが、町民の皆様が、支払われた消費税ができるだけ正確に納付され、事業者の皆様ができるだけ負担がかからないよう、関係機関とともに連携を深めながら、制度の理解と周知を図ってまいります。

ご質問の2点目の、インボイス導入により、町の財政一般会計、特別会計などへの影響はどうか。また、システム改修などの準備はどうなっているかについてでございますが、町財政への影響は引き続き検証してまいります。現状で把握をしている影響や所要の手続きに関して申し上げます。まず、財政そのものへの影響はないものと思慮をしております。手続きに関しましては、一般会計では、発行事業者の登録申請を行う必要がございます。その上で、町が売り手となる場合、例えば事業者に貸し付けを行う場合や、施設の使用料を徴収することが想定をされます。その際、町が発行する請求書等に新たに記載が義務付けられた、登録番号等の記載が必要になります。これに伴い、従前の請求書様式を変更する必要がありますが生じますが、対象となるほとんどの請求書は、エクセルなどを使い作成をしていることから、システム改修の必要性はないと考えております。今後も引き続き、内部で精査をしてまいります。次に、国民健康保険、後期高齢者医療介護保険の特別会計においては、事業者にとっての課税仕入れが発生し得ないことから、インボイス対応は行わない方針であります。水道事業会計では、令和4年6月14日付で発行事業者の登録申請を行い、登録番号を取得済であります。制度適用開始日からインボイスを発行できるように準備を進めている段階であります。本登録番号の請求書への記載については、今後作成をする納入通知書から行う予定であります。システム改修については、消費税率の記載について、システム業者との調整が必要であり、費用負担が生じる見込みであります。最後に、病院事業会計では、鋸南病院の管理に関し、医療法人財団、鋸南きさらぎ会を指定管理者として、管理運営をお願いをしておりますが、町と鋸南きさらぎ会の間で、発行をする負担金などの請求書等がインボイスでなければ、きさらぎ会では、仕入れ税額控除を受けること

ができなくなりますので、現時点においても、病院事業会計も発行事業者の登録申請などに対応する必要があると考えております。なお、システム改修は予定をしておりません。

ご質問の3点目の、道の駅保田小学校の直売所に出荷をしている事業者への影響はどうかについてであります。インボイス制度の中で、道の駅保田小学校の直売所の販売形態は、現状での国からの説明などを参考にいたしますと、媒介者特例に該当するものと判断しております。媒介者特例とは、生産者が直接個別のお客様へ、インボイスを発行することは困難なため、媒介者となる指定管理者の共立メンテナンスを介してインボイスを発行することができるという特例であります。ただし、生産者および共立メンテナンスの双方が発行事業者であることが必要となりますが、共立メンテナンスは既にこの発行事業者への登録を終えており、一方で直売所に出荷をしている生産者の多くは、小規模な消費税免税事業者であり、発行事業者への登録などに不安を抱いているのではないかと推察をされます。発行事業者の登録に不安を抱く理由は、消費税免税事業者から課税事業者になることと思われ、今まで不要だった消費税の申告事務が紐づいてくる点が、二の足を踏む原因であると考えられます。高齢化した生産者の皆さんに登録要請をするあまり、生産者の生産意欲の減退、生産者の減少を誘発し、直売所の品目が減り、売り上げなどに影響する可能性も否めません。このような事態を招かぬように、指定管理者である共立メンテナンスとともに検討をしております。国では、インボイスはあくまでも消費税申告の仕入れ税額控除を受ける際に必要となる書類で、品物そのものの取引の際に必須なものではないと位置づけをしておりますが、取引先が消費税課税事業者と免税事業者との違いで、利益に直結をする側面もあることから、より有利な取引先の選別を誘発することに繋がるのではないかという懸念があるのも事実であります。本制度に関しましては、それぞれの立場の者がジレンマを抱えている状況で、現在関係者で協議を重ねておりますが、関係者相互で協調しながら、生産者が引き続き安心して出荷できる環境を重視して検討を重ねてまいります。

以上で笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員、再質問はありますか。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

ではまず1点目の再質問からです。現在の鋸南病院の経営状況はどのようになっていますか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

鋸南病院の経営状況はどのようになっていますかということですが、医療法人財団鋸南きさらぎ会の令和3年度決算では、医業収益が前年と比較しまして約6500万円の増となっております。これは令和3年度から新型コロナワクチンの接種が始まっておりますので、接種費用の収益も含まれておりますが、入院収益、入院診療収益につきましては、対前年約4400万円の増、外来診療収益は対前年で約200万円の増となっております。

また、医業外収益といたしましては、町からの指定管理者交付金等は、対前年で約1500万円の減となっております。減となっておりますが、当期の利益は約5300万円で、対前年約1200万円の増となっております。令和2年度におきましては11月からになりますが、人件費の方を鋸南病院の方では給料を10パーセント、賞与については20パーセントの削減を実施しております。令和3年度におきましては、そちらの方は削減はいたしておりません。このことから、経済状況は改善していることが伺えるかと思えます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

今決算の時期で、これからまた審査していきますけれども、先日の全員協議会でもコロナワクチンの収益も含む、抜いてとしても収益上がっているということなので、とてもいいことだなと思えます。

意見交換会の構成は、答弁の中で、病院側から8名、町職員5名とありましたが、具体的にどのようなメンバー構成ですか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

意見交換会のメンバー構成ですけれども、病院側の方からにつきましては、医師、看護師、検査室、栄養室、ソーシャルワーカー、医療事務から各1名、そして事務長および事務職員の計8名でございます。町職員側からは保健福祉課長、健康推進室長、病院事務担当の職員の他、訪問看護ステーションから1名、そして税務住民課長の5名で構成しております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

意見交換会を、令和4年度はまだ一度も開催していないとの答弁ですが、それはなぜでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

今年のですね、今年令和4年の1月から、新型コロナウイルス感染症の第6波、そして現在は第7波という具合に感染の波が推移しております。しかも過去の感染者数と比較にならないほど、感染が拡大してきていることはご承知の通りだと思います。感染防止対策を十分行っているはずの医療機関や高齢者施設、介護事業所さえ、クラスターの発生が発表されている状況が安房管内でもあることは周知の通りだと思います。鋸南病院では以前クラスターとなったことで、入院制限や入院病棟の閉鎖、こういったことが余儀なくされて町民の皆様にご心配をおかけいたしました。そして、経営面でも、悪影響が及ぶ

こととなりました。そうした反省を踏まえまして、慎重を期しまして、感染リスクを減らすために開催を現在見合わせておりますが、また適当な時期が来ましたら、再度開催の方はしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

連日、やっぱり鋸南町の方も、感染者が以前と比べて多かったり、ちょっと落ち着いてきたかなとも言われていますけれども、まだ油断ならない状況なので、またその感染者が落ち着いてきたら、ちょっとこのコロナ禍が落ち着いてきたら、またぜひ意見交換会をやっていただきたいと思います。

意見交換会の中で、今後の病院運営の課題として、具体的にどのような内容が話し合われていますか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

今まで話し合われてきた内容でございますけれども、参加されている病院側の方たちは、各部署で働く現場スタッフということなので、方なので、今まで病院の経営状況などの説明を受ける機会もなく、実態がわからなかったという点で、全体の経営状況を職員が把握できた方が望ましいといった点や、鋸南病院の存在をアピールする場や情報発信不足、また人材不足が課題という意見などが出ております。また先ほど町長答弁にもありましたけれども、経営改善のため外来患者や入院患者を増やすための取り組みについて、意見交換を行っているところでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

鋸南町のホームページが、今情報発信という話があったんですけども、鋸南町じゃない、鋸南病院のホームページが新しくなって、以前よりも明るくてかなり見やすくなっていると個人的には思っているんですね。その、院長から、地域密着型病院として診療、訪問診療など、在宅医療の分野も力を注いでおります。鋸南町の地域の皆様が安心して入院在宅療養ができるよう、引き続き取り組んでまいりますという、院長からのメッセージや、他の医師からも地域医療についてメッセージが書かれています。現在、鋸南病院の訪問診療の件数はどのくらいでしょうか。また夜間や休日などの緊急時にはどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

現在、訪問診療の方は週2日行っておるということで、施設への訪問も含めまして、今現在、月32人に訪問診療を行っていると同っております。また夜間や休日などの緊急時

の対応につきましては、委託する警備員がおりまして、そちらの方が窓口対応となりまして、電話等があった場合、勤務医師に連絡しまして、その後は医師が対応することとなっております。なお、今現在では発熱については、夜間休日の対応は受けていないと、対応はしていないということでございます。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

町民の方々のご意見によく私は聞くんですけども、患者さんへの接遇の改善をしてほしいという意見なんですけど、医師と以前、役場の本庁で意見交換をした際に、医師の方も接遇の改善ということは課題だと話されておりました。接遇についての研修や学習会などの対策はしているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

その件につきましては、意見交換会の中でも接遇の改善については、何よりもまずという意見が出されております。そして各自で実践していただいておりますが、職員全体の研修会や学習会の開催は今後見込んでいるということで回答を受けております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私も病院に長く勤務していたので、やっぱり介護とか医療に携わる者として、接遇というのは一番大切なことだと思います。人の心に寄り添って、それでより良い医療や介護に繋げていくということはとても大事だと思うので、ちょっと今コロナ禍でなかなか研修も大変だと思いますけれども、落ち着いてきたらぜひ積極的にやっていただきたいと思っております。

5月の議員全員協議会で、訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所の閉鎖について、町側から説明がありました。その際に、他の議員からも指摘がありましたが、社会的ニーズが高まっているのに、利用者が減少していた原因について、町はどのように考えていますか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

我が国におけます高齢化率は2025年には30パーセントを超え、75歳以上の後期高齢者だけでも13パーセントを超えると予測されているということでございます。そのような中、高齢者における医療の形態も多様化しておりまして、国は在宅医療を推進しております。国が行った高齢者の意識調査では、住み慣れた自宅で生活し続け、最期を迎えたいという方が多く見られているということでございます。そういった社会的ニーズはあ

るかと思えますけども、鋸南町で減少した原因ということですが、利用者が減少した一因といたしまして、町内の医療機関におけます、医師の高齢化により、往診を行わなくなったという点があるかと思えます。また鋸南町は高齢化率も高く、世帯の構成ですけども、独居世帯であったり、高齢者のみの世帯、そういった世帯も多いことで、多いから、介護をしてくれる家族に負担がかかるだとか、在宅での療養に対し、病状が悪化したときに、そういったときの対応に自分も家族も不安であるといった、そういった家庭内のマンパワー不足という環境から、在宅医療を望まない方もおられるのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私も、亡くなってしまいましたけど、父を在宅介護していた経験があるので、本当に簡単ではないことは重々承知でいます。医療と福祉の連携はとても重要ですが、介護事業所の連絡協議会というものがあると思うんですね。鋸南町に利用者さんがいる、例えば南房総市だとか、館山市だとか、近隣市の事業所も、その連絡協議会には含まれているのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

鋸南町の連絡協議会、介護事業所の連絡協議会におきましては、平成30年に有志で立ち上げを行いまして、9事業所が参加したということでございます。隔月に勉強会、そして毎月役員会を開催してきたとのことですが、現在は役員を選出が非常に難しく、休止となっているということでございます。立ち上げの際、近隣市の事業所の参加についても検討を重ねたということですが、範囲を区切ることが難しく、鋸南町単独での協議会となったそうでございます。また、運営していく中でも、近隣と合併することも考え、調整もしたようですが、近隣とは規模が違ったり、距離が遠かったりの問題もあり、実現には至らなかったというふうに聞いておりますが、ただ、情報共有には努めていたというように伺っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

現在コロナ禍ということもあって、これも中止されているっていうのもあると思うんですけども、隣の南房総市はですね、関わりのある他自治体の事業所も一緒に入って、一緒に協議していると聞いています。もうすぐで3年経ちますけれども、2019年の台風災害の際も痛感したんですけども、横の繋がりがあまり当時なくて、ここの事業所は大丈夫だけこの事業所は被災してしまって、本当だったら、知っていれば手伝えたのっていう意見が当時出て、それで協議会の中でその連携を取っていかうって取り組んでいる事業所も複数あると聞いていますので、横の繋がりがとても重要だと考えますから、

ぜひ、他自治体の事業所も連絡協議会に入ってもらえるなら入ってもらって、より良い介護事業のために取り組んでほしいと考えます。近隣市の地域医療についての考え方は、かなり変化していて、訪問診療とか訪問介護、居宅介護支援と包括的に連携をとって行われていると聞いています。繰り返しになりますが、横の繋がりはとても重要です。で、鋸南町内に訪問看護ステーションがなくなってしまうと、鋸南町民は、他市の事業所を利用せざるを得ない状況なんですね。訪問看護に限らずに、様々な支援サービスで、鋸南町はエリア外という問題があります。勝岩トンネルの鋸南町、あそこを越えて鋸南町に来られないっていうのを、いろんな事業者から言われてしまいます。私の父の例をとりますと、要介護5だったんですけども、ちょっと医療的なニーズが高いことから、町内のデイサービスや訪問サービスは、あの経管栄養の管があるっていうことを理由に受け取ってもらえませんでした。またショートステイも町内の事業所では対応できないため、エリア外の館山市の事業所をお願いするしかなくて、本来だったら介護保険の中にその送迎の金額も含まれていて、その送迎の給付もしてもらって、それで利用者からはその負担がなく、送迎してもらえるはずだったんですけども、エリア外ということで、毎回高額な介護タクシー代金を負担していたんですね。今は医療的ニーズが高くて、先ほど答弁にもありましたけれども、在宅介護ってことでフォローできる体制作りを国を挙げて進められている時代です。で、利用者のニーズに応えられて安心して利用できるように、町として近隣市の事業所と協定を結ぶなど、協力体制を整えることが、鋸南町だからできないということがないように、協力体制を整えることが必要だと考えますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（寺本幸弘）

現在訪問看護につきましては、エリア外という問題ですけども、安房地域でも距離のある一部の、鋸南から距離のある一部の事業所に限られるということで、利用されてきた方の他の事業所への移行は比較的スムーズに進んでおりますので、特に問題となる事象はないかなというふうに考えております。しかし訪問診療、訪問看護につきましては、エリア外という問題はあるようでございます。例えば、館山市の病院から訪問診療が、鋸南町に来るとなると、もう往復移動だけで1時間以上かかってしまうということで、近くの利用者であれば、その時間でより多くの訪問ができるということになりますので、エリア外とされてしまうことは、現実にあるということは承知しております。しかしながらですね、住民が安心して暮らせるまちづくりを鋸南町が目指し、地域医療という観点から、医療看護サービスと介護サービス、連携推進が図られますように、医療機関と連絡を密にしたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

鋸南町民だから受けられないっていう、あの、支援が受けられないっていうことがあってはならないことだと思っています。今までほとんどの人が頑張っていて、高齢者頑張って働

いて納税してきた方がほとんどだと思います。それなのに、長生きするのが申し訳ないっていう方がとても多いんですね。そんな悲しいことはないと思うんですよ。安心して老後を迎えられるような町にぜひ一緒にしていきたいと思います。

続いて2件目の再質問に移ります。

インボイス制度については、とてもわかりにくい制度で、自分が対象になるかどうかわからずに困っているという相談も、私の方にも多く寄せられています。制度の理解と周知を図っていくと答弁にもありましたが、具体的にどのようなことを考えていますか。

○議長（鈴木辰也）

税務住民課長。

○税務住民課長（石井肇）

インボイス制度の周知に関しましては、これまで館山税務署および、青色申告会鋸南支部が、令和3年5月から合計31回の説明を開催しております。また鋸南町商工会もですね、これまで2回の説明会を開催してまいりました。町ではパンフレット、ポスターの掲示、説明会の会場の提供等を行ってまいりました。制度適用開始日からですね、インボイス発行事業者としての登録をする場合、申請期限まであと半年となりましたけども、今後ですね、館山税務署と商工会では説明会を開催する予定であると聞いております。また国税庁ホームページには特設サイトが開設されまして、中にはコールセンターなども案内をされております。免税事業者にとってわかりやすい記事等もですね、掲載されております。町といたしましてもですね、国税であるんですけども、国からの協力要請もございまして、まず、町民に対して身近な情報メディアを活用しまして、協力をしていきたいと考えております。

具体的には町広報紙、それからホームページ、LINEとかですね、その辺を活用しましてこれらの広報および周知をですね、関係機関と連携を図りながら行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

周知を図っていくということなので、私も何回も何回もいろんなサイトを見たり、動画を見たり、勉強してなんとなくわかってきて、これはすごく事務的負担が大きくなるなっていうことを、今から懸念され、自分の中で懸念しているんですけども、水道事業会計ではシステム改修に費用負担が生じる見込みという答弁がありましたが、金額はどのぐらいになりそうですか。

○議長（鈴木辰也）

建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

システム改修に係るですね、仕様書についてのもので、最終的な確認はもう少し先となるところなんですけども、費用につきましては、概算で消費税抜きで70万円前後を見込んでおります。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

行政として、いろんな事業を行っていく上で、システム改修が必要になってしまうのは仕方がないと思うんですけども、やっぱり70万と結構高額な負担になるんだなということが今わかりました。今後、町は、入札や業務委託など取引相手の事業者が、免税事業者だからといって取引ができなくなったり、その事業者に対して値引きの交渉をしたり、もしくは登録事業者になるように協議するということは考えられますか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。町長の答弁で申し上げました、町は売り手となる場合はインボイスを発行する義務が生じますが、ご質問の入札や業務委託に関しては町が買い手となる取引でございますので、納税の義務が生じるものではございません。現時点では登録事業者か否かによって取引をやめる、または協議を行うなどの想定は考えておりません。なお、今後国からの通達等によってですね、入札参加の条件に登録事業者であることなどが加わることになればですね、対応を変えていかざるを得ないのかなと思っておりますが、今のところそのような通達等もですね、届いていないのが現状でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

このインボイス制度は、全国的にすごく問題になっているのが、あのシルバー人材センターの会員、高齢者ですね、が、影響受けるって言われていて、鋸南町はシルバー人材センターが関わるといったら、ふるさと納税の返礼品で、関係があるかなと認識しています。ふるさと納税の返礼品で他にもいろんな事業者が関わっていると思いますけれども、その影響はどのような感じになるのでしょうか。

○議長（鈴木辰也）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい。鋸南町ではシルバー人材1団体がですね、草刈りの代行などで、ふるさと納税の返礼品として登録がございます。そもそも、ふるさと納税の返礼事業者はですね、それぞれなりわいとして取引を行っていらっしゃると思いますので、その辺で売り手となっているケースがございますので、その時点でインボイスへの対応をそれぞれの事業者が判断することになると思います。ふるさと納税に限って申し上げますと、これ全国から寄付をいただいて、それを町が買い取って、返礼品として送るケースですので、それだけを見ますとですね、実際にはインボイス、いわゆる課税取引にはならないのかなと思っておりますけれども、多くの自治体、鋸南町もそうですけれども、そこへと代行で委託事業者がおります。そこへと返礼事業者は請求をして代金をいただくような形になっておりますので、それ

がこれ、町長の答弁の中であったその媒介者交付特例に該当するかどうかっていうのが、ちょっと現在のところですね、詳細は明らかになっておりませんで、近隣市にも尋ねましたけれども、その辺は方針がはっきりしてないということで、今後精査してまいりますけれども、原則から申し上げますと、いわゆる課税取引には当たらないのではないかなというのが現在の判断でございます。

○議長（鈴木辰也）

再質問は。笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

国の方が今これからまたアンケートを秋頃にやるって言われていますけれども、どのぐらい自治体でその対応が進んでいるかって、6月の時点でかなりまだ取り組んでいないという自治体が多くて、早く進めるようにっていう通知が自治体に出ているというのを聞いたんですけども、そういうふうにやっぱりまだ今はっきりしていないこととあってたくさんあって、事務作業もね、やっぱりどうしても増えるということで、町の職員への負担も増えることが懸念されます。繰り返しになりますけれども、各所からも反対の延期の声も上がっていて、事業者の方々の不利益が生まれないように検討していくっていうことが、町からの答弁にありましたので、ぜひそのように配慮してやってほしいと思います。

以上で質問は終わります。

○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問を終了します。笹生あすか議員は議席にお戻りください。

◎散会の宣言

○議長（鈴木辰也）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9月7日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午 後 4 時 2 6 分 ……………

令和4年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和4年9月7日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第3 | 議案第3号 | 令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 令和3年度決算認定について
1. 令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 令和3年度決算認定について
1. 令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 令和3年度鋸南町水道事業会計決算 |
| 日程第10 | 報告第1号 | 令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について |
| 日程第11 | 報告第2号 | 令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計） |
| 日程第12 | 報告第3号 | 令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計） |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	笹生 あすか	議員	2 番	早川 正也	議員
3 番	竹田 和明	議員	4 番	大塚 昇	議員
5 番	青木 悦子	議員	6 番	笹生 久男	議員
7 番	渡邊 信廣	議員	8 番	小藤田 一幸	議員
9 番	鈴木 辰也	議員	11 番	笹生 正己	議員
12 番	平島 孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和	副 町 長	内田 正司
教 育 長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	石井 肇	保健福祉課長	寺本 幸弘
地域振興課長	安田 隆博	教 育 課 長	福原 規生
建設水道課長	齋藤 正樹	会 計 管 理 者	対馬 尚子
総務管理室長	今井 勝啓	監 査 委 員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	加藤 芳博	書 記	村上 真理
---------	-------	-----	-------

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。
議員各位にはご苦労さまです。
定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。
暑いようでしたら上着を脱いでいただいても結構です。
ただいまの出席議員は11名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第1。議案第1号、千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号「千葉縣市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正することにつきまして、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

始めに、別表第1、組合同規約第2条、組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、四市複合事務組合から公平委員会に関する事務に関し、令和5年4月1日から共同処

理したい旨の依頼があったことから、当該団体を追加するための改正であります。

次に、別表第2、組合規約第3条第1項、組合の共同処置する事務に関しまして、同じく四市複合事務組合からの依頼に伴い、共同処理する事務の団体として追加するための改正でございます。裏面をご覧くださいと思います。表の上段、第3条第1項第11号に掲げる事務、「公平委員会に関する事務」について共同処理する団体を定めておりますが、今回依頼のありました四市複合事務組合を追加するものでございます。

なお、この規約は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第2。議案第2号、令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第2号「令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明

いたします。

令和3年度鋸南町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。表の右端の最上段に記載がございますが、当年度末、令和3年度末の未処分利益剰余金は、4億1077万3919円で、その内の6404万6263円を議会の議決を得て処分しようとするものであります。その内訳は、まず、減債積立金の積み立てに1000万円。建設改良積立金の積み立てに3757万6016円。資本金へ1647万247円を組み入れようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号、令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第3。議案第3号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号「令和4年度鋸南町一般会計補正予算・第2号」についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ2億5349万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億4642万9千円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

2款・総務費、1項、3目・財産管理費、10節・需用費368万5千円は、原油価格

の高騰に伴い、本庁舎等の燃料費 9 3 万円及び光熱水費 2 7 5 万 5 千円を増額しようとするもので、年度末までを見込み計上いたしました。

なお、以降、今補正予算における各施設の光熱水費の増額補正は、同様の理由によるものであります。

4 目・企画費、1 1 節中、広告料 1 3 2 万円及び 1 つ飛びまして、1 2 節、高速バスラッピング作成業務委託 1 4 0 万 8 千円は、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格の高騰の影響を受け、厳しい状況にあるバス事業者を支援するとともに、鋸南町の観光 PR を行うため、高速バス 1 台にラッピング広告を行うための経費であります。なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

一つ戻りまして、1 1 節中、企業版ふるさと納税紹介手数料 1 3 5 万円は、自主財源確保のために推進している企業版ふるさと納税に関し、寄付企業の紹介を行う事業者へ支払う手数料であります。年間目標の寄付金額に対し、手数料率 1 5 % を見込み計上をいたしました。

1 8 節中、公共交通感染拡大防止支援補助金 1 4 万円は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受けている町内のタクシー事業者へ支援を行おうとするものでございます。なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

9 目、情報化推進費につきましては、契約形態の変更に伴い、節区分を変更するものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。2 項・2 目、賦課徴収費、1 2 節、エルタックス共通納税・税目拡大システム整備委託 2 9 万 1 千円は、町民税等の納付書に全国共通の QR コードを印字するとともに、OCR での読み込みを行うためのシステム改修経費であります。2 2 節・町税還付金 8 0 万円は、所得税の修正申告に伴い、町民税の高額還付が発生しましたことから、増額の補正を行うものでございます。

1 3 ページをお願いいたします。3 款・民生費、1 項、1 目・社会福祉総務費、2 7 節・国民健康保険特別会計繰出金 1 2 1 万 5 千円は、事業報告システムの改修費用及び保健福祉総合センターの電気料増額分について、一般会計からの繰り出しを計上いたしました。

4 目・老人福祉センター費、1 0 節・修繕料 1 0 0 万円は、浴室の設備機器等が故障したため、増額補正を行うものでございます。

その下、5 目・介護保険費、2 7 節・介護保険特別会計繰出金 2 0 6 9 万 8 千円は、低所得の方への介護保険料軽減分及び、システム改修、職員の研修負担金に係る一般会計からの繰り出しを計上いたしました。なお、低所得の方の保険料軽減分につきましては、第 1 段階から第 3 段階まで 1 3 3 5 人分を見込み、町負担 4 分の 1 に加え、国 2 分の 1、県 4 分の 1 を含め、介護保険会計へ繰り出しを行うものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。9 目・障害者自立支援給付費、1 9 節・日中一時支援費 4 5 万 6 千円は、地域生活支援事業のうち、日中活動を支援する日中一時支援事業の利用者増に伴い増額補正を行うものでございます。

4款・衛生費、1項、2目・予防費、12節・接種券作成委託180万円及び、ワクチン接種委託1680万8千円は、オミクロン株に対応したワクチン接種のための費用で、初回接種を完了した全ての方を対象として計上いたしました。

15ページをお願いいたします。3項、1目・水道費、18節・水道会計補助金2760万円は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受ける町内の個人、事業者を支援するために行う水道基本料金3ヵ月分の減免に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して水道会計へ補助を行うものであります。

16ページをお願いいたします。6款・商工費、1項、2目・商工業振興費、18節・中小企業等事業継続支援金4228万円は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響を受ける町内の中小企業、個人事業主が事業を継続できるよう支援金を給付しようとするもので、中小企業庁の事業復活支援金を受給した事業者等に対しては8万円、想定件数を177件、その他の事業者等へは4万円、想定件数を703件と見込み計上をいたしました。なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することといたしております。

5目・都市交流施設推進事業費、12節・Wi-Fi設備構築委託189万2千円は、老朽化により接続不調が生じている都市交流施設・道の駅保田小学校のWi-Fi設備を再構築するための費用となります。その下、14節・浄化槽液中膜交換工事623万5千円は、都市交流施設・道の駅保田小学校の浄化槽、膜カートリッジの劣化等により処理能力が低下しているため、当該カートリッジの交換工事を行おうとするものでございます。

7款・土木費、1項、1目・土木総務費、18節・リフォーム補助金100万円は、居宅のリフォーム費用に対し、20万円を限度として事業費の10分の1を補助するもので、申請件数が当初見込みを上回ることが想定されるため、増額補正を行うものであります。

2項、2目・道路維持費、11節・廃棄物処理手数料32万8千円及び13節・重機借上料11万7千円は、海岸に漂着した流木等の収集、処分等を行うための費用を計上いたしました。

17ページをお願いいたします。9款・教育費、3項、1目・学校管理費、10節中・修繕料158万4千円は、鋸南中学校の火災報知器等の消防設備修繕及び、多目的室窓ガラス等の修繕、換気扇の修繕費用でございます。

18ページをお願いいたします。5項、2目・公民館費、14節・トップライト改修工事93万円は、当該工事に係る設計業務委託の成果に基づきまして、当初予算に計上した工事請負費549万8千円に不足を生じることとなったため、増額補正を行うものでございます。

7項、1目・学校給食センター費、17節・冷凍冷蔵庫299万2千円は、老朽化した冷凍冷蔵庫の更新で、新たに2台を購入するための費用となります。

12款・諸支出金、1項、1目・財政調整基金費、24節・財政調整基金積立金1億1713万4千円は、前年度繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものであります。

続きまして、歳入ですが、9ページをお願いいたします。

11款・地方交付税、1項、1目、1節・地方交付税9267万8千円は、普通交付税決定による増額補正となります。

次に、15款・国庫支出金、1項・1目・民生費国庫負担金1032万2千円及び、16款・県支出金、1項・1目・民生費県負担金516万円は、低所得者介護保険料軽減負担金で、負担割合は、国2分の1、県4分の1であります。

戻りまして、15款・国庫支出金、1項・2目・衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1680万8千円は、オミクロン株に対応したワクチン接種のための負担金で、負担割合は国100%であります。

2項・2目・衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金180万円は、オミクロン株に対応したワクチン接種のための接種券作成費用に対する補助で、補助率は100%であります。

5目・総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6225万8千円は、コロナ禍における原油価格や物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう国から交付されるもので、歳出にてご説明をいたしました中小企業等事業継続支援金など4つの事業に充当をすることとしております。

18款・寄付金、1項、3目・企業版ふるさと納税寄付金100万円は、東京都江戸川区で輸入業を営む株式会社ビッグヒットから寄付されたもので、総合戦略に掲げた4つの寄付対象事業の中から、寄付者の意向に基づき、都市交流施設周辺整備事業に充当いたしました。

下段、19款・繰入金、1項、1目・特別会計繰入金、1節・特別会計繰入金987万6千円は、介護保険特別会計の令和3年度決算が確定したことにより、精算額を繰り入れるものであります。

10ページをお願いいたします。同じく繰入金、2項・基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金1億405万8千円の減は、普通交付税と繰越金の確定に伴い、当初予算で予定をしておりました繰り入れを減額するものでございます。

この歳入補正と、歳出予算における基金の積立てにより、今補正後の基金残高は18億2550万9千円となる見込みでございます。

4目、都市交流施設整備基金繰入金311万7千円は、都市交流施設・道の駅保田小学校の浄化槽液中膜交換工事に充当するため、基金の繰入れを行うものであります。

次に、20款・繰越金、1項、1目・繰越金、1節・前年度繰越金1億3426万9千円は、令和3年度繰越金が確定したことにより、既決予算との差額を増額補正するものであります。

22款・町債、1項・町債、1目・臨時財政対策債186万5千円は、発行可能額が3186万5千円に確定したことより、既決予算との差額を増額補正するものでございます。

その下、3目・過疎地域持続的発展特別事業債70万円は、発行限度額が増加したこと

から、借入額の増額補正を行うものであります。なお、対象事業につきましては、当初予算での9事業から、11事業に変更のうえ、それぞれ充当額の調整を行っております。

その下、7目・衛生債、し尿処理施設整備事業債1770万円は、起債の対象事業費が増加したことから、借入額の増額補正を行うものであります。

戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正ですが、追加では、今補正予算に計上をしました企業版ふるさと納税紹介手数料につきまして、令和6年度まで業務を継続いたしたく、設定をお願いするものであります。また、セキュリティクラウドサービス利用料につきましては、歳出にてご説明いたしましたとおり契約形態が変更となることから、名称及び支出科目を変更することとしたため、既に議決をいただいておりますセキュリティクラウド保守委託を廃止し、新たにサービス利用料として設定をお願いするものであります。

また、変更では、記載の2つの事項に関し、機器調達に遅れを生じる見込みから、期間がずれ込むため、それぞれ限度額の変更をさせていただくものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、説明いたしました町債の歳入補正に伴いまして、変更を行うものとなります。

19ページをお願いいたします。地方債の現在高見込みに関する調書となります。表の右下、今補正後の、年度末の残高は、54億9434万6千円となる見込みでございます。

20ページ以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で議案第3号令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）についての説明は終了しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第4。議案第4号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井 肇 登壇〕

○税務住民課長（石井肇）

議案第4号「令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算・第1号」についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今補正予算は、歳入歳出それぞれ121万5千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億2164万8千円とするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、7ページをお願い致します。1款総務費、1項1目一般管理費、12節委託料、事業報告システム改修業務委託、16万5千円は令和4年度から新設された、未就学児の均等割保険料の減額対応に伴い、現在運用しております、事業報告システム「国保ライン」のシステム改修を委託するものであります。

5款保健事業費、3項1目、施設管理費、10節需用費の光熱水費105万円は、保健福祉総合センターすこやかかの電気料が、原油価格の高騰に伴い、増額となる見込みのため、計上するものでございます。

続きまして歳入のご説明を致しますので、6ページをお願い致します。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、5節、その他、一般会計繰入金105万円は、歳出でご説明致しました、保健事業費の光熱水費増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。次に7節、一般会計事務費等繰入金16万5千円は、歳出でご説明致しました総務費の、事業報告システム改修委託料計上分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で、議案第4号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第1号についての説明は終了しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第5。議案第5号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本 幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第5号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ4684万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ15億1701万円にしようとするものでございます。今回の補正は主に令和元年10月から市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施となりました介護保険料の第1号被保険者に関わる第1段階から第3段階までの区分に該当する低所得者の方の保険料の軽減の措置を講じるものと、令和3年度の決算により、国庫支出金県支出金等の精算に伴う予算の措置をお願いするものでございます。

それでは歳入からご説明させていただきます。6ページをお願い致します。

第1款保険料、第1項第1目、第1号被保険者保険料2064万8千円の減額ですが、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料について、各段階において軽減される保険料額に段階ごとの被保険者見込み数を乗じた額の総額を計上致しました。

第3款国庫支出金、第2項第3目、地域支援事業交付金は、介護支援専門員更新研修受講費に対する国負担分の1万2千円、5目介護保険事業者補助金は、介護報酬システム改修に対する補助率2分の1の4万4千円を計上致しました。

第4款支払基金交付金、第1項第1目、介護給付費交付金及び第2目地域支援事業支援交付金は、前年度交付金の精算額133万2千円を過年度分として計上致しました。

第5款県支出金、第2項第2目、地域支援事業交付金ですが、介護支援専門員更新研修受講費に対し、県負担分6千円を計上致しました。

第6款繰入金、第1項第1目、介護給付費繰入金は、歳出における介護支援専門員更新研修に伴う繰入れ、第4目その他一般会計繰入金、4万4千円ですが、システム改修に伴う繰り入れをお願いするものでございます。第5目、低所得者保険料軽減繰入金、2064万8千円は、一般会計における繰出し額を計上致しました。7ページをお願い致します。第2項第1目、介護給付費準備基金繰入金は、歳出における地域支援事業費において、法定割合としての歳入からのお不足する分9千円を計上致しました。

第7款繰越金、第1項第1目、前年度繰越金の4538万7千円につきましては、前年度からの繰越額を計上させていただきます。

8ページをお願いいたします。歳出でございますが、第1款総務費、第1項第1目、一般管理費8万8千円は、10月の介護報酬改定等に伴うシステム改修に関わる委託料の増額をお願いするものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費から、10ページの第6項、特定入所者介護サービス費までの各費目については、歳入における保険料、支払基金交付金、及び一般会計繰入金等の補正に伴い、財源内訳の補正をお願いするものでございます。

第4款基金積立金、第1項第1目、基金積立金1377万3千円の増額は、前年度繰越額から、第5款における償還金・繰出金を差し引いた残金を介護給付費準備基金へ積み立てしようとするものでございます。11ページをお願い致します。第5款諸支出金、第1項第3目、償還金2307万円ですが、前年度の介護給付費等の確定により、補助金等の精算を行い、償還が生じたもので、内訳といたしまして、国へ1794万5千円、県へ512万5千円の償還をお願いするものでございます。第2項第1目、一般会計繰出金987万6千円でございますが、第1項同様、前年度の介護給付費等の確定により、一般会計からの繰入金の精算を行い、償還が生じたので、一般会計へ繰り出しするものでございます。第6款地域支援事業費、第3項第2目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費3万3千円は、介護支援専門員更新研修に関わる負担金をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で議案第5号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての

説明は終了しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第6、議案第6号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 寺本幸弘 登壇]

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第6号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明致します。2ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明申し上げます。

始めに中段の資本的収入でございますが、第1款資本的収入、第2項第1目企業債、350万円の増額補正は、支出における医業機器の財源として、企業債の借り入れで賄おうとするものでございます。また、企業債の借り入れに伴い、1ページの第3条において、予算条文の改正をさせていただいております。

次に資本的支出でございますが、第1款資本的支出、第2項建設改良費、第1目有形固定資産購入費、350万円の増額補正は、検診用検査医療機器に関わる眼底カメラの更新をお願いするものでございます。3ページをお願い致します。令和4年度の予定キャッシュフロー計算書であります。令和4年度末における資金残高は下段の1328万3千円と見込んでおります。4ページから6ページまでは令和3年度の予定損益計算書、及び予定貸借対照表、7ページ・8ページは令和4年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で議案第6号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）についての説明は終了しました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

日程第7、議案第7号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

建設水道課長より、議案の説明を求めます。

建設水道課長。

[建設水道課長 齋藤正樹 登壇]

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第7号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明致します。今補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策による、水道基本料金免除、水道加入者分担金の増額、東京電力の原発事故損害賠償金の確定による増額、企業債国庫補助金の増額、建設改良費の増額をお願いするものであります。

予算書の3ページをお願い致します。実施計画により説明致します。収益的収入及び支出の内、収入におきまして、1款水道事業収益を201万9千円増額し、4億9315万1千円にしようとするものであります。内訳といたしましては、1項営業収益、1目給水収益では、新型コロナウイルス感染症対策による水道基本料金3カ月分の免除として、2760万円の減額。2項営業外収益、2目分担金では、水道加入者分担金の実績に基づく171万6千円の増額。4目他会計補助金では、1項1目給水収益で減額いたします水道基本料金3カ月分の免除と同額の2760万円を一般会計から繰り入れる、新型コロナウイルス対策としての補助金の増額。6目雑収益では、放射性物質の水質検査に係る、東京電力からの原発事故損害賠償金の確定等により30万3千円の増額をお願いするものです。その下、支出におきましては、補正予算をお願いする項目はございません。

次に、資本的収入及び支出の内、収入におきまして、1款資本的収入を、3604万円増額し、1億604万円にしようとするものです。内訳といたしましては、1項企業債、1目企業債では、広域化推進事業、企業債対策事業の追加等により2680万円の増額。2項国庫補助金、1目国庫補助金では、生活基盤施設耐震化等補助金924万円の補助金をお願いするものです。

次に支出におきまして、1款資本的支出を375万1千円増額し、2億8436万1千円にしようとするものです。内訳といたしましては、1項建設改良費、2目配水施設改良費において、新たな重要施設管路更新事業の追加により、375万1千円の増額補正をお願いするものです。

4ページをお願い致します。令和4年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和4年度末における資金残高は4億390万4千円となる見込みでございます。5ページは令和3年度鋸南町水道事業予定損益計算書、6ページから8ページは令和3年度鋸南町水道事業予定貸借対照表、9ページから11ページは、令和4年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照をお願い致します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

以上で、議案第7号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）についての説明は終了しました。

ここで、暫時休憩とします。会議の再開は、11時とします。

………… 休憩・ 午前 10 時 48 分 ………
………… 再開・ 午前 11 時 00 分 ………

◎議案第 8 号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第 8、議案第 8 号、令和 3 年度決算認定について、1. 令和 3 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2. 令和 3 年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3. 令和 3 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 令和 3 年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算を議題と致します。

会計管理者から令和 3 年度各会計の歳入歳出決算について説明を求めます。

会計管理者。

[会計管理者 対馬尚子 登壇]

○会計管理者（対馬尚子）

議案第 8 号、令和 3 年度決算認定について、説明いたします。

初めに、令和 3 年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は 52 億 3635 万 7026 円となり、前年度と比較し、25 億 8643 万 502 円、33.1%の減となりました。

歳出総額は 48 億 2954 万 1843 円、前年度と比較し、26 億 4095 万 4611 円、35.4%の減となりました。

歳入歳出差引額は、4 億 681 万 5183 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が 1 億 7254 万 5900 円ございますので、実質収支額は 2 億 3426 万 9283 円となりました。

歳入歳出決算書の 1 ページ、2 ページをお開き下さい。

第 1 款町税につきましては、収入済額は 7 億 2481 万 8408 円でした。歳入総額の 13.8%を占めるものでございます。前年度比で 599 万 8596 円、0.8%の減となりました。徴収率は 96.96%、前年度比で 1.35 ポイントの増となりました。不納欠損額は、288 万 4661 円で、51 名の不納欠損処分をいたしました。町税の収入未済額は 1985 万 2731 円であります。内訳は、現年度分 640 万 9254 円、過年度分 1344 万 3477 円でございます。

第 2 款地方譲与税につきましては、収入済額 3600 万 2 千円、前年度比で 47 万 7 千円、1.3%の増となりました。

第 3 款利子割交付金は、収入済額 46 万 7 千円、前年度比で 9 万 6 千円、17.1%の

減となりました。

第4款配当割交付金は、収入済額481万5千円、前年度比で144万2千円、42.8%の増となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額605万7千円、前年度比で195万9千円、47.8%の増となりました。

第6款法人事業税交付金は、収入済額632万6千円、前年度比で438万1千円、交付基準の改訂により225.2%の大幅増となりました。

第7款地方消費税交付金は、収入済額1億7347万2千円、前年度比で1020万6千円、6.3%の増となりました。

第8款自動車取得税交付金は、収入済額33円となりました。

第9款環境性能割交付金は、収入済額445万3804円、前年度比で22万4804円、5.3%の増となりました。

第10款地方特例交付金は、収入済額2204万円、前年度比で1687万8千円、327%の大幅増となりました。増となりました主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん交付金が創設されたことによるものでございます。

3ページ、4ページをお開きください。

第11款地方交付税につきましては、歳入総額の43.8%を占めるものでございます。収入済額は22億9613万8千円、前年度比で2億6547万4千円、13.1%の増となりました。内訳は、普通交付税21億2037万7千円、特別交付税1億7576万1千円で、増となりました主な要因は、普通交付税において、地域デジタル社会推進費、臨時経済対策費、臨時財政対策債償還基金費などが創設されたことによるものでございます。

第12款交通安全対策特別交付金は、収入済額80万5千円、前年度比で1万9千円、2.3%の減となりました。

第13款分担金及び負担金は、収入済額2346万3149円、前年度比で23万512円、1.0%の増となりました。

第14款使用料及び手数料は、収入済額6182万6814円、前年度比で627万1076円、11.3%の増となりました。

第15款国庫支出金につきましては、収入済額6億2463万3580円、前年度比で13億8508万5599円、68.9%の大幅な減となりました。減となりました主な要因は、災害廃棄物処理事業、住宅応急修理事業など各種災害復旧関連事業や、特別定額給付金給付事業が減となったことによるものでございます。

第16款県支出金につきましては、収入済額2億7640万6253円、前年度比で4億3779万3691円、61.3%、国庫支出金と同じく大幅な減となりました。

第17款財産収入は、収入済額469万3123円、前年度比で76万6626円、14%の減となりました。

第18款寄付金は、収入済額1809万1600円、前年度比で2515万7506円、58.2%の減となりました。

第19款繰入金は、収入済額2億6,292万2,366円、前年度比で9,444万1,466円、56.1%の増となりました。財政調整基金の取崩しは行いませんでした。

第20款繰越金は、収入済額3億5,229万1,074円、前年度比で4億6,935万8,465円、57.1%の減となりました。減となりました主な要因は、繰越事業が減となったことによるものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開き願います。

第21款諸収入は、収入済額1億5,404万4,952円、前年度比で6,228万8,662円、28.8%の減となりました。減となりました主な要因は、建物災害共済保険金などが減となったことによるものでございます。

第22款町債の収入済額4億1,922万円、前年度比で5億1,685万3千円、55.2%の減となりました。減となりました主な要因は、災害対策事業債が減となったことによるものでございます。

歳入合計は、予算現額5億3,211万9,200円に対し、収入済額5億2,363万7,026円となり、予算現額に対する収入率は98.4%となりました。

次に歳出について、ご説明いたします。7ページ、8ページをお開き願います。

第1款議会費は、予算現額6,064万9千円に対し、支出済額は5,986万4,451円、前年度比で6,953,377円、1.2%の増となりました。増となりました主な要因は、イラストの無断使用に係る著作権物使用和解金の増によるものでございます。

第2款総務費は、予算現額10億6,758万9,154円に対し、支出済額は、9億1,189万1,499円、前年度比で8億2,531万1,888円、46.8%の減となりました。減となりました主な要因は、特別定額給付金給付事業、テレワーク環境整備事業などの減によるものでございます。繰越明許費は1億4,080万5,000円となりました。

第3款 民生費は、予算現額14億1,185万8千円に対し、支出済額は13億3,883万8,700円、前年度比で5,423万7,452円、3.9%の減となりました。減となりました主な要因は、住宅応急修理補助金等の減によるものでございます。繰越明許費は、3,517万1,358円となりました。

第4款衛生費は、予算現額5億4,518万7千円に対し、支出済額は5億1,984万9,327円、前年度比で9億1,427万4,979円、63.8%の大幅減となりました。減となりました主な要因は、広域廃棄物処理施設整備事業出資金、公費解体などの損害家屋撤去事業や災害廃棄物処理事業の減によるものでございます。繰越明許費は、176万1千円となりました。

第5款農林水産業費は、予算現額2億5,327千円に対し、支出済額は1億7,394万2,769円、前年度比で2億9,455万2,738円、62.9%の大幅減となりました。減となりました主な要因は、台風災害による水産業関連施設等の災害復旧事業が減となったことによるものでございます。繰越明許費は、12万円となりました。

第6款商工費は、予算現額1億7,600万2千円に対し、支出済額は1億7,039万2,614円、前年度比で8,230万5,639円、32.6%の減となりました。減となりました主な要因は、台風災害による、道の駅保田小災害復旧工事が減となったことによるも

のでございます。

第7款土木費は、予算現額1億7267万6200円に対し、支出済額は1億4071万1331円、前年度比で2669万5441円、23.4%の増となりました。増となりました主な要因は、住宅リフォーム補助金、トンネル及び橋梁補修に係る設計業務委託の増によるものでございます。繰越明許費は、2498万7400円となりました。

第8款消防費は、予算現額1億1280万3千円に対し、支出済額は7041万5913円、前年度比で7049万4870円、50%の減となりました。減となりました主な要因は、台風災害による第1分団詰所及び第2分団詰所の災害復旧工事が減となったことによるものでございます。繰越明許費は、1897万5千円となりました。

第9款教育費は、予算現額6億2544万1千円に対し、支出済額は5億434万4654円、前年度比で8547万3176円、14.5%の減となりました。減となりました主な要因は、小・中学校におけるGIGAスクール整備事業ほか、社会体育施設の災害復旧事業が減となったことによるものでございます。繰越明許費は、中央公民館改修工事に係るもので1億1万3千円となりました。

9ページ、10ページをお開き願います。

第10款災害復旧費は、予算現額2391万9千円に対し、支出済額は2388万8650円、前年度比で2億6859万8655円、91.8%の大幅減となりました。減となりました主な要因は、台風災害による公共土木災害復旧工事などが減となったことによるものでございます。

第11款公債費は、支出済額4億8157万194円、前年度比で1468万9355円、3.1%の増となりました。増となりました主な要因は、平成29年度に借入を行った幼稚園建設事業が、令和2年度で措置期間が終了し、償還額が増となったことによるものでございます。支出の内訳につきましては、町債償還元金4億6396万4877円、町債償還利子1760万5317円でございます。

第12款諸支出金は、支出済額4億3384万921円でした。内訳は、財政調整基金に3億8072万5983円、中山間地域農村活性化対策基金に15万円、豊かなまちづくり基金に1519万6338円、都市交流施設整備基金に206万円、森林環境譲与税基金に178万1600円、減債基金に3392万7千円をそれぞれ積立したものでございます。

歳出総額につきましては、予算現額53億2110万9200円に対し、支出済額48億2954万1843円で、執行率は90.8%でした。翌年度繰越額は3億2182万8258円、14事業分でございます。不用額は1億6973万9099円で予算現額に対し3.2%となりました。

歳入歳出差引額4億681万5183円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。

初めに、実質収支に関する調書にお戻り下さい。

歳入総額は、11億1984万3904円、前年度と比較し1億2053万4117円、9.7%の減となりました。

歳出総額は、11億92万3885円、前年度と比較し1億2416万4610円、10.1%の減となりました。

歳入歳出差引額は1892万19円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので実質収支額は同額となりました。

それでは国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入のうち、第1款国民健康保険料の調定額1億9778万7647円に対し、収入済額は1億7253万895円でした。前年度比で279万8046円、1.6%の増となりました。

保険料の徴収率は、87.23%で、前年度比では1.68ポイントの増となりました。不納欠損額は282万7千円で、26名の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は、2242万9752円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額8万3600円がありますので、実質の収入未済額は2251万3352円でございます。

第3款県支出金は、予算現額8億4693万円に対し、収入済額は8億2107万6830円、前年度比で8027万8917円、8.9%の減となりました。

第4款財産収入は、収入済額3738円でした。

第5款繰入金は、収入済額1億1062万9515円で、前年度比で2326万5660円、26.6%の増となりました。増となりました主な要因は、歳出に対する不足分を充当するため財政調整基金を取り崩し、繰入を行ったことによるものでございます。

第6款繰越金は、収入済額1528万9526円で、前年度比で6532万5230円、81%の減となりました。

第7款諸収入は、収入済額31万3400円で、前年度比22万6551円の増となりました。

歳入総額は、予算現額11億3845万6千円に対し、収入済額は11億1984万3904円となりました。

3ページ、4ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

第1款総務費は、予算現額1253万円に対し、支出済額は1104万4696円、前年度比で85万2873円、7.2%の減となりました。

第2款保険給付費は、歳出総額の71.8%を占めるものでございます。支出済額は7億9049万3789円、前年度比で6847万845円、8%の減となりました。これは第1項の療養諸費が減となったことが主な理由でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金は、歳出総額の23.8%を占めるものでございます。支出済額は、2億6202万4731円、前年度比で530万4277円、2.1%の増となりました。

第4款共同事業費拠出金は、支出済額23円で、前年度比97円の減となりました。

第5款保健事業費は支出済額2479万525円、前年度比で43万5982円、1.

7%の減となりました。

第6款基金積立金は、支出済額770万円、前年度比で5323万2千円、87.4%の減となりました。

第7款諸支出金は、支出済額487万121円、前年度比で647万7090円、57.1%の減となりました。減となりました主な要因は、一般被保険者過年度分保険料還付金の減によるものでございます。

歳出合計は、予算現額1億3845万6千円に対し、支出済額1億92万3885円となりました。予算執行率は96.7%で、不用額は3753万2115円となりました。

歳入歳出差引額1892万19円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額は、1億4252万1276円で、前年度と比較し514万5520円、3.7%の増となりました。

歳出総額は、1億3862万4615円で、前年度と比較し434万2358円、3.2%の増となりました。

歳入歳出差引額は389万6661円で、実質収支額も同額となりました。

それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

第1款後期高齢者医療保険料は、調定額1億27万8200円に対し、収入済額9971万1200円、徴収率は99.43%で、前年度比では、0.08ポイントの増となりました。歳入総額の70%を占めるものでございます。不納欠損額は、19万9500円で4名の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は36万7500円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額32万4800円がありますので、実質の収入未済額は69万2300円でございます。

第2款繰入金は収入済額3707万4623円で、一般会計からの保険基盤安定繰入金は3483万4623円となりました。

第3款繰越金は、収入済額309万3499円。

第4款諸収入、収入済額264万1954円。広域連合からの受託事業収入が主なものでございます。

歳入合計は、予算現額1億4008万5千円に対して、収入済額は、1億4252万1276円となりました。

3ページ、4ページをお開き下さい。歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、第2款の後期高齢者医療広域連合納付金です。支出済額は、1億3362万3千円で、歳出総額の96.4%を占めるものでございます。

前年度比で467万5千円、3.6%の増となりました。

第3款保健事業費は、支出済額190万8472円で、主なものは、健診事業委託となっております。

第4款諸支出金は、支出済額110万9939円で、主なものは、一般会計繰出金となっております。

歳出合計では、支出済額1億3862万4615円となり、予算執行率は99%で、不用額は146万385円となりました。

歳入歳出差引額、389万6661円は次年度へ繰り越しとなります。

以上で、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

初めに、実質収支に関する調書にお戻り下さい。

歳入総額は、14億8499万9702円で、前年度と比較し5027万6958円、3.5%の増となりました。

歳出総額は、14億3961万1422円で、前年度と比較し821万9358円、0.6%の増となりました。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額となります。

それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。

歳入の第1款保険料の調定額は、2億7442万6300円、収入済額は2億7048万6千円で、前年度比で4776万1円、21.4%の増でした。徴収率は98.56%で、前年度比で0.36ポイントの増となりました。不納欠損額は89万4千円で、14名の不納欠損処分をいたしました。収入未済額は、304万6300円となっておりますが、現年度分保険料にかかる還付未済額22万8700円がありますので、実質の収入未済額は、327万5千円でございます。

第3款国庫支出金は、収入済額3億9365万658円、前年度比で649万3381円、1.7%の増でした。

第4款支払基金交付金は、収入済額3億7239万8千円、前年度比で503万4千円、1.4%の増となりました。

第5款県支出金は、収入済額2億3193万5564円、前年度比で4195万7287円、22.1%の増となりました。増となりました主な要因は、介護給付費負担金の増によるものでございます。

第6款繰入金は、収入済額2億1319万円。

第7款繰越金は、収入済額333万680円となりました。

歳入合計は、予算現額14億7634万6千円に対して、収入済額は、14億8499万9702円となりました。

3ページ、4ページをお開き下さい。

歳出についてご説明いたします。

歳出の主なものは、第2款保険給付費で、歳出総額の94.4%を占めるものでございます。支出済額は13億5897万7823円で、前年度比で3006万7958円、2.3%の増となりました。介護サービス等諸費などの増によるものでございます。

第5款諸支出金は、支出済額2333万5641円で、前年度比で283万4628円、10.8%の減となりました。減となった主な要因は、償還金の減によるものでございます。

第6款地域支援事業費は、支出済額4783万3920円、前年度比で127万4533円、2.6%の減となりました。

歳出合計は、予算現額14億7634万6千円に対し、支出済額は14億3961万1422円で、予算執行率は97.5%、不用額は3673万4578円でした。

歳入歳出差引額は4538万8280円となり、次年度へ繰り越しとなります。

以上、雑駁ではございますが、令和3年度決算についての説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第8号の監査報告

○議長（鈴木辰也）

ただ今説明のありました、令和3年度決算につきましては、去る8月5日監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めます。
柴本健二代表監査委員。

[代表監査委員 柴本健二 登壇]

○代表監査委員（柴本健二）

令和4年8月5日に実施した、令和3年度鋸南町歳入歳出決算審査の結果について報告いたします。なお、1から4の審査の対象、審査の期日、審査の着眼点、審査の実施内容につきましては、決算審査意見書をご参照願います。それでは、5. 審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳票及び証書類と照合した結果、適正に表示されている。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、適正に行われているものと認める。なお、各会計についての意見は以下のとおり。

(1) 一般会計について。歳入総額52億3635万7千円、歳出総額48億2954万2千円と、歳入歳出とも前年度に比べ3分の2程度に縮小しているが、前年度は令和元年台風被害からの復興に係る交付金が多大であったためである。例年に比べると、なお多大な財政規模と言えるが、新型コロナウイルス感染症対策の交付金等が原因である。

実質収支額は、2億3426万9千円となり、9769万6千円の減となったが、財政調整基金を3億8072万6千円積み立てている。今後も、引き続き適正かつ効果的な財政運営に努められたい。

歳入面では、主たる自主財源である町税は、7億2481万8千円で、前年度と比較し

て599万9千円の減となったが、令和元年台風に被災した被害家屋に対する固定資産税の損耗減点による減価の影響が大きいものと認められる。

コロナ禍による影響で収納対策が難しい状況下、現年度分の徴収率は99.08%、滞納繰越分の徴収率は46.92%と、前年度に比べて大幅に改善したことが認められる。未納滞納の解消は、課税の公平性や公正性の観点から最も重要な事項であり、引き続き厳密な収納対策を心がけ、未納滞納額の更なる減少に努力されたい。

事務処理及び財産の管理については、適正に処理されていると認める。

例月出納検査において、歳入歳出が法令等に沿って適正に行われているか、関係書類の検査を行っており、不適切なものについては、その都度修正改善を求めており、それらについて即応している結果であると考ええる。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における行財政運営について、これまでの生活様式や社会経済活動に大きな変化や制約が求められています。今後もコロナ対策事業は引き続き町を挙げて尽力していただきたい。

(2) 国民健康保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

(3) 後期高齢者医療特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

(4) 介護保険特別会計について。予算の執行、会計事務処理とも適正であると認める。

令和4年8月24日、鋸南町長 白石治和様、鋸南町監査委員 柴本健二、鋸南町監査委員 笹生正己。以上です。

◎議案第8号の決算審査特別委員会への付託

○議長（鈴木辰也）

会計管理者からの説明、並びに監査委員からの審査結果について報告が終わりました。お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第8号、令和3年度決算認定について、1. 令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算、2. 令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、3. 令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算、以上については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号「令和3年度決算認定について」は、議会選出の監査委員を除く全員で構成する「決算審査特別委員会」に付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分とします。

………… 休憩・ 午前 11 時 50 分 ………
………… 再開・ 午後 1 時 30 分 ………

◎議案第 9 号の上程、説明

○議長（鈴木辰也）

ただ今の出席議員は 10 名です。休憩を解いて会議を再開します。なお、2 番、早川議員より遅れる旨の連絡を受けております。

日程第 9。議案第 9 号、令和 3 年度決算認定にについて、1. 令和 3 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2. 令和 3 年度鋸南町水道事業会計決算を議題と致します。

初めに、令和 3 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、保健福祉課長より説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 寺本幸弘 登壇]

○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第 9 号、令和 3 年度決算認定について、1. 令和 3 年度鋸南町鋸南病院事業会計決算についてご説明申し上げます。令和 3 年度の病院事業会計の収益につきましては、医業収益における診断書料等の文書料と医業外収益における他会計補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。また、費用につきましては医業費用における減価償却費、及び指定管理者交付金、医業外費用においては企業債の支払利息が主なものでございます。

それでは決算書の 1 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出についてご説明いたします。収入でございますが、第 1 款病院事業収益において、予算額 7 9 9 8 万 4 千円に対し、決算額 8 0 6 6 万 2 8 8 1 円でありました。決算額の内訳でございますが、第 1 項医業収益では 1 8 7 万円、第 2 項医業外収益では、7 8 7 9 万 2 8 8 1 円となりました。支出におきましては、第 1 款病院事業費用で予算額 1 億 6 8 3 万 9 千円に対し、決算額は 1 億 5 4 0 万 8 7 1 3 円でありました。決算額の内訳ですが、第 1 項医業費用では 1 億 4 3 9 万 5 8 0 9 円、第 2 項医業外費用では 1 0 1 万 2 9 0 4 円となりました。

2 ページをお願い致します。資本的収入および支出についてご説明申し上げます。収入でございますが、第 1 款資本的収入では予算額 1 1 1 4 万円に対し決算額も同額の 1 1 1 4 万円でありました。第 1 項出資金は、支出における企業債の元金償還額の財源として、一般会計から出資を受けた額でございます。支出であります。第 1 款資本的支出の予算額 1 1 1 4 万円に対し決算額は 1 1 1 3 万 9 7 7 4 円でありました。第 1 項企業債償還金は企業債元金の償還額でございます。

続きまして 3 ページをお願い致します。令和 3 年度における損益計算書、こちらは税抜

きでございます。1. 医業収益の170万円につきましては診断書料等の文書料による収益でございます。2. 医業費用でございますが、①の経費から④の資産減耗費まで、合わせて1億426万6909円となりました。指定管理者交付金につきましては前年度同様に7000万円を一般会計から当該会計を通じて指定管理者である医療法人財団鋸南きさらぎ会へ繰り出しをしました。この結果医業収支におきましては1億256万6909円が損失として生じました。3. 医業外収益では①の他会計負担金から④のその他医業外収益まで合計7870万1972円となりました。4. 医業外費用については、支払利息及び企業債取扱諸費が101万2904円となっております。

結果的に令和3年度は2487万7841円の純損失が生じ、年度末の未処理欠損金は14億3064万3921円となりました。

4ページは欠損金計算書でございます。資本に関わる資本金、資本剰余金、利益剰余金それぞれについて年度内の変動をお示しするものでございます。一番左の資本金につきましては、一般会計からの出資金の受入れにより、年度末残高は17億211万53円となりました。中央部分になりますが、資本剰余金については変動がなく、右側の利益剰余金につきましては損益計算書で申しあげましたとおり、令和3年度末の未処理欠損金は14億3064万3921円となり、令和3年度末の資本合計は2億7146万6132円となりました。

次に5ページをお願いします。欠損金処理計算書でございますが、4ページの欠損金計算書における資本金及び未処理欠損金の処理を行わず翌年度へ繰越すものでございます。

6ページ及び7ページは3年度末の貸借対照表で、資産、負債及び資本の状況を表にしたものでございます。資産合計並びに負債、資本合計は3億5986万1587円となりました。資産の部の(2)、流動資産のうち(1)の現金預金ですが、年度末における現金保有額は、1512万1712円となりました。8ページ以降は決算書の添付書類でありますので後ほどご覧願います。以上で、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算に関する説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木辰也）

次に令和3年度鋸南町水道事業会計決算について、建設水道課長より説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第9号、令和3年度鋸南町水道事業会計決算について、ご説明いたします。

決算書の10ページをお願いいたします。

1の水道事業の概況についてご説明いたします。給水状況につきましては、年間の給水量は、101万5322m³で前年度比3.2%の減となりました。また、南房総広域水道企業団からの受水量は、40万3007m³で、給水量全体の39.7%となりました。

次に、建設工事ではありますが、配水施設改良工事として、第二配水池耐震補強工事、大帷子地区房ヶ谷地先の配水管布設替工事、勝山系基幹管路の権現橋と大澤橋の水管橋改修工事を実施いたしました。浄水施設改修事業では、鋸南町浄水場の内装改修工事を実施

いたしました。尚、田子第一加圧所及び奥山第一加圧所の改修工事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、機器の納入に遅れが生じたことから、工事が遅延し、令和4年度に事業繰越となりました。

13ページをお願いいたします。3の、業務の状況であります。有収水量は、84万9225m³で、前年度比8.7%の増となり、有収率は83.64%で、前年度比9.1%増となりました。この要因は令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、全ての水道加入者の月額基本料金を3か月間免除したためであります。令和4年3月の給水人口は、7123人、給水戸数は3480戸、給水栓数は5600栓、給水人口は前年度比236人の減少となりました。

お戻りいただきまして、1ページをお願いいたします。

(1) 収益的収入及び支出の「収入」であります。「第1款・水道事業収益」は、予算額5億228万1千円に対し、決算額は、5億987万4042円となりました。内訳であります。「第1項・営業収益」は、2億6878万5067円で、前年度と比較して、2148万6609円、8.7%の増となりました。「第2項・営業外収益」は、2億4108万8975円となり、主なものは、県補助金9637万9千円、一般会計補助金1億63万8千円、長期前受金戻入3970万9194円であり、前年度と比較して3179万4425円の減となりました。

この営業収益の増と営業外収益の減につきましては、先ほど説明いたしました。令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施した、水道基本料金免除事業の影響によるものであります。

次に、支出につきましてご説明いたします。「第1款・水道事業費」は予算額4億7454万9千円に対し、決算額は、4億5203万585円となりました。不用額は、2251万8415円あります。主な要因としましては、委託料、修繕費等の減によるものでございます。支出の内訳であります。「第1項・営業費用」は、4億2759万1385円となり、主なものは、南房総広域水道企業団からの受水費の他、人件費、減価償却費、委託料、修繕費、動力費等が主であります。「第2項・営業外費用」は、2443万9093円となりました。内訳は、企業債利息、リース資産利息及び消費税納付額等あります。「第4項・特別損失」107円は、過年度の水道料金不納欠損分の消費税分あります。

2ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出の収入であります。「第1款・資本的収入」は、予算額9450万円に対し、決算額7640万円で、1810万円の減となりました。内訳は、企業債で、建設改良事業実施に伴い借り入れしたものでございます。減になりました主な要因は備考に記載してございますが、工事が遅延となりました、浄水施設改修工事業費分を繰越したためでございます。

次に、支出につきましてご説明いたします。

「第1款・資本的支出」は、予算額2億6243万6千円に対し、決算額、2億4578万7768円となり、遅延を致しました浄水施設改修工事業費分1593万9千円

を繰越し致しました。内訳でございますが、配水施設改良工事、配水管布設工事、浄水施設改修工事等による第1項建設改良費1億632万5965円と、第2項企業債償還金1億3946万1803円であります。尚、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6938万7768円は、過年度分損益勘定留保資金・当年度分損益勘定留保資金・当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額・当年度分利益剰余金処分類・建設改良積立金で補てんを致しました。

次に3ページをお願い致します。「損益計算書」で消費税抜きでございます。

1. 営業収益は、2億4448万8467円となりました。
2. 営業費用は、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費までで4億1051万4761円となりまして、営業収支では、1億6602万6294円の損失が生じました。
3. 営業外収益は、(1)受取利息から(6)雑収益までで、2億4069万5853円となりました。
4. 営業外費用は、2709万3543円となりまして、営業外収支では、2億1360万2310円の利益がありました。当年度純利益は4757万6016円となりました。

次に4ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。当年度純利益の4757万6016円を処理し、令和3年度末の資本合計は、15億5488万9266円となりました。

5ページをお願いします。

剰余金処分計算書につきましては令和3年度末で処分後の未処分利益剰余金3億4672万7656円を翌年度に繰越しするものであります。

6ページから8ページは、令和3年度末の貸借対照表で資産及び負債・資本の状況を表したもので、資産合計及び負債・資本合計は、それぞれ31億170万9929円となりました。

9ページ以降は、決算書の添付書類でございますので、後ほどご覧いただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ認定賜りますよう、お願い申し上げます。

◎議案第9号の監査報告

○議長（鈴木辰也）

ただ今議題となっております、病院事業会計及び水道事業会計の令和3年度決算につきましては、去る7月25日に監査委員による審査がなされておりますので、柴本健二代表監査委員より審査結果の報告を求めます。

柴本健二代表監査委員。

〔代表監査委員 柴本健二 登壇〕

○代表監査委員（柴本健二）

令和4年7月25日に実施した「令和3年度鋸南町公営企業会計決算」の審査結果について報告いたします。なお1から4の「審査の対象」「審査の期日」「審査の着眼点」「審査の実施内容」につきましては、決算審査意見書をご参照願います。

それでは、5. 審査の結果、審査に付された各会計の決算書及び付属書類については、関係法令に準拠して作成されており、適正に表示されているものと認められ、財務処理においても概ね適正に行われているものと認める。なお、各事業に対して次のように意見を付する。

(1) 鋸南町鋸南病院事業会計について。病院事業会計決算は、2487万8千円の当年度純損失となりました。純損失の額が、前年度に比べ15万6千円ほど増加したが、医療費用において減価償却費に加え、資産減耗費が計上されたことによるものであり、特に指摘すべき事項はない。

病院の運営は、指定管理により行われているが、町の一般会計からは前年度と同様に指定管理者交付金等7000万円を超える額が支出されている。一方、運営面では新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に伴う収入、同新型コロナ関係の補助金収入もあり、当期利益は前年を1200万円上回っている。コロナ禍での難しい運営を迫られていることは十分に理解できるが、今後とも指定管理者と連絡、協議を行い、人口減少やニーズの多様化等社会状況の変化を考慮に入れ、中長期的視点から需要に対する病院の適正規模や行う診療の内容など、指定管理の方法について多様な角度からの更なる検討を行うとともに、指定管理者に対しても、必要な助言や技術的指導等を積極的に実施されたい。鋸南病院は、町民の健康福祉をつかさどる重要な施設であるので、鋸南町国民健康保険鋸南病院のあるべき姿の実現に向けて努力されたい。

(2) 水道事業会計について。収益的収入の営業収益は、2億6878万5千円となり、前年度の営業収益2億2497万1千円に水道基本料金免除事業補助金を加算した額、2億5305万2千円と比較して、1573万3千円の増、率にして6.2%の増となり、有収率も減免事業を加味しない場合0.91%増となった。収益的支出の営業費用は、4億2759万1千円となり、前年度に比べ14万2千円、率にして0.03%の減少となった。また、資本的支出の主なものとしては、浄水場配水池耐震補強工事、基幹管路改修工事、配水管布設工事、加圧所改修工事2箇所が計画されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、加圧所2カ所の改修工事が繰越事業となった。損益計算書における経営成績の結果である当年度純利益は4757万6千円であり、前年度に比べ742万2千円減少したものの、当年度末処分利益余剰金は4億1077万4千円となり、鋸南町の現状においては効率的な経営であると認められる。また、固定資産の状況においては管理台帳が整理され、貯蔵品についても整理整頓がなされ、管理状況は良好であった。水道料金の徴収に関しては、現年分徴収率は98.9%と、前年度から0.1%上昇しているが、未収金の残高は295万6千円で微増となっており、コロナ禍において難しい滞納対策が迫られるところであるが、引き続き徴収率の向上に努力されたい。水道は基本的なインフラであり、給水人口が減少する中で、経営悪化の懸念はあるが、老朽管

の更新、各施設の耐震化、水道事業の広域化に向けた整備等が必要であることは明白である。これらの整備を經理の動向を把握して計画的に進め、中長期的な視野に立った堅実な事業運営に努められたい。

令和4年8月9日、鋸南町長 白石治和様。鋸南町監査委員 柴本健二、鋸南町監査委員 笹生正己。以上です。

◎議案第9号の決算審査特別委員会への付託

○議長（鈴木辰也）

担当課長からの説明、並びに監査委員からの審査結果について、報告が終わりました。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号、令和3年度決算認定について、1. 令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算、2. 令和3年度鋸南町水道事業会計決算について、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よって、議案第9号、令和3年度決算認定については、議会選出の監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員各位は委員会室へお集まり願います。

…………… 休憩 ・ 午後2時 1分 ……………
…………… 再開 ・ 午後2時15分 ……………

○議長（鈴木辰也）

ただ今の出席議員は11名です。

休憩を解いて、会議を再開いたします。

先ほど開催された決算審査特別委員会において、決算審査特別委員会委員長に平島孝一郎議員、同副委員長に笹生あすか議員が選任されました。

ここで暫時休憩します。そのままお待ちください。

…………… 休憩 ・ 午後2時16分 ……………
…………… 再開 ・ 午後2時17分 ……………

○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開します。

お手元に議案付託表及び決算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配付いたしました。休会中の9月12日午前10時から、地方公営企業法第32条第2項の規定による水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方自治法第233条第3項の規定による、一般会計・国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計の決算認定及び、地方公営企業法第30条第4項の規定による、鋸南病院事業会計・水道事業会計の決算認定について、それぞれ決算審査特別委員会を開催し、審査をお願い致します。

◎報告第1号の上程・説明

○議長（鈴木辰也）

日程第10。報告第1号、令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についてを議題といたします。総務企画課長より報告を求めます。
総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

報告第1号「令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について」ご報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、去る8月5日、監査委員の審査をいただきましたので、ここに、ご報告を申し上げます。表に示したとおり、健全化判断比率は4つの比率を算出いたします。なお、表の右側の列には、法律等により定められた早期健全化基準を表示しております。

始めに、①実質赤字比率は、令和3年度の一般会計歳入歳出決算の実質収支額が赤字ではなかったため、該当無しとなりました。

次に、②連結実質赤字比率は、令和3年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算における実質収支額と、令和3年度病院事業会計及び水道事業会計の決算における資金不足又は剰余額の合計が赤字ではなかったため、該当無しとなりました。

次に、③実質公債費比率であります。標準財政規模に対する、一般会計が負担した起債の償還元金及び利子、並びに一般会計が負担した企業会計、一部事務組合等の起債等の償還元金及び利子の合計額の比率は、過去3年間の平均で9.7%であり、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

最後に、④将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の比率を表すもので、標準財政規模に対する、実質公債費比率の対象とされた企業会計等を含めた将来負担の額の比率でございますが、20.4%でありまして、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

た。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率についての報告を終了いたします。

なお、参考資料として、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

◎報告第2号の上程・説明

○議長（鈴木辰也）

日程第11。報告第2号、令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）を議題といたします。保健福祉課長より報告を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

○保健福祉課長（寺本幸弘）

報告第2号、令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（病院事業会計）をご報告致します。

資金不足の算定につきましては、年度末の債務負担高である流動負債から、年度末の現金保有高等である流動資産を差引いて計算し、流動負債が流動資産を上回る場合は差引額が資金不足額となります。令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計におきましては、流動負債よりも流動資産が上回っていることから、資金不足が生じておらず、資金不足比率が該当しないこととなりました。以上で財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、規定に基づき監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照願います。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

◎報告第3号の上程・説明

○議長（鈴木辰也）

日程第12。報告第3号、令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）を議題と致します。

建設水道課長より報告を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

○建設水道課長（齋藤正樹）

報告第3号、令和3年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について（水道事業会計）をご報告いたします。

資金不足の算定につきましては、「流動負債」から「流動資産」を差し引いて計算いたしますが、当会計は資金不足とはなっておりませんので、令和3年度鋸南町水道事業会計については、該当しないこととなります。

以上で、財政健全化法に基づく資金不足比率の報告を終わりますが、参考資料といたしまして、監査委員の意見書を添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日8日から14日までは委員会審査等のため休会とし、最終日の9月15日は午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

…………… 散会・ 午後2時26分 ……………

令和4年第5回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和4年9月15日 午前10時開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 議案第2号 | 令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第2 | 議案第3号 | 令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 令和3年度決算認定について
1. 令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算
2. 令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
3. 令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
4. 令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 議案第9号 | 令和3年度決算認定について
1. 令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 令和3年度鋸南町水道事業会計決算 |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番	笹生 あすか	議員	2 番	早川 正也	議員
3 番	竹田 和明	議員	4 番	大塚 昇	議員
5 番	青木 悦子	議員	6 番	笹生 久男	議員
7 番	渡邊 信廣	議員	8 番	小藤田 一幸	議員
9 番	鈴木 辰也	議員	11 番	笹生 正己	議員
12 番	平島 孝一郎	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	白石 治和	副 町 長	内田 正司
教 育 長	富永 安男	総務企画課長	平野 幸男
税務住民課長	石井 肇	保健福祉課長	寺本 幸弘
地域振興課長	安田 隆博	教 育 課 長	福原 規生
建設水道課長	齋藤 正樹	会 計 管 理 者	対馬 尚子
総務管理室長	今井 勝啓	監 査 委 員	柴本 健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	加藤 芳博	書	記	村上 真理
---------	-------	---	---	-------

…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。

議員各位にはご苦労さまです。定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

暑いようでしたら、上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程を、あらかじめお手元に配付しておきました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第1。議案第2号、令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題と致します。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、平島孝一郎委員長。

委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（平島孝一郎）

決算審査特別委員会に付託されました、令和4年第5回定例会議案第2号、令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、報告いたします。

本特別委員会は9月12日午前10時から役場3階大会議室において開催いたしました。本案については特別な質疑はなく、令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について採決をしたところ、全員賛成で原案の通り可決すべきと決定いたしました。

○議長（鈴木辰也）

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和3年度鋸南町水道事業会計未処分利

益剰余金の処分について、原案の通り可決すべきものとの報告であります。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって質疑を省略することに決定いたしました。

直ちに討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案の通り可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第2、議案第3号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第2号についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第3。議案第4号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第4。議案第5号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第5。議案第6号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第2号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木辰也）

日程第6。議案第7号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第2号についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告

○議長（鈴木辰也）

日程第7、議案第8号、令和3年度決算認定について。

- 1、令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題と致します。

本案については、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいております。委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、平島孝一郎委員長。

委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（平島孝一郎）

決算審査特別委員会に付託されました、

令和4年第5回定例会、議案第8号、令和3年度決算認定について、

1. 令和3年度 鋸南町一般会計 歳入歳出決算
2. 令和3年度 鋸南町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算
3. 令和3年度 鋸南町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算
4. 令和3年度 鋸南町介護保険特別会計 歳入歳出決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果の報告をいたします。

審査にあたり、各委員から多くの質疑、意見等がありましたが、要約して課ごとにご報告いたします。

最初に、令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑の内容を報告いたします。

総務企画課関係について、備品購入費で購入したポータブル電源の管理方法は、との質疑に対し、保田の防災倉庫に、いつでも使用できるよう配備しています、との答弁があり、ポータブル電源を管理するため、マニュアルが作成されているか、との再質疑に対し、町長からも、毎月点検を行うよう指示を受けております。現在、マニュアルは出来ておりませんが、定期的な確認を行い、管理に努めていきます、との答弁があり、早急にマニュアルを作成し、管理してほしい、との再質疑に対し、マニュアルの作成については、明言できませんが、有事の際に円滑に使用できるよう、適正な維持管理に努めてまいります、との答弁がありました。

B B Qハウス佐久間小学校施設使用料について、コロナ禍で稼働が限定されていると思うが、今後どのように展開を図っていく予定なのかとの質疑に対し、今後、旅行会社等と連携を図るなど、検討していきたいが、具体的な内容については、まだ決まっていません。次年度に向けて、検討を図っていききたい、との答弁がありました。

地域防災計画を周知する予定はあるか、との質疑に対し、計画自体の周知は考えていませんが、住民の皆さんにお伝えすべきことは、台風被害を想定した周知というように、具体的に想定されるものに対して、情報発信をしていきたい、との答弁がありました。

デジタル戸別受信機アンテナ設置工事について、難聴世帯は解消されたのか、との質疑に対し、アンテナが設置され、戸別受信機が聞けるような状態だと理解をしています、との答弁がありました。

高速バスラッピング作成業務委託について、1台だけとなっているが、周知には他の高速バスにも必要ではないか、との質疑に対し、バスタ新宿、東京駅まで、毎日運行しています、9月補正でもう1台フルラッピングを予定しており、財源も含め今後検討していきます、12月ごろから運行し、3月までは2台体制となります、との答弁がありました。

豊かなまちづくり寄付金代行業務委託について、他市ではかなり努力して収入を上げており、有効な事業、町の登録商品数はどのくらいか、今後の増やすための対応はどうか、との質疑があり、今年1月に既存事業者向けを2回、新規事業者向けを1回、説明会を開催し、新規事業者向けには7事業者が参加しました。4月からは、月1回の定例会で課題の洗い出し、商品の新規発掘を行い、令和3年度末の20事業者70品目から9月1日現在では27事業者106品目まで増やしており、今年度は商品や事業者を発掘し、そ

の後勉強会や広告も検討していきたいと考えています、との答弁がありました。

域学連携研究委託について、令和3年度はどのようなことをやったか、との質疑に対し、二拠点居住可能性調査、資源活用提案、新モビリティによる交通整備の3点を実施しています。活動内容は町報で年2、3回報告しています、との答弁がありました。

女性消防団員活動費補助金がずっと19万円のまま、女性消防団員の活躍は、評価すべきものがある。消防団員が減少する中で、この補助金の役割は大きい。女性消防団員の人数は、との質疑に対し、令和3年度の女性消防団員は15名です。活動費補助金の増額は検討しておりません。なお、報酬、訓練手当等も支払いさせていただいており、男性団員等を含め、報酬や手当について、国からの通知等を踏まえ、近隣市と調整を図りながら、処遇改善を検討しております、との答弁がありました。

回線通信料、モバイルサービス回線通信料は、去年は、開設や登録手数料が入って新しいスタイルになったと思うが、費用は大きくなったのか、との質疑に対し、費用はテレワークを導入したことで増加しており、モバイルサービス回線通信料はこれまでになかったもので、皆増しています、との答弁があり、今年度予算はこれをベースにしているのか、との再質疑に対し、モバイルサービス回線通信料は、こちらをもとに予算計上して執行しています、との答弁がありました。

通勤支援助成金の条件は、との質疑に対し、町内に住所があり、蘇我以遠に通勤する町外の事業所等に正規雇用される65歳未満の方で、公共交通機関の定期券を購入して通勤する方です、との答弁があり、利用者の意識はどうか把握しているか、との再質疑に対し、対象者にアンケートをしており、町外への流出の歯止めに繋がる、今後も継続してほしい、対象距離を短くするとさらに利用が増えるというような要望もあった一方で、厳しい意見もいただいておりますが、ほとんどの方が好意的な意見が多かったと思っております、との答弁がありました。

税務住民課関係について、町税の収納率が向上しているが、差押等もやっていくのか、との質疑に対し、滞納対策は毎年同じルーティンで実施しており、年2回滞納対策本部会議を行った上で、滞納者との接触を基本に預貯金等の調査、差押等を適正に行っています。令和3年度実績は、給与差押が1件、給与及び所得税還付金の換価が2件でした。また、県に徴取引継も実施しており、令和3年度は5件実施し、全て完納しています。引き続き手順を踏んで滞納処分を実施していきます、との答弁があり、会議を行っているとのことだが、全庁的に行っているのか、との再質疑に対し、滞納対策本部会議は、4月と10月に、副町長を本部長として全管理職が出席して開催し、本部会議とは別に実務者会議を開催しており、税務住民課、保健福祉課、建設水道課職員が出席しています、との答弁がありました。

保健福祉課関係について、検診関係について、30、40代は成人病予防の中で一番重要な時期と言われているが、その方々に対しての対応について伺いたい、との質疑に対し、総合検診は、令和元年度までは40歳以上を対象に案内してきましたが、若いころからの意識付けが重要になってくると考え、令和3年度より35歳以上を対象年齢を広げています。初年度だったため受診者は少数でしたが、今年度は、予約案内の実施と併せて

個別に電話で案内をしており、多くの方に受診いただけるような案内をしていきたいと考えています、との答弁があり、令和3年度から35歳以上を対象にしたということだが、何人に通知を出して、何人が受診したのか、との再質疑に対し、対象者は国民健康保険加入者であり53名、受診者は、町で行う総合検診で3名、各医療機関で行う施設健診で3名です、との答弁がありました。

福祉タクシー利用助成金について、利用数はどれくらいか、との質疑に対し利用者は10名、利用回数は142回です、との答弁がありました。

ひとり親家庭等医療費扶助として248万9千円計上されており、現物給付に変わったということだが、法改正によるものか、特別に理由があるのか、との質疑に対し、令和2年の11月に県の要綱が改正され、現物給付に変更するよう県の指導があり、令和3年の1月に受給券を発行し、現物給付に変更しました、との答弁があり、46世帯51人が対象ということで、扶助額250万円で1人当たり5万円だが、ひとり親家庭の医療費としては大きいように感じる。何か理由があるのか、との再質疑に対し、償還払いでは自己負担額が月1千円でしたが、今は所得に応じて1回0円か300円となり、自己負担額が減ったこと、また、償還払いでは、領収書を添付して申請しなければならず、手間がかかるので申請しない方もいましたが、現物給付では受給券を提示すればいいので利用が増えたものと思われます、との答弁がありました。

地域振興課関係について、出会い応援サポーターは現在何人か、との質疑に対し、令和3年度は4名です、との答弁があり、人数を増やさないと対応しきれないと思うがその点どう考えているか、との再質疑に対し、委員と増員の方向で話し合っています、との答弁がありました。

地域おこし協力隊は、その方々に定住してもらい、町の活性化を担ってもらうが、現在、農業者の隊員について、どの様な対応をしているか、との質疑に対し、主に佐久間地区の農業者の下で勉強をしています。任期が切れた後は、新規就農者として認定されれば次世代人材育成事業の交付金を活用できます。本人の意志があれば農地の取得も可能になるので色々な支援をしたいと考えています、との答弁があり、隊員に対しての支援は何をしているのか、との再質疑に対し、毎朝、職員全員での打ち合わせにも参加していただき、課題等の共有に努めています。コミュニケーション体制も良好と思います。将来的には、定住している元協力隊員のスキルを活かさない理由はないと考えますので、積極的に町の活性化に係わってもらおう仕組づくりをしなければならないと考えています、との答弁がありました。

佐久間ダム維持管理事業周辺整備委託について、佐久間ダムを観光の目玉としていくならば、トイレの清掃に関して草刈と分けて委託の仕方を考え直したら良いと考えるがどうか、との質疑に対し、改良区と協議して見直して行きたいと考えます、との答弁があり、予算を増やすなり委託の方法を考えていただきたい、との要望がありました。

建設水道課関係について、鋸南地区環境衛生組合分担金1億6千万円の件について、毎年度人口割による変動があるのか、との質疑に対し、衛生組合の処理量によって若干の変動はございます、との答弁があり、ごみの量を減らせば分担金は低くなるのか、との再質

疑に対し、減らした事によって若干少くはなりますが、南房総市内房地区との処理量に
応じて、かかった経費が分担されますので、一概に鋸南町が減らした量がそのまま分担金
として減るというものではなく、それぞれ均等割・人口割によります、との答弁があり、
近隣では生ごみ処理のコンポスト補助金を出している。鋸南町も生ごみ処理コンポスト
への購入補助等、前向きの考えがあるか、との再質疑に対し、各家庭、一人一人がごみの
減量化を意識していただければ、令和9年度から始まる広域ごみ処理に関する処理費や、
運搬費の軽減に繋がると思います。他の自治体の取組を参考に今後検討します、との答弁
がありました。

教育課関係について、補償補填及び賠償金、授業目的公衆送信補償金について、執行額
が予算額の半分以下となっている理由は、との質疑に対し、過疎地域に該当したため、補
償金が2分の1となりました、との答弁がありました。

給食センターで使用している米は、どこで購入しているのか、との質疑に対し、令和3
年度は安房農協から購入していましたが、令和4年度からは徐々に地元の方からの購入
を予定しています、との答弁がありました。

以上のような審査経過の後、令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算の認定について、
採決をしたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いた
します。

特定健診受診率は30.3%と前年度より向上しているが、特定健診受診率向上事業業
務委託の効果があつたのか。また、受診率が低いとペナルティがあるのか、との質疑に対
し、令和3年度は集団健診・施設健診の選択制を導入したので、その効果があつたと思わ
れます。また、受診率向上事業の受診勧奨ハガキについても、総合検診の予約期間の開始
に合わせて送付できたため、より効果的に実施できたと思われれます。受診率が低くてもペ
ナルティが課されることはありませんが、保険者努力支援制度での配点項目となってい
ます、との答弁がありました。

この他特段の質疑はなく、令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認
定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決
定いたしました。

次に、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、報告い
たします。

本決算については特段の質疑はなく、令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算の認定について、採決を致しましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべ
きものと決定いたしました。

次に、令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、報告いたしま
す。

本決算については特段の質疑はなく、令和3年度 鋸南町介護保険特別会計歳入歳出
決算の認定について、採決を致しましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべ
きものと決定いたしました。

以上で、令和4年第5回定例会、議案第8号、令和3年度決算認定について決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

◎議案第8号の質疑の省略

○議長（鈴木辰也）

ただ今、決算審査特別委員会での審査結果は、令和3年度の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、それぞれ4会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よって質疑を省略することに決定致しました。

◎議案第8号、一般会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

初めに令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和3年度鋸南町一般会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第8号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和3年度鋸南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第8号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和3年度鋸南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第8号、介護保険特別会計歳入歳出決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和3年度鋸南町介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第9号の委員長報告

○議長（鈴木辰也）

日程第8、議案第9号、令和3年度決算認定について。

- 1、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算。
- 2、令和3年度鋸南町水道事業会計決算についてを議題と致します。

本案についても、決算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会 平島孝一郎委員長。はい、委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 平島孝一郎 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（平島孝一郎）

決算審査特別委員会に付託されました、令和4年第5回定例会、議案第9号、令和3年度決算認定について、

1. 令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算
2. 令和3年度鋸南町水道事業会計決算

以上の決算の認定について、審査の経過並びに審査結果を報告いたします。

本特別委員会は、9月12日、午前10時から、役場3階大会議室において開催いたしました。

初めに、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、報告いたします。

きさらぎ会の看護師不足について、これからの採用の見通しはどうなっているか、との質疑に対し、きさらぎ会の看護師の今後の見通しについて具体的には承知していません、との答弁があり、きさらぎ会のことではあるが、改善の話し合いをしていると聞いているので、担当課においても少しでも看護師が確保できるよう努力してもらいたい、との要望がありました。

指定管理者交付金について、今回きさらぎ会の決算が黒字となり、約1100万円の法人税を納税している。指定管理者交付金の原資は税金であり、黒字になって税金を払うと

いうのはいかなものか。看護師や職員に特別ボーナスを出すといったような使い方をきさらぎ会の方で出来なかったのか。今年度も7000万円の予算が組まれているが、執行については町としても、しっかりときさらぎ会と連絡を取り合ってもらいたいがどうか、との質疑に対し、きさらぎ会としては、令和3年度はキャッシュフローを見ながら1年を乗り切る事を考えてやってきたと思います。医業収益の増減等、決算が見切れない状況であったと思いますが、経営努力もあり、結果的に収益が出たということであり、なかなか見通せない部分もあったと思われます。町では、きさらぎ会から毎月資金繰り表の提出に基づき、現金の状況について報告を受けてきましたが、税金対策についての協議という面については出来ていませんでした。今後、決算が近くなった段階で見立てを行い、その時点で税理士とも相談の上、指定管理者交付金の執行についても検討していきたい、との答弁があり、きさらぎ会との意見交換会は今年度まだ行っていないとのことであったが、会議を開催し、きさらぎ会の現在の経営状況を町として把握してもらいたい、との要望がありました。

この他特段の質疑はなく、令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和3年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、報告いたします。

本決算については、特段の質疑はなく、令和3年度鋸南町水道事業会計決算の認定について、採決をいたしましたところ、全員賛成で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、令和4年第5回定例会、議案第9号の決算認定について、決算審査特別委員会に付託された、審査の経過と結果についての委員長報告を終わります。

◎議案第9号の質疑の省略

○議長（鈴木辰也）

ただ今の決算審査特別委員会での審査結果は、令和3年度の鋸南病院事業会計及び水道事業会計の決算について、原案のとおり認定すべきものとの報告であります。

お諮り致します。決算審査特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定致しました。

◎議案第9号、鋸南病院事業会計決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

初めに令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和3年度鋸南町鋸南病院事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第9号、水道事業会計決算の討論、採決

○議長（鈴木辰也）

次に令和3年度鋸南町水道事業会計決算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

令和3年度鋸南町水道事業会計決算について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎閉会の宣言

○議長（鈴木辰也）

これにて今定例会に付議された案件の審議は全て終了致しました。

よって令和4年第5回鋸南町議会定例会を閉会します。
皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午 前 1 0 時 4 3 分 ……………

地方自治法第124条第2項の規定により署名する。

令和4年12月13日

議 会 議 長 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 大 塚 昇

署 名 議 員 渡 邊 信 廣